

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年度	分野	提案募集の属性	提案主体	関係府省	提案に係る規制緩和	提案事項(書名等)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(留意点)		
H29	12.その他	一般市	山鹿市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行規則第15条第2項	地方自治法施行規則において定められた地方自治法の執行規則第15条第2項(節)の区分は、別記のとおり定められているが、地方自治法において任意の節の設定が可能と制度する。	現在、地方自治法施行規則において、歳出予算の執行科目(節)が義務付けられている。このため、地方自治体の財政状況を把握するために総務省が実施する地方財政状況調査(決算統計)その他予算・決算関連事務において、当該執行科目を当該調査項目に応じて分析する必要がある。【決算統計上の分類(地方自治法上の節):人件費(給料、職員手当等)、物件費(賃金、旅費、簡用費等)、補助費等(報償費、給料、食料手当)、普通建設事業(給料、職員手当等、多額料、工事費等)】。また、近年、財政のマキミと強化のため、総務大臣から統一した基準による地方会計士の整備促進、具体的には固定資産台帳の整備と簿式簿記の導入を前提とした財務書類の作成、予算編成等への積極的活用が要請されている。固定資産台帳や簿式簿記の運用に当たっては、歳出予算の執行科目(節)を簿式簿記上の収益的支出と資本的支出に分析する必要がある。両事業とも、ICTを活用することで、分析の省力化が図られるものの、分析そのものの削減には至らず非効率的な面がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka.html		
H29	2	12.その他	一般市	空閑市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第13条第1項	市内における衆議院議員小選挙区の区割りの見直し	空閑市は、平成18年3月に旧空閑市、旧友部町、旧岩間町の1町2町が合併し1つの自治体となったが、衆議院議員小選挙区の区割りも、旧空閑市の区域が1区、旧友部町と旧岩間町の区域が2区となっており、空閑市に2つの選挙区が存在している。これを1つの選挙区となすよう区割りの見直しを要望する。	投票所及び開票所として、1区と2区に分けて設置と開票を行わなければならない。選挙事務全般において、煩雑な事務となっている。期日前投票では、選挙区ごとの投票所での投票を行わなければならない。旧空閑地区の市民が本庁舎(旧友部町)で投票をしようとしても、選挙区が違ったり、投票できない。市民から見れば、同一市内でなぜ期日前投票ができないのか、不満が出ている。選挙人が市内で住所変更を行った際に、選挙区の変更が生じることがあり、混乱をきたすことがある。	—
H29	3	12.その他	都道府県	神奈川県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第2条第6項、第16条 地方自治法第244条の2第1項、第3項	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して手続の見直し	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して、手続の見直しにより、条例の簡素化、事務の簡略化がなされるよう見直しを求める。	公の施設に、財産の使用許可などを伴ったコンセッション方式を導入する場合、利用許可権限の委任に当たり、PFI法による運営権の設定に加えて地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重複適用)という、2つの法律に基づく手続を要するが、条例の規定が複雑であること、事務手続が煩雑であることから、速やかな導入が行えずにいます。	—
H29	4	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準第11条	児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和	保育所における外部搬入については5年以上前から特定区域等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口増加に鑑み、地域の食育に役立てる必要がある。このように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。	児童発達支援事業等には営利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているが、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっており、厚生労働省においても人口10万人規模に1ヶ所以上を目安としているとおり、さらなる充実が求められている。しかしながら、平成29年4月現在、本県所管域(指定都市及び児童相談所設置市を除く)の人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターの設置数は14件にとどまっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。実際に、市内のある自治体では、既存公有財産を活用し、必要の高さについて児童発達支援事業を実施することを検討した。なお、建物の構造や整備費用等の関係から設備改修により調理室を設けることが困難であること等の事情から、当該地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターとしての設置を諦め、地域の民間事業者と同様にセンターではない児童発達支援事業所とした事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka.html
H29	5	09.土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建設業法第5条、第11条、第12条、第27条の2第2項、第28条、第27条の2第4項、第4条の4 建設業法施行規則第8条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2	建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について、施設内調理以外の方法への緩和	国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならないこととされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県知事の経由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等へ一本化することを求める。	都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されおらず分岐にいたっての苦情がある。国土交通大臣許可申請又は経常事項審査の申請については登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経常事項審査にあっては県収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県収入証紙を貼り付けて提出したケースが発生している。都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者が問い合わせを受けたり、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が周知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者が混同している事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka.html
H29	6	02.農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	林業種苗法第24条	林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和	林業種苗法により、スギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和	林業種苗法により、スギ苗木の配布区域指定が指定され、広域での少花粉苗木の搬送が制限されている。そのため、育苗が進まない地域で少花粉苗木による造林が進まないなど花粉発生対策が滞っている。	—
H29	7	03.医療・福祉	一般市	小都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第23条第1号 介護保険法施行令第42条	後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できる希望制度導入	後期高齢者医療保険料の徴収において、被保険者の希望により、年金受給額に「年金受給額」の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外とされている。このため年金受給額は、「年金受給額」に年金特別徴収に定められた優先順位が第1位の年金の受給額であり、「優先順位が第2位以下の年金の受給額」の方が高額であっても考慮されない。このため年金受給額は、半年ごと特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からの苦情が相次いでいるほか、納付に忘れによる滞納が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka.html	
H29	8	02.農業・農地	都道府県	島根県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	日本型直接支払制度に関する法律(平成26年法律第78号)	日本型直接支払制度における多面的機能支払を推進するための、活動組織の合併に係る支援対象要件を緩和するという点にたい	島根県の中山間地域においては、本路線系統ごとに多面的機能支払の活動を行っているが、県内における活動組織の3割が10ha未満の活動組織となっている。これらの小規模な活動組織においては、高齢化に伴い役員又は事務担当者確保が難しく活動を取りやめる組織の発生が心配されるため、対応策の一つとして組織の合併を推進している。現状では、広域化の前段階として、近隣組織との小規模な合併または1ヶ所を複数に合併する事例が多くなっている。一方で、小規模な合併でも合併に係る調整や会合に係る経費は広域合併と同様にかかっているが、現行制度では、活動組織が大規模な合併をする際に助成を受けられる制度となっており、また多面的機能支払交付金実施要綱(別紙5)広域活動組織第3項第2において、「地域の状況において100ha以上200ha未満の組織で特定の対象と広域の組織を共同して実施することができるとしているため、結果的に『要綱基本方針』において、生産条件の不利な農用地等の要件を満たす場合は、広域協定の対象となる区域を限る100haに定めているが、それによって組織の合併に際して、面積要件がクリアできない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka_yosan.html	
H29	9	06.環境・衛生	中核市	長崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第6号	一般廃棄物(尿尿)の収集業務を委託する場合、収集作業に直接従事した者が手数料の徴収も行えるようにすること。	一般廃棄物(尿尿)の収集業務を委託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。このため、現在一部地区を除き徴収業務は委託せず市自らが納付書を送付し払い込まれる方法で手数料を徴収しているが、収集から請求までの時間が空くこと、また利用者や請求者が(市)が直接対応しないことで支払に対する義務感が薄くなりがちであり、このことが未収金発生率の要因のひとつとなっている。また、徴収業務を委託している地区においても、収集作業と徴収業務は別途人件費や交通費を積算する必要があるが、経費が高くなる。なお、収集業務の手続きの簡便化の集約は、手数料の不正確を防ぐためと承知しているが、現在、民間業者の中で尿尿回収の自動計量システムにより不正徴収できない仕組みを導入したり、技術的に解決できると考えられる。また、私による公金の取扱いが拡大している中、直接徴収を禁止する必要性がないものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka.html	
H29	10	01.土地利用(農地除く)	中核市	長崎市	警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	駐車場法施行令第7条第2項 第2項第1号の適用除外区域の拡大	駐車場法施行令第7条に規定されている駐車場出入口に設置に係る基準について、第2項に規定されている適用除外の項目を拡大すること。	駐車場の駐車面積が500㎡以上である路外駐車車庫においては、駐車場法施行令第7条第1項により、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後にメートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置からメートル以内の部分」などによって出入口の設置が制限されている。長崎市においては、市内中心部の商業地などにおいて、路面電車の停留場の間隔が狭く、また、路面電車停留場については、安全地帯と定義されていることから、軌道に面した多くの区域が、駐車場出入口を設けることができない区域となっている。長崎市中心部の思案橋電停付近において、建設当時は適法で整備されたが、電停の延長が行われた結果、現在、既存不適格建築物(駐車場として使用中)となっている路外駐車車庫がある。当該駐車場においては、変更届けが必要な改良(駐車台数の変更等)又は再度路外駐車車庫として建替等が発生した場合、出入口に関する技術的基準の要件を満たさない。本市の路面電車の停留場においては、道路の中央に設置しているものの、車両の進入を防ぐ防護柵等が設置されており、駐車場出入口が近辺にあつたとしても、交通安全及び交通の円滑化については、確保できると考えている。また、駐車場出入口が路面電車の停留所(安全地帯)の左側に設置する場合は、反対車線からの右折入庫ができず、入出庫は左折のみとなり、道路交差への影響は少ないと考えられる。今後、建築物の更新を計画する時点で、路面電車の停留場が支障となり、駐車場法施行令第7条第1項に定める技術的基準を満たす箇所がなく、駐車場の設置や計画自体が困難となるケースが想定される。それぞれの地域の事情に柔軟に対応ができるよう、道路管理者及び交通管理者の意見を伺った上で、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後にメートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置からメートル以内の部分」についても、駐車場法施行令第7条第2項の適用除外の対象となるよう制度の緩和が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka.html	
H29	11	05.教育・文化	中核市	長崎市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱	長寿化推進のための補助対象範囲の拡大	公立学校施設の大規模改造(老朽)において、駆除の長寿化に影響する屋上防水事業等についても補助対象となるよう、対象範囲を拡大すること。	【支援事項】公立学校施設の大規模改造において、外壁改修工事、屋上防水事業等を行う場合には足場工が必要となるが、現在は外壁改修工事のみが補助対象となっている。そのため、駆除の長寿化に大きく影響する屋上防水事業等については、外壁改修工事と同時に工事ができず、足場工に係る工費費がかさみ、非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka_yosan.html
H29	12	01.土地利用(農地除く)	一般市	舞鶴市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号に規定の区域区分に関する都市計画について、定める者を市町村とすること	①主体的なまちづくりと市民への説明責任 ②区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見をもった市民が行うとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としては、そうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 ③時間的制約による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の間接関係との事前協議や調整に多くの時間がかかる。 ④地形的特性 舞鶴市の様に、一市一郡計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考ええる。 ○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。現行では、放課後児童支援員認定資格者を受検するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業業者等であつて、2年以上児童福祉施設に従事したものの ②高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町長が承認したものと以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。 ○本市には、約10時間放課後児童クラブで勤務している者の中で卒業者(男性、30代)がおり、その者の勤務日に子どもたちが放課後児童クラブに行きたいというほど、子供から慕われていて、リーダー的な業務も、行っている。 ○放課後の事情等で、高校を中退しており、素行が悪いわけではない。 ○高等学校の卒業資格を得るにも、放課後児童クラブの勤務が1日ほあるため難しく、支援員としての資格がないため、長期間放課後児童クラブで働いたキャリアがあるのに、勤務を継続するモチベーションが下がっている。 ○保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受験資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乗せる等により、中学校卒業業者にも支援員研修の受講資格を認められたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka.html
H29	13	03.医療・福祉	一般市	豊川市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第6十三号) 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童支援員の要件の緩和	「児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業業者等の要件の範囲を中学校卒業業者まで拡大する。 ・中学校卒業業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。	本市の小規模多機能型居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準第63条	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka.html
H29	14	03.医療・福祉	一般市	鉈江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条	小規模多機能型居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準の緩和	小規模多機能型居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準の緩和	本市の小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った現在でも職員が足りないため、事業所が開始当初に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。また、現行の基準では採算性がよくないこともあり、利用したいという人のニーズに答えられないケースもある。当局としては、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みの充実に向け小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めていきたいが、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人へのサービス提供がなかなか進まない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (v)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・児童福祉施設における食事の提供(同省令11条)のうち、児童発達支援センター(43条)については、児童発達支援センターにおける食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【国土交通省】 (3)建設業法(昭24法100) 二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)については、廃止する 方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【国土交通省】 (2)建設業法(昭24法100) 二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)については、廃止する。その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。	「二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)については、廃止する。その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。」旨を閣議決定した。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第9次地方分権一括法案)」について第198回国会に提出、令和元年5月31日に成立した。令和2年4月1日に施行した。	【国土交通省】国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止について(通知)(令和元年11月1日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_5	国土交通省不動産・建設経済局建設業課
6【国土交通省】 (15)駐車場法(昭32法106) 道路のまがりかどから5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制(施行令7条)については、安全対策を講ずること等により、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。					
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (ii)小規模多機能型居宅介護については、当該サービスの普及等を図る市町村の参考となるよう、安定的な事業の運営に向けた小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例を、市町村に平成29年度中に周知する。			【厚生労働省】安定的な事業の運営に向けた小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_14	

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	実施主体の属性	関係府省	実施区分	供託法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(概要等)		
H29	15	03.医療・福祉	一般市	柏江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第4項「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の目的の効率的な支援の方法に関する基準第5条第4項	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和 訪問介護のサービス提供責任者について、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。 ※総合事業の現行の訪問介護担当のサービスについても同様に訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。	指定訪問介護事業所が総合事業の訪問型サービスを実施する場合、訪問介護のサービス提供責任者(以下「責任者」という。)が訪問型サービスAの責任者等と兼務できないため、訪問介護の責任者と訪問型サービスAの責任者をそれぞれ配置する必要があるが、「介護人員の不足により、責任者の確保は難しい」との声から事業者からあがっている。 本市には、受入業者等に対する効率的かつ効率的な支援に向けて、訪問型サービスAについても推進を図っているが、人材確保の面から訪問型サービスAの実施に難色を示している事業所も多いため、対応に苦慮している。 ※総合事業の現行の訪問介護担当のサービスと訪問型サービスAを同一事業所でも実施する場合についても同様の支援がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	16	03.医療・福祉	一般市	柏江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】問12	通所介護のサービスと通所型サービスAを同一事業所として実施する総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスAを実施する場合における定員の要件を緩和する。 ※総合事業の現行の通所介護担当のサービスと通所型サービスAを同一事業所でも実施する場合についても同様に定員の基準を緩和する。	通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、通所介護の利用定員と通所型サービスAの利用定員は別定に定められている。そのため、それぞれのサービス利用者の状態が変化したことを受け、もう一方のサービスに変更しようとした際に、受け入れる方のサービスにおいて利用人数が定員を満たしている場合、違う事業所の利用を促さざるを得ない。そうなった場合、利用者にとっては通い慣れた事業所から違う事業所に変更せざるを得ない。そういったことを避けるため、事業所によっては、定員に対する利用人数に余裕をもちたせて受け入れを行っているところもある。また、別に定員を定めているため、サービス利用の変更の際の変更届の作成・提出・受理に係る事務が煩雑になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	17	03.医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第4条 児童扶養手当法施行規則第11条 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の特異性について(児童省児童家庭局企画課長通知 昭和48年 児企第28号)	児童扶養手当において転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きが定められている。 転出と同時に児童扶養手当が資格喪失となる場合に転出前の自治体で資格喪失手続きができるようにされた。	児童扶養手当受給者が東京都で資格喪失届を提出せずし神奈川県茅ヶ崎市に転入。転入と同時に事実婚関係が生じたため、神奈川県茅ヶ崎市では児童扶養手当の申請は行わなかった。その後、事実婚が解消され、再び東京都の居住地へ転入した際に児童扶養手当申請を行ったが、資格喪失届が東京都でも神奈川県茅ヶ崎市でも提出されていないため、児童扶養手当の再認定を行うことができなかった。 この場合、資格喪失届の提出は事実婚状態の始期により判断すべき事例と考えられるが、東京都は転入後に事実婚状態となったと考え、神奈川県は事実婚状態となったことで転入したと考え、いずれの解釈も成り立つ事例であることから、自治体間で意見を調整することが困難であった。 自治体による事実婚認定が原則であるとすると、当該事例は自治体によってしまつと国民に不利益をもたらすものであり、有権解釈権のある国としての解釈を、通知等により明確にすべき。 その上で、支給認定を行っていない自治体が資格喪失届出を受け付けることは不合理であり、システム処理にも多大な支障があるため、当該事例のように転居と資格喪失が同時の事例であって、二重の解釈が可能である場合においては、一律に支給認定を行った住所において資格喪失届出を受理すべきものと整理していただきたい(一都三県のうち、東京都以外の県では同様に処理している。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	18	12.その他	一般市	今治市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行規則	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの活用が想定されないものがある。 そのため、情報開示によるマイナンバーの活用が見込まれる申請・届出等以外にはマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求める。	【支援事例】 マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請等にマイナンバーの記入が義務付けられたが、制度の説明および記入に際し必要本人確認等のため、制度導入前に比べ受付にかかると時間が1件あたり平均約1分程度増し、受付事務が煩雑化するとともに、住民の待ち時間が増え意欲が減進するようになった。 当市の国民健康保険窓口では月500件以上の高額療養費の支給申請を受理しているため、500分の業務時間増である。 申請者がマイナンバーカードを持参していないなどの理由で記載できない場合は同意を得て住民基本台帳等により職員が確認・記入することも認められているが、その説明にも時間がかかる上、住民基本台帳システムの画面からマイナンバーを目視確認して手書きで記入するより余分な事務が生じる。 公平な負担と給付の実現および手続の簡便化等のためマイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる業務は国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など軽微な手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。 結果としてマイナンバー導入の目的である「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を損なっている。 また記入済み申請書の保存にも十分な管理体制が求められ、必要な空間や設備の確保に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	19	03.医療・福祉	中核市	豊田市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条の2	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報を利用できるよう緩和をお願いする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理されている。 別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携が必要となる特定個人情報情報は、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報を利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法第28条では実費徴収が可能であるが、実費を徴収しない者から、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないとする要件も市町村の裁量に委ねられている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収しない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を含みながら、判断している事例が多いと考えられる。そのため、経済的理由により実費徴収できない者の資格確認ができない、生活困窮者と考える者と一緒に予防接種費用を負担することになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考える。 また、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報開示できないのは矛盾している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html
H29	20	03.医療・福祉	中核市	豊田市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条の2	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報を利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考え、政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらふことは住民にとって負担である。 また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	21	09.土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法施行規則第4条の5の5	地方自治体の裁量に、初回点検を除く近接目視点検結果の健全性が1と診断された橋梁(路線橋、跨道橋を除く)については、健全性に応じた地方自治体の最量で安全なサイクルで点検し、また小型無人機の新技術を活用した近接目視以外の点検手法を導入し、効率的かつ安全な点検を実施することにより、道路法施行規則第4条の5において一律に定められている点検手法・頻度の弾力化など事務の簡素化を求める。	点検は1年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果と関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果が重くなった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要になることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修も実施しなければならないため、点検だけでなく補修にも人員が必要となる。また、点検にあたっては近接目視によることを基本とし、効率的かつ安全な点検を実施することとなるが、設置や撤去に時間を要し、かつ転落事故等の危険性が高いことから、安全かつ効率的な点検に支援を要す。 豊田市では、約1,200件の橋梁を管理しており、年間約240件の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中では、全ての橋梁に対し一律に同じ品質の点検・補修を行っていくことが困難である。 以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方自治体の判断により健全性に応じた点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。 例えば、初回点検を除く近接目視点検結果で健全性が1と判定された橋梁(堡子トンネル天井板落下事故のように第三者被害を招くような路線橋、跨道橋を除く橋梁)では、重要度が低い(橋梁)については、自然災害や地帯的な気象条件など特別な事情がない場合に限り、橋梁点検全体の質が低下しない範囲内で、当該橋梁の健全性に応じて地方自治体の最量で点検頻度を定められるようにし、点検手法についても近接目視以外の方法(例えば、小型無人機等の映像確認等)を導入することが可能となるようにしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	22	12.その他	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法	水道法に基づき給水区域の縮小に係る許可基準の明確化	山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かる。更に近年、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の簡易装置3,000万円(ランニングコストは別途)を新設する計画がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	23	10.運輸・交通	施行時特例市	上越市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第79条の4第1項第6号 道路運送法施行規則第51条の9 市町村運営有償運送の登録に関する特定(平成18年国自保第141号) 自家用有償旅客運送についてよくある質問	市町村運営有償運送(交通空地)の実施にあたって、市町村は、運送に必要な自動車を自ら保有することとされているが、保有車両では対応できない突発的な事態も想定されるほか、これに対応するための予備車両を保有することは効率的ではなく、また事故などにより定期的に運送に使用する自動車が使えなくなる期間もあるため、特に通常運行する車両の代替車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を用いることも可能として頂きたい。	自家用有償運送(市町村運営有償運送(交通空地)の実施にあたって、市町村は、運送に必要な自動車を自ら保有することとされているが、保有車両では対応できない突発的な事態も想定されるほか、これに対応するための予備車両を保有することは効率的ではなく、また事故などにより定期的に運送に使用する自動車が使えなくなる期間もあるため、特に通常運行する車両の代替車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を用いることも可能として頂きたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	24	12.その他	一般市	中津川市	総務省	B 地方に対する規制緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(以下「承認基準」という。)において、包括承認事項に該当する案件として、第2の(1)①において、経過年数が10年以上とあるところを、「概ね10年」への改正	当市では平成19～21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して市全域に光ファイバ網を整備し、市民に対して民間業者からインターネットアクセスサービスを提供しているが、維持管理費が利用料を上回る費負担が重い状況であるため、初年度整備より10年を経過するタイミングで、引き続きサービス提供していただくことを条件に、設備を現サービス提供会社に無償譲渡する予定である。しかし、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第22(1)①において、包括承認事項に該当する場合は経過年数が10年以上と定められていたため、30年度で市全域に整備した設備を10年経過した10年度以上に区分して譲渡しなければならず、財産の区分けや、その間の設備維持において市と譲渡先である民間業者の分担が困難となることから、整備施設設で10年を経過するのを得て譲渡しなければならぬ。 については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第22(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるのを、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各府県庁の長の承認について」とのとり、「概ね10年」とし、一時的な設備については10年に満たなくても包括承認事項に該当するものとしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (a)指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)5条2項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準)とを緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービス)に限る。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	--	--	【厚生労働省】指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_15	--
--	--	--	--	--	--
【厚生労働省】 (20)児童扶養手当法(昭36法238) (a)児童扶養手当に係る受給資格喪失の届出については、交際相手との同居等を理由に転出し、転出と同時に事実婚関係となった場合で、児童扶養手当受給者より申出のあった事実婚関係の発生日と当該者に係る住民基本台帳上の転出日及び転入日が同日であった場合、施行規則11条の規定に基づき、転出元の地方公共団体が資格喪失届を受領し、転出先の地方公共団体への異動等の確認をもって、転出元の地方公共団体による資格喪失手続ができることについて、地方公共団体に平成30年中に通知する。	--	--	【厚生労働省】児童扶養手当資格喪失届の取扱いについて(平成30年3月23日付け事務連絡)	--	--
【内閣府(20)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【内閣府(13)(k)】【厚生労働省(32)(a)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019 年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭33 厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等	被保険者証等の再交付申請において、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和元年9月30日付け老発0930第1号、保発0930第9号厚生労働省老健局長、保険局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_18	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課
【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (a)予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の18)については、当該事務処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。	--	予防接種法に基づく実費の徴収に関する事務について、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の情報連携を可能とした。	【内閣府】【総務省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月24日付け府番第182号、総官参第61号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官通知) 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月25日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_19	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局健康課
【内閣府】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (a)予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の18)については、当該事務処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。	--	予防接種法に基づく実費の徴収に関する事務について、障害者関係情報の情報連携を可能とした。	【内閣府】【総務省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月24日付け府番第182号、総官参第61号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官通知) 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月25日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_20	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局健康課
【国土交通省】 (12)道路法(昭27法180) (a)地方公共団体による橋梁等の点検については、以下のとおりとする。 ・橋梁等の点検を支援する新技術については、その開発を促進するとともに、活用可能なものから随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検証を進める。 ・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面(地方公共団体等の職員に対する研修等)や財政面での支援を行うとともに、実態把握面での支援として、地域一括発注の一層の活用促進を図る。 ・点検の頻度(施行規則4条の5の5)を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見の聴取を開始し、国民の安全確保を前提としつつ、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、地方の意見も聴きながら早期に結論を得るべく検討を進める。	<平30> 6【国土交通省】 (13)道路法(昭27 法180) (1)地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能かつ実効性ある点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018 年度中に定期点検の見直しを行う。	点検要領を改正し、特定の構造の橋梁については点検手法を効率化・合理化することができると等を示した。	--	--	国土交通省道路局路政課
【厚生労働省】 (18)水道法(昭32法177) 人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等の課題を踏まえた水道法の見直しに合わせて省令等を改正し、給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化するとともに、「水道事業等の認可の手引き」を改正するなどの方法により、具体的な手続及び許可基準を地方公共団体に周知する。	--	水道法に基づき給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化した。	【厚生労働省】水道法施行規則の一部を改正する省令 【厚生労働省】水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月) 【厚生労働省】改正水道法等の施行について(令和元年9月30日付け薬生水発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_22	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (a)自家用有償旅客運送(78条)に係る運行委託先の企業等や個人からの持込み車両の使用については、市町村が主体となる自家用有償旅客運送において使用可能であることを地方公共団体に通知する。 【措置済み(平成29年8月31日付け国土交通省自動車局長通知)】 (a)自家用有償旅客運送に係る運行委託先の旅客自動車運送事業者の事業用車両については、本来の事業の用に供することを妨げない範囲で持ち込むことが可能であること及びその場合の留意点を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	--	--	【国土交通省】市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日付け国自旅第333号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_23	--
--	--	--	--	--	--

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	年次 番号	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における数値的な 調整結果(得意値)
H29	25	03.医療・福祉	町	長洲町	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号) ○放課後子ども教室推進事業実施要綱	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	本市では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるように、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士より処遇が低く、確保が困難な状況である。 また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す学生や地域で活躍している様々な分野の方で、クランチイのよびなのであり、毎回人材の確保に苦慮している。現在は月1回程度一休型として実施しているが、同事業の人材の確保が困難であるを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。 厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国的1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一休型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考え。 先行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一地域内に他の事業所等の業務と兼務することとされている。 よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。 放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、併様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyujekka.html
H29	26	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第6項第1号イ及び第7項第1号 小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第2号、第5号、第6号、第11及び第12第2項第4号	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件の緩和	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助について、「ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものであること。」「(小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12第2項第4号等)との条件の廃止もしくは見直しを行うこと。	【岡山市の事例】 空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件に地域コミュニティの維持再生に10年間活用することがされている。この条件は、空き家の場所、地域性、町内会等の協力が大きく左右され、かつ改修後10年間の利用計画を考慮する必要がある。所有者にとってハードルが非常に高い。結果、平成27、28年度の実績はなく、町内会等への働きかけを強化したとしても、補助事業の効果は限定的である。一方、空き家の改修及び利活用は、特定空家の増加を防ぐ観点からも重要であり、単独事業として、1年以上の空き家に対して、地域コミュニティの維持再生の条件をはずし、耐震診断や改修後住宅として利活用する等の一定の条件を付した上で、補助を行っている。 本事業についての利用件数は増加しており、補助申請者が当初見込みを超え、申請を見送ったケースが発生している。(平成28年度補助実績10件。申請を見送ったケース11件)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyujekka.yosun.html
H29	27	03.医療・福祉	町	長洲町	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府令第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日ととなっている児童の年齢基準を実年齢に応じること可能となるよう緩和を求める。	保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府令第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になったとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、実年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所にあつては、非常に厳しい状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyujekka.html
H29	28	03.医療・福祉	都道府県	宮崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・地域医療介護総合確保基金管理運営要綱 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条(都道府県計画)	地域医療介護総合確保基金の地域事情に応じた要件緩和	地域医療介護総合確保基金の介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業において対象となる専門職の要件緩和を求める	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限定されているため、地域の実情を踏まえた取組みに支障をきたしている。 市町村が実施する地域ケア会議において、個別のケアマネジメント小支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が必要不可欠であるが、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として管理栄養士、歯科衛生士が対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。 今後、ますます高齢者が増えていく状況を鑑み、有資格者の確保の必要性が増していくと考え。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyujekka.yosun.html
H29	29	07.産業振興	施行時特例市	一宮市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	卸売市場法第2条第2項	小売活動等を含めた地方卸売市場の運営における法解釈について、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることとを明確化していただきたい。	場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることとを明確化していただきたい。	【提案の背景】 産地の活性化や流通インフラの発達により、市場取扱量が年々減少している。要因は人口の減少や市場外流通の増加にあるが、地方卸売市場はこれに加えて小売業が大規模化し、地方の一般小売店の減少や大規模な取引が可能で中央卸売市場に代表される大規模市場への取引を集約しているため、地方卸売市場の取引が減少する一方となっている。 買受人数が増加し市場内が活性化するため新たなサービス業等の潜在的な買受人へのPRを行う必要がある。中央卸売市場に比べ知名度に劣る地方卸売市場が地域に根付いたその存在の認識を得ることやPRに繋がる。 また、市民への地方卸売市場への理解度は知名度に比例し、中央卸売市場への理解度と大きく差があるため、中央卸売市場と同様なイベント等による一般開放では理解醸成も促進されていない。 【支援事例】 一宮地方総合卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20周年を迎えており、市民からも好評を得ている。 一方で、本来の市場の利用者である買受人は減少し続け、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。 そのうちな中で、地元JAが市場内に既存関連事業者を集約した新規卸卸棟を計画し、仲卸とともに市民向けの小売も行いたい意向を示したが、所管庁である愛知県へ相談した際に、卸売市場法第2条第2項の規定により卸売市場とは卸売のために開設される市場」とされており、仲卸業者等による通常の小売活動は都道府県県に弾力的に運用が図られるものではない、との見解が愛知県より示されたため、計画が頓挫している状況である。 本市としては、中央卸売市場に比べ、商品の量や施設規模も小さい地方卸売市場においては、例えば一般市民の入場時間帯や入場禁止箇所を設けることで安全面、衛生面等への懸念は解消されると考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的な運用が可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyujekka.html
H29	30	03.医療・福祉	一般市	中津川市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童クラブ開所日数要件の緩和	放課後児童クラブの年間250日以上の開所日数要件を見直し、運営実施に即した基準とする。	放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども・子育て交付金より交付されており、その補助要件の中で放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されている。しかしながら、平成28年度の平日の日数は124日であり、平日だけの開所の場合、補助要件を満たすことができない。 本市では、平日に放課後児童クラブを利用する家庭が少なく、放課後児童クラブのニーズが低いため、平日(月～金)開所しているクラブが大半で、必要に応じて土曜日に保育を実施している。しかしながら、警報やインフルエンザなどにより、やむを得ず休所してしまう日もあり、補助基準の250日以上を満たすために、ニーズの低い日も無理に開所するといったことが生じている。また、現行の要件では、250日以上の開所の場合と、200日～249日の開所の場合で、補助基準額に大きな差があり、200日開所の場合と249日開所の場合が同列に扱われている。 【参考】 2013年(平成25年)・・・土日祝121日／平日244日 2014年(平成26年)・・・土日祝123日／平日242日 2015年(平日27年)・・・土日祝123日／平日242日 2016年(平成28年)・・・土日祝122日／平日244日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyujekka.yosun.html
H29	31	03.医療・福祉	都道府県	高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもへの預かり場所の見直し	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の子どもへの預かり場所の見直し	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の子どもへの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること 当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。 【制度改正の必要性】 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要がある。また、当該目的には1:1の受け入れが可能で預かりの環境がよいファミリー・サポート・センター事業を利用したいという必要がある会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyujekka.html	
H29	32	02.農業・農地	指定都市	神戸市(共同提案)大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	○農業振興地域の整備に関する法律第13条 ○同法施行令第10条	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地利用計画の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の改修に伴う変更については「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。	農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了まで1～1年近くの間を要している。 本市では新規就農者が多い(年間50名程度)が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い「営農を強いら	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyujekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【文部科学省】 (4)児童福祉法(昭22法164) ・放課後子ども総合プラン(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後子ども総合プラン(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省(3)(イ)】【文部科学省(2)】 児童福祉法(昭22法164) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和元年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和元年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_25	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所における保育士の配置基準(児童福祉法)設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。			【厚生労働省】「平成29年の地方から提案等に関する対応針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)		厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (イ)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。					
6【農林水産省】 (4)卸売市場法(昭46法35) 地方卸売市場の運用の在り方については、地方卸売市場内で小売活動を行うことを含め、都道府県知事が地域毎の実情を踏まえて判断して差し支えないことを明確化するため、都道府県に改めて周知する。 [措置済み(平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知)]			【農林水産省】小売活動等を含めた地方卸売市場の運用のあり方について(平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_29	
6【厚生労働省】 (31)子ども・子育て支援法(平24法65) (イ)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 ・子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成30年4月に改正する。					
6【農林水産省】 (3)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農業振興地域整備計画の変更(13条)については、事務手続の迅速化を図るため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 ・市町村による農業振興地域整備計画の変更については、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能であること。 ・農業振興地域整備計画の案の公告・縦覧(11条)については、その期間が「おおむね30日間」と定められており、市町村の判断により30日間より短い期間を設定することが可能であること。 ・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更協議等に係る標準処理期間を定め、手続の迅速化に努めることが望ましいこと。 ・農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。			【農林水産省】農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について(平成30年3月30日付け29農振第2589号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_32	

	中核市 管理	分野 福祉	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (議題名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における進捗状況 ・施策結果(備考欄)
H29	33	03.医療・福祉	一般市	雲南市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条(従業者の員数) 第10条(設備基準)	児童発達支援と放課後等デイサービスにおける人員配置基準及び設備基準について、定員数が少数である場合には、両事業の指導員又は保育士の業務及び同一の施設での実施を認めていただきたい。	児童発達支援と放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、それぞれの基準について、基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市内の児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準を同時満たす人員を確保することは困難である。そのため、放課後等デイサービスを実施する際は、児童発達支援事業を実施できない。		
H29	34	03.医療・福祉	一般市	雲南市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条(従業者の員数)	サテライト事業所における義務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求め、必要となる見直しを求むる。	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、雲南市付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなっていた。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場」たる児童発達支援事業が行われていないため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。 その主な要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方が地域の実態に適合していなかったことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いている。 具体的に、いわゆるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。 また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員の合計によるところとなっており、上記のように本体事業所と同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所それぞれで施設の児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が薄くなり、事業者にとって難しい状況となっている。 以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町の両方とも人員等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるものとする。 ○ 本体事業所との連携により、サテライト事業において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、義務可能な職員等の明示または、 ○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算すること是不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	35	12.その他	中核市	松山市	総務省	B 地方に対する規制緩和	国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査区要図閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日総務省統計局長決定、最終改正平成23年6月17日)	国勢調査情報の利用で調査世帯を一覧の複写を可能とする	現在、国勢調査情報の利用が可能な基幹統計調査では、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写により調査区の確認をしている。	調査世帯一覧を複写するためには、通常1時間程度の時間を要し、調査員に負担を掛けるばかりでなく、立ち会い職員も拘束される。さらに、実行時間が重なる他の調査員を待たせることを避けるためには、閲覧場所及び職員を複数確保する必要も生じるなど弊害が多い。 また、調査区に精通した調査員の高齢化による引退や、プライバシー意識の向上による調査実施の難化により新たな調査員の確保に苦慮している中で、確保した調査員は調査区に詳しくない場合も多く、転記誤りにより訪問先を間違えるなど、トラブルが生じることがある。 現に、調査員からも「他の書類は複写できるので、世帯一覧のみ複写できないのはなぜか」、「調査後は処分するので複写できない方がいい」、「調査員を信用してほしい」などの意見が寄せられるなど、調査員の理解複写が禁止されている調査世帯一覧を、調査区地図及び調査区要図と同様に複写可能としていただきたい。 世帯一覧には個人情報記載されているが、閲覧内容を記録した記録簿を作成していることや、調査員には守秘義務が課せられていることから、安全性は一定担保されていると考ええる。さらに、立ち会い職員による必要最小範囲の部分の複写や、マニュアル等を作成し、複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることで、個人情報漏洩のリスクをより軽減できるものと考ええる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	36	03.医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	C 権限移譲	障害者の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条	幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設整備給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。 なお、当時の事務処理特例制度を活用することの検討があるという提案を行った。 これにより、窓口が一元化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。 一方で、事務処理特例による移譲は、市町村に移譲を求めると、県の同意を得る必要があるが、その協議時には県が優位に立っているとおり、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法律によって明らかに中核市の固有の事務と位置づけられることで、より速やかに反映できるようにすることから、権限移譲を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	37	12.その他	村	鳴門市、茨城県空問町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、遠志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第38条第1項、40条、第48条の2第5項及び第6項	期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じることができるよう公職選挙法の改正を要望する。	期日前投票期間の投票所の繰り上げについて、市町村選挙管理委員会の判断で可能にできるよう公職選挙法の改正を要望する。	公職選挙法第40条及び第48条の2第6項に基づくと、本村は、期日前投票所が1カ所であるため、同投票所を開く時刻は繰り上げることはできず、閉じる時刻は繰り下げることしかできないことになり、投票時間を短縮することはできない。現在、仕事に帰れている等は事前に立会人を派遣されることが多く、各自治会から選出される高齢者に立会人を務めらているが、1日1時間半の立会の負担が重いことから、その連任に至ってしまうこともあり、投票時間の短縮を求める声が上がっている。 一方、期日前投票開始後の数日間や夜間の時間帯については、極めて投票者が少ない状況であるため、国政選挙等の期日前投票所の設置期間が長期間にわたる場合には、その設置期間の過半を越えない範囲で投票所を繰り上げて閉じることができれば、立会人の負担の軽減につながると思われる。 多くの町村は、期日前投票所を1カ所しか設置しておらず、全国的に人口減少に伴い有権者数は減少傾向にあるにもかかわらず、市町村ごとの現状に沿った期日前投票所の運営が行うことができない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	38	03.医療・福祉	一般市	須坂市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○児童福祉法第45条第2項 ○児童福祉法の第6条及び運営に関する基準第32条 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ○地域の自主性及び自立性を	待機児童発生時における保育士等の居宅面談基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育に係留する児童の割合は、都市部だけではなく、待機児童が発生している。または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるような省令の改正を求める。	子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所へへの入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の入受が増加している。 当市では将来を見据えて公立保育所の施設整備を完了したが、新設保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。 仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生するを得ない状況になっている。 第一、第一次地方分権一括法及び関係省令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な課題が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (推察年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (㉔) 児童発達支援(6条の2第2項)及び放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)を合同で実施する場合については、多機能型事業所の特例(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)80条から82条)により、双方の事業の従業員が兼務可能であること、設備を共用することが可能であること等を、地方公共団体及び事業者に全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。					
6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (㉔) 児童発達支援(6条の2の2第2項)については、利用児童が少数である地域における安定した事業運営の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【総務省】 (14) 統計法(平19法53) 国勢調査(5条2項)の調査世帯一覧については、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で、地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【総務省】 (12) 統計法(平19法53) (1) 国勢調査(5条2項)の調査世帯一覧の閲覧申請に係る取扱いについては、必要最小限の範囲で調査世帯一覧の複写が可能であること及び具体的な運用方法を、地方公共団体に2019年中に周知する。	国勢調査の調査世帯一覧について、複写が可能となるよう事務取扱要領を改正し、その旨を周知した。	【総務省】 国勢調査の調査世帯一覧の閲覧に関する事務取扱要領について(令和元年12月17日付け総統勢第159号総務省統計局統計調査部長通知) 【総務省】 国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(最終改正:令和元年12月17日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_35	総務省統計局統計調査部国勢統計課
5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(5)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)					
5【内閣府(2)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (1) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確認の取消し等(40条1項2号)					
6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (㉔) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令(平23厚生労働省令112))については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってしなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。					
6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (㉔) 幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	別管理	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な審査結果(概要等)
H29	39	03.医療・福祉	都道府県	栃木県	厚生労働省	A 権限移譲	毒物及び劇物取締法第4条第1項・第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の登録等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等が定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されている。 〔所管事務〕 ○厚生労働省 ※法第4条第1項 ・原体の製造を行う製造業者 ・原体の輸入を行う輸入業者 ○都道府県知事 ※施行令第36条の7 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う輸入業者 一方で、厚生労働大臣が所管している事務については、都道府県が申請書受付、現地調査をするとともに、登録可否に係る届申を地方厚生局に行っている。このため、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要し、都道府県知事が所管する事務と比べ処理期間が1か月程度多く要している。 また、これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の届申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、都道府県で処理できるものと考ええる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	40	06.環境・衛生	都道府県	栃木県	環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条第1項	土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	土壌汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかにしている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とすること。 具体的には、法施行規則で定める届出不要行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかにしている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないと考ええる。	同項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されている。 一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれが極めて低いと考えられるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。 また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壌汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土砂条例に基づき安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考えられ、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	41	03.医療・福祉	一般市	別府市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支払いについて」昭和48年10月30日保健第42号・庁保発第26号 各都道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長連名通知	公費負担医療における特例的な自己負担上限額の算定式の廃止	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+〔医療費－267,000円〕×1％)が適用されている。しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多ないことから、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分)と同じ算定式を適用した場合には公費負担を軽減することができるが、なお、公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	42	08.消防・防災・安全	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し	大規模災害発生時において、県域を超えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第74条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることのできる旨、法的に明確化することを求める。	〔支援事例〕 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、震災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市区町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行った。 各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	43	06.環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	環境保全施設整備費補助金交付要綱(平成9年7月4日環自計第208号、環水規第241号)	動物収容・譲渡対策施設の整備に係る補助金交付対象の追加	環境保全施設整備費補助金のうち、動物収容・譲渡対策施設整備事業に係る補助金交付対象に、県と市町村の共同設置による整備事業を新たに追加することを求める。	〔支援事例〕 大分県では、大分県と大分市(中核市)が共同して動物収容・譲渡対策施設を整備している。 〔計画概要〕 事業費は大分県、大分市が各々1/2を負担 ・平成28年度 設計業者選定、測量 ・平成29年度 地質調査、設計、建設 ・平成30年度 建設、供用開始 大分県及び大分市がそれぞれ独自の施設を整備することは非効率であるため、施設整備はもとより運営についても県と市が共同で行う方針である。この方針に基づき、施設については区分所有ではなく持分1/2ずつの共有とする計画であるが、環境省からは、共同設置者の双方が施設整備に係る補助を受けるためには、持分が「物理的」に区分されている必要があり、明確な場合は一方の自治体しか補助を受けられないとの指摘を受けている。 現行要綱により、県のみが補助を受けることとなった場合は、市の負担金をその他の収入として事業費全体から控除する必要が生じ、補助対象経費が大幅に削減されることとなる。 獣医師の確保等が課題となる中で、地方の創意工夫によりコスト低減を図る共同設置を案出したにも関わらず、単独設置の場合と比べて不利益を被りかねない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosan.html
H29	44	12.その他	知事会	九州地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	情報通信基盤整備推進補助金交付要綱	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件の緩和 自然災害等による大規模な修繕費等も含めることを求める。	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件を緩和し、自然災害等による大規模な修繕費等も含めることを求める。	〔支援事例〕 情報通信基盤の整備について、国の補助事業「情報通信基盤整備推進補助金」の補助対象は施設・設備の設置に要する経費に限られ、維持管理に当たっての自然災害等による修繕費等は対象外となっていたが、県内の情報通信基盤の整備が進まない状況にある。 台風常襲地帯で離島を抱える鹿児島県においては、施設・設備の設置後には大規模な修繕費等の財政負担の発生が想定されることから、結果として本補助金を活用して基盤整備した市町村は県内で1町のみであり、県内の情報通信基盤の整備が進まない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosan.html
H29	45	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保基金管理運営要綱 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	地域医療介護総合確保基金の「介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業」の対象となる専門職に管理栄養士及び歯科衛生士を追加することを求める。	地域医療介護総合確保基金の「介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業」の対象となる専門職に管理栄養士及び歯科衛生士を追加することを求める。	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限定されているため、地域の実情を踏まえた取組に支障をきたしている。 市町村が実施する地域ケア会議においては、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が必要不可欠である。 しかし、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として、管理栄養士、歯科衛生士は対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。 今後、ますます高齢者が増える状況に鑑みても、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosan.html
H29	46	02.農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日第21経営第4530号・21農振第1598号)	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。 具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。 具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。 〔現状〕 ○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。 ○全体の土地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で15.6haを取得済み。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	47	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健康発第0331001号 厚生労働省健康局長通知) 肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い(平成20年3月31日 健康発第0331003号)	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は1年以内とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができるとされているが、核酸アナログ製剤治療は重症化予防のため、10年以上継続することが大半である。 そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならない、受給者にとって負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
4【厚生労働省】 (2) 毒物及び劇物取締法(昭25法303) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(7条3項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等(19条1項から4項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る随聞の期日及び場所の公示(20条2項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)	--	毒物及び劇物の原体の製造等の事務・権限について、都道府県に移譲した。	【厚生労働省】 地域の実自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の委譲等について(平成30年10月17日付け厚生省審議1017第2号) 【厚生労働省】 地域の実自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について(平成30年10月17日付け厚生省1017第7号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_39	
6【環境省】 (4) 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない保安林において行われる治山工事で、環境影響調査など既存の知見により汚染のないことが明らかで、一定の条件下で届出時点においても汚染のおそれがないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既存の知見により汚染のないことが明らかになっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できるときは当該都道府県等の判断で届出後30日进行待たずに工事着手を認めることについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【環境省】 (9) 土壌汚染対策法(平14 法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、都道府県知事等が土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして、都道府県知事等が指定した土地において行われる土地の形質の変更については、当該届出の対象外とするよう、2018 年度中に省令を改正する。 また、土壌の汚染のおそれなく、調査命令を発出しない都道府県知事等が判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化するため、都道府県等に2018 年度中に周知する。	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、都道府県知事等が指定した土地において行われる土地の形質の変更については、当該届出の対象外とした。 また、土壌の汚染のおそれなく、調査命令を発出しない都道府県知事等が判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化し、都道府県等に周知した。	【環境省】 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成31年環境省令第3号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_40	環境省水・大気環境局 土壌環境課
6【厚生労働省】 (1) 健康保険法(大11法70) (ⅱ) 公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえて、その見直しの必要性について検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	--	--	--	--	--
6【内閣府(12)】【総務省(11)】 災害対策基本法(昭36法223) 44aを超える農地転用に係る農林水産大臣との協議(附則2項)については、手続の簡素化を図るため、平成29年度中に「農地法関係事務処理要領」(平21農林水産省経産局、農村振興局)を改正し、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可(4条及び5条)を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料等の提出を不要とする。	--	都道府県と区域内の市町村の一体的な応援について、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。	【内閣府】【総務省】 地域の実自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害対策基本法の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第812号消防災第118号総行公第92号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_42	
--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--
6【農林水産省】 (2) 農地法(昭27法229) 44aを超える農地転用に係る農林水産大臣との協議(附則2項)については、手続の簡素化を図るため、平成29年度中に「農地法関係事務処理要領」(平21農林水産省経産局、農村振興局)を改正し、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可(4条及び5条)を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料等の提出を不要とする。	--	--	【農林水産省】 「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について(平成30年3月30日付け29農振第2991号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_46	
6【厚生労働省】 (37) 肝炎治療特別促進事業 核酸アナログ製剤治療の助成対象者の自己負担限度額の設定に係る所得状況の確認については、個人番号の活用が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 また、核酸アナログ製剤治療の更新認定に関して、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無については、肝炎治療戦略会議等の有識者の意見も踏まえて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (37) 肝炎治療特別促進事業核酸アナログ製剤の認定の更新手続については、診断書又は検査内容が分かる資料を提出し認定された者が行う、当該認定以降2回目までの更新手続において、当該資料を省略することを可能とする。また、当該資料を省略した場合に、認定協議会に意見を求めることを省略することを可能とする。 〔措置済み(平成30年3月29日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知)〕	--	【厚生労働省】 肝炎医療費助成におけるマイナンバーの活用	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_47	

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年別管理		分野	提案主体の属性	提案団体	関係府省	制度区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な進捗状況(概要等)
H29	48	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	毒物及び劇物取締法第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者等からの登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととしている。 ・(厚生労働大臣) ・原体の製造(輸入)を行う業者 ・(都道府県知事) ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う業者 なお、厚生労働大臣が行うこととしている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。	【現状】 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物劇物製造(輸入)に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととしている。 ・(厚生労働大臣) ・原体の製造(輸入)を行う業者 ・(都道府県知事) ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う業者 なお、厚生労働大臣が行うこととしている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html	
H29	49	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115の32、第115の33、第115の34	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改めることを求める。	【現状】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。 特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかり、迅速な対応が困難になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	50	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害者保健福祉部企画課手当係事務連絡)	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等含む。)への監査指導は事務連絡において道府県が行うこととされている。熊本県では、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市本庁においても管内区役所等への積極的な指導・研修をすることされており、二重指導が懸念されている。また、道府県では、実際に認定事務を行う市庁の出入機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであることから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市本庁が内部監査を行う方が監査と統としての整合性が図れる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	51	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条、特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害者保健福祉部企画課手当係事務連絡)	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行った処分に対する審査請求先は事務連絡において道府県が行うこととされている。処分行(区役所)と当該処分に対する審査庁(道府県)が異なるため、受給者にとって分かりにくく、手続きが複雑になっている。また、熊本県では審査に必要な資料の収集等に相当の時間を要している。特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条では、「都道府県知事の特した特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。))の支給に関する処分不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。」と規定され、処分庁が審査請求先とされているところであるが、指定都市については、県と同様の認定事務を行っているにも関わらず、その取扱いが異なっている状況。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	52	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	総務省、厚生労働省	A 権限移譲	生活保護法第64条、65条	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。) また、指定都市の処分に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本県には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	53	12.その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	母子保健法第二十條により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	母子保健法第二十條により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html	
H29	54	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	児童福祉法第二十條により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	児童福祉法第二十條により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html	
H29	55	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発雇児86号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発雇児第226号)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務者令第12条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
4【厚生労働省】 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の間等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(7条3項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等(19条1項から4項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示(20条2項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)	---	毒物及び劇物の原体の製造等の事務・権限について、都道府県に移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録に係る事務・権限の委譲等について(平成30年10月17日付け厚生労働省第1017第2号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について(平成30年10月17日付け厚生労働省第1017第7号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_48	
5【厚生労働省】 (4)介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特別制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 5【厚生労働省】 (1)介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、中核市に移譲する。	指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文 【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について(令和元年6月14日老発0614第2号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_49	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室
5【厚生労働省】 (2)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) 道府県が指定都市の区役所等に行う特別児童扶養手当に関する監査指導に係る事務については、道府県と監査指導等の実施を希望する指定都市の間で協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を平成29年度中に通知する。	---	---	---	---	
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
6【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅲ)母子保健法(昭40法141)20条1項に基づく養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務(別表2の70)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。	---	母子保健法に基づく養育医療の給付に係る費用徴収事務について、事務徴収基準額の認定の基礎を所得税額から地方税額に改正した。	【厚生労働省】未熟児養育医療費等の国庫負担について(令和元年12月27日付け厚生労働省第1227第1号厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】【改正後全文】未熟児養育医療費等の国庫負担について	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_53	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
6【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅳ)児童福祉法(昭22法164)20条1項に基づく療育の給付、同法22条1項に基づく助産の実施、同法23条1項に基づく母子保護の実施又は同法33条の6第1項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(別表2の16)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。	---	児童福祉法に基づく療育の給付に係る事務等について、徴収基準額の認定の基礎を所得税額から地方税額に改正した。	【厚生労働省】「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正について(令和元年10月18日付け厚生労働省発子1018第2号厚生労働次官通知) 【厚生労働省】(改正後全文)児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 【厚生労働省】未熟児養育医療費等の国庫負担について(令和元年12月27日付け厚生労働省第1227第1号厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】(改正後全文)未熟児養育医療費等の国庫負担について	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_54	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
6【内閣府(5)】【総務省(5)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び52項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。	---	児童福祉法に基づく児童入所措置を行った場合及び障害児入所措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付業務の一部改正について(令和元年5月31日付け厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_55	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	知事会	提案団体 の属性	関係府省	区分	供託法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 進捗状況(前年度)
H29	56	12.その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	B 地方 に対する 規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六による措置) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支援事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	57	12.その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	B 地方 に対する 規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号による措置) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日)	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号法別表第二の第二十二及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支援事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	58	12.その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	B 地方 に対する 規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	(1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支援事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	59	12.その他	指定都市	岡山市	B 地方 に対する 規制緩和	地域再生法第5条、13条、同法施行令第9条、同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条、 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金の取扱い 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化 地方創生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金の取扱い 地方創生推進交付金に関するQ&A	○新規申請、継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めること。 ○継続事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減した又は、2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を行わない(継続事業)」として取扱うこと。(新規事業の追加を除く) ○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行うこと。	○29年度事業を対象とする新規申請及び継続事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末頃の予定である。その結果、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。特に、継続事業については、①実施計画の変更を伴わない部分と②実施計画の変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。 ○また、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○国から具体的な申請スケジュール及び申請様式が示されない中、旧年度の様式で29年度事業に係る実施計画を作成することを余儀なくされた。3月上旬になって、ようやく国から申請スケジュール、様式等について通知があったが、事前相談の受付期限まで実質4日、正式提出期限まで2週間しか期間がなかった上、その間、申請様式の修正もあり、資料作成のやり直しの事務作業は、大きな負担となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	60	09.土木・建築	一般市	掛川市、袋井市	B 地方 に対する 規制緩和	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。 この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けられることを可能とする。	○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手続の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生する業務負担となる。 ○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (※案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【内閣府(5)】【総務省(5)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。		児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準・イデオにに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について(令和元年5月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準・イデオにに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月6日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu1tsuchi.html#h29_56	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
【内閣府(7)】【総務省(7)】【厚生労働省(12)】 身体障害者福祉法(昭24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法18条1項)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法18条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法38条1項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。))に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。		身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。 知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準・イデオにに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月2日付府参第211号、総官参第99号通知) 【厚生労働省】「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について(令和元年5月31日付け障害児0531第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準・イデオにに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月6日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu1tsuchi.html#h29_57	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
【内閣府(11)】【総務省(10)】【厚生労働省(19)】 知的障害者福祉法(昭35法37)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1項2号)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法27条)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、知的障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。))に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。					
【内閣府(13)】【総務省(12)】【厚生労働省(21)】 老人福祉法(昭38法133)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。))に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。		老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準・イデオにに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準・イデオに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について(令和元年6月13日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準・イデオにに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月7日付厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu1tsuchi.html#h29_58	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課
【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ロ) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					
【総務省(3)】【国土交通省(1)】 地方自治法(昭22法67)及び公営住宅法(昭26法193) (イ) 地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づき設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅(以下「独自住宅」という。)の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づき公営住宅法第3章の規定による管理業務(入居者決定(同法25条)、明渡請求(同法29条及び32条)及び入居状況の調査(同法34条)を含む。)(と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (ロ) 独自住宅の建築費については、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法(平31法90)の規定の適用を受けない公営住宅建築事業の施行に伴う明渡請求(公営住宅法38条)の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。			【総務省】指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について(通知)(総行経第116号、平成30年3月30日付け総務省自治行政局町村課行政経支課室長通知) 【国土交通省】指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について(通知)の通知等について(平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】地方公共団体が独自住宅に関して条例に公営住宅建築事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意点について(通知)(国住備第483号、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu1tsuchi.html#h29_60	

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【総務省】 (2) 地方自治法(昭22法67) (a) 行政財産の管理及び処分(238条の4)については、公共施設の集約化に当たっての効率的かつ効果的な施設整備や余剰地の利活用の促進等に資するよう、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—		【総務省】行政財産の用途廃止前の処分について(平成30年3月26日付け総行第67号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_61	
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (13) 農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続に関する事務 農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(同法43条の3)の手続に関する事務については、当該事務の委任を国から受けることに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたもののうち、平成29年度から平成30年度に繰り越すものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)こととする。 [措置済み(平成29年11月9日付け農林水産大臣通知)]					
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
4【経済産業省】 (1) 中小企業等経営強化法(平11法18) (1) 国が行う経営力向上計画の認定(13条)については、都道府県が行う経営革新計画の承認(8条)と一体となって、地域の事業者をより効果的に支援できるようにするため、両計画に係る事業者の情報のうち提供可能なものを国と都道府県で共有することや、両計画の要件や運用、関連する支援措置等の違いについて情報交換して相互に理解を深め、必要な連携を図りつつ事業者に対して適切に説明を行うことなど、地域の実情に応じた必要な連携施策を、管内の都道府県の意向を踏まえながら実施するよう、地方経済産業局に平成29年度中に通知する。	—		【経済産業省】各地域における経営力向上計画及び経営革新計画の連携について(平成30年3月30日事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_66	
4【金融庁(1)】【経済産業省(1)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【金融庁(2)】【経済産業省(7)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(32条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みを構築する。 [措置済み(平成31年1月18日ほか)中小企業支援計画等に関する意見交換]	中小企業支援計画等に関する意見交換を実施した。	—	—	中小企業庁経営支援部経営支援課
6【内閣府】 (6) 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。					
6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (a) 禁錮以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由(18条の5第2号及び第3号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に犯罪情報の照会を行うことにより、欠格事由の該当の有無の確認を行った上で、当該事務を適正に実施できるよう検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (41) 保育所等施設整備交付金 保育対策総合支援事業に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。			【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(平成30年10月17日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_70	

年次	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における継続的な 連絡経路(担当者)
H29	07.産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	自転車競走法第2条 自転車競走法施行規則第6条	自転車競走法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止	自転車競走法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止	競輪施行者である市町村が競輪を開催しようとするときは都道府県知事及び所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事を経由することの必要性は極めて低く、非効率になっている。本県では、年間平均6件程度の開催届出に対して形式確認を行う上上で、所轄経済産業局に送付しているが、また書類不備等を指摘した事例もなく、実質的に形骸化している経由事務を行っている状況にある。 また、施設等改善競輪(自転車競走法施行規則第18条)及び市町村が実施するオートレースの開催届出(小型自動車競走法第4条)は所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることになっており、都道府県知事の経由は不要となっている。 なお、競馬法及びオートレース法については、開催届出に関する規定は存在しない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_kokka.html
H29	03.医療・福祉	中核市	越谷市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)	家庭の保育事業等における連携施設の要件緩和 家庭の保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。	家庭の保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」「代替保育の提供」について、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。 地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」「代替保育の提供」について、施設側の底気強が強く、市としては現実的に困難と感じている。 教育・保育施設では、保育者確保に苦しみながら基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のための弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の定員の入れ替えや代替職員の人選を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。 現在は、平成17年度末までの経過措置期間内であるため、可能な範囲から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がらない。 ①地域型保育事業所(家庭的保育事業を除く)による代替保育の提供を可能とする。 ②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポート・センター等の活用を可能とする。 などの方案を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_kokka.html
H29	03.医療・福祉	中核市	越谷市	内閣府	B 地方に対する規制緩和		家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)	家庭の保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における連携施設を認定しない場合の加減調整部分について、連携施設のうち要件全について備えない場合一律に減算するものではなく、地域毎に減算できるものとする。	家庭の保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」「代替保育の提供」について、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。 現在平成17年度末までの経過措置期間内であるため連携施設を確保しないことができるが、その場合は、「連携施設を認定しない場合の加減調整部分」が適用され、公定価格が減算される仕組みとなっている。「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設を確保する必要があるため、どれか一つの要件が欠けてしまうと公定価格が減算される。例えば、代替保育を除く「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」を確保していたとしても給付費が減算され、「連携に係る経費」に対する公的支援がない状態となる。 また、保育費等事業所内保育事業については、地域毎に「卒園後の受け皿」の確保が義務付けられているが、減算については、従業員枠と地域枠の区別がなく総定員に応じた減算となっており、義務と給付が一貫していない。 減算額との連携において経費のかかる事項(連絡調整等)の費用として給付制度に組み込まれていると理解しているが、現状、算出根拠が不明であり、事業者又は施設から費用の妥当性について問われているため支持できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_kokka_yoson.html
H29	12.その他	都道府県	愛媛県 【共同提案】 広島県、松山市、八幡浜市、愛媛町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金に関するQ&A ・4月1日からの事業者手が可能となる交付決定を可能とする作業体制の構築	地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生かされるよう、4月1日からの事業者手が可能となる交付決定を可能とする作業体制の構築	地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増強要素を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。 特に、プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、実質的に継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について県費対応せざるを得ない状況となつた。 申請手続きが地方公共団体から送付されるのが事前相談開始の数日前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことと開催する予定と定めていたブロック個別相談会が実施されなかったことから、地方の申請と意思を十分に伝えることができなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_kokka.html
H29	12.その他	都道府県	愛媛県 【共同提案】 広島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 所管行政庁の補助金等に係る財政処分承認基準(通達)	補助対象財産の財産返還 所管行政庁の補助金等に係る財政処分承認基準(通達)	地域グリーンエンタープライズ基金事業に係る補助金 対象の財産処分における補助金返還要件の緩和	県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性が低い弱であり、補強箇所が多数にわたることが判明したため、やむを得ず建築物の建替えを決定した。 県の補助金については補助金を償還しないこととし、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。 本県では、南海7府県と大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受け建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_kokka.html
H29	03.医療・福祉	一般市	伊丹市	内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条 児童福祉法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律(厚生労働省令第4号)・児童家庭局長通知 平成24年 雇児発0331(第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律(厚生労働省令第4号)・児童家庭局長通知 平成24年 雇児発0331(第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に付する児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納事例についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	○伊丹市における平成28年度学校給食費、調定額徴収5億2千万円、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の滞納は大きな課題となっており、学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの徴収・文書・訪問調停など、あらゆる手段を試み対応がなかった。また、裁判所からの支払督促にも反応がない。市役所の存在も不明であるため、強制執行等の手段等も先に進めたいと受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ていないところである。学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食費の上での公平性の担保や歳入の確保について支援が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_kokka.html
H29	10.運輸・交通	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条第2号	道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条第2号	道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条第2号	地方自治体が、道路運送法第21条第2号許可により実証実験を行い「開断なく本格運行に移行するためには、本格運行移行のための手続期間等を考慮すると、実証実験の期間中に本格運行のための道路運送法第4条に係る許可申請をしなければならず、本格運行の計画の検証のためのデータ収集期間が1年未満であり、それまでの期間に確保が不十分な場合がある。例えば、冬場の降雪量が多い地域では、季節によって利用者数や運行状況が大きく異なるため、年間を通じて検証データの収集が必要となるが、住民の周知なども別途必要となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_kokka.html
H29	12.その他	都道府県	宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の21の2	指定都市都道府県調整会議の開催に加えることができること	指定都市都道府県調整会議の開催に加えることができること	21条許可の期間終了までに適切な運行形態が判断できない、切開の無い公共交通の提供に支援をきたし、利用者の利便性が損なわれ、本格運行への移行後も運行形態の変更が必要となり、変更手続きに時間を要することなど行政内の事務負担の増加にもつながる。 【実例】 21条許可によりデマンドタクシーの実証運行を行ってから本格運行へ移行した。降雪地域においては冬期間とそれ以外の期間で利用状況に差が生じるが、本格運行移行のための手続きや調整に半年以上期間を要したため、年度下半期の利用状況の検証十分に本格運行の計画に反映することができなかった。これにより、本格運行に移行したところ、利用状況の不測と実証に差異が生じ、予算不足や本格運行移行後のダイヤ変更が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_kokka.html
H29	03.医療・福祉									

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【経済産業省】 (1) 自転車競技法(昭23法209) 指定市町村が競輪を開催する際の届出(2条)に係る都道府県經由事務については、廃止する。					
6【内閣府(4)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅱ) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、「必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業等)の職員(の病欠、休暇等)により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に「セッて提供する保育をいう。以下同じ。」を提供すること」(同省令6条2号)については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (ⅰ) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ⅱ) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ⅲ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					
6【環境省】 (6) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の財産処分については、当該設備を設置する老朽化した建物の建替えに伴い、当該設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合に含まれることを、地域グリーンニューデール基金事業等を実施した地方公共団体に平成29年度中に通知する。 あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平20環境省)を改正し、地方公共団体に平成30年夏までに通知する。	—		【環境省】 グリーンニューデール基金事業により取得した財産の処分に関する環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準取扱いについて(平成30年1月9日付け環政計発1801092号) 【環境省】 環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成30年6月1日付け環境会発第1806015号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_75	
6【内閣府】 (10) 学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【文部科学省】 (11) 学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。					
6【国土交通省】 (8) 道路運送法(昭26法183) (ⅳ) 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可(21条)において、当初から1年以上の実証実験を行う計画がある場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、許可期間を1年以上(3年程度)とできること、及び実証実験のデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、再度許可(通算3年程度)を行うことを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知する。	—		【国土交通省】 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成30年3月29日付け国自旅第318号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_77	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (ⅰ) 介護支援専門員の登録を受けているものの介護支援専門員証の交付を受けていない介護支援専門員が、介護支援専門員として業務を行った場合における当該登録の削除(69条の39第3項3号)については、当該登録をしている都道府県知事に対し、登録削除の裁量権を付与する。					
—	—	—	—	—	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (a)同一時間帯で複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (a)同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、就労移行支援及び就労継続支援の在宅利用を促進する観点から、やむを得ない事由により通所による支援が困難であると市町村が判断した在宅利用者に対し、就労系サービス事業所が費用を負担し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合の加算を創設する。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスの要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第82号))]		【厚生労働省】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第82号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_81	
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (15)交付金等に係る配分額の算定事務 (i)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地・パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、事業要望を調査する段階で、3者以上の業者から見積りを徴取して交付要望額に反映させた地区は、不用ペナルティ算定の対象としないこととし、当該交付金等の通知等を平成30年度予算配分までに改正する。 (ii)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地・パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、不用額が生じた年度内の一定の時期までに都道府県が報告した不用額について不用ペナルティ算定の対象としないことを、都道府県に周知する。 [措置済み(平成29年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡及び平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)]					
6【農林水産省】 (14)補助事業等の交付申請に係る事務 強い農業づくり交付金、東日本大震災農業生産対策交付金及び産地・パワーアップ事業費補助金の交付申請手続については、着工時期を急ぐ等の特段の理由がある場合には、割当内示前に成果目標の妥当性等に係る協議又は確認を行うことが可能であることを、都道府県に平成29年中に周知する。 [措置済み(平成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)]	—		【農林水産省】 強い農業づくり交付金等の割当内示前の事前協議について(平成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_84	
6【国土交通省】 (17)河川法(昭39法167) 河川管理施設の操作の委託については、民間企業等に操作に係る作業をさせる方法等について、地方公共団体に平成29年中に周知する。 また、河川管理施設の確実な運用体制の確保に向けて、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(平成29年1月社会資本整備審議会答申)も踏まえ、地方公共団体以外の団体への私法上の委託の在り方を含め、引き続き検討していく。					
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (11)土地収用法(昭26法219) 土地を収用し、又は使用しようとする際の事業認定(16条)については、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があり、20条各号に掲げる要件を満たす場合は、事業認定を受けることが可能であることを、地方整備局及び都道府県に周知する。 [措置済み(平成29年10月5日付け国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室事務連絡)]			【農林水産省】【国土交通省】 事業認定における残件の取扱いについて(平成29年10月5日付け国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_87	
6【国土交通省】 (13)航空法(昭和27法231) (i)無人航空機の飛行については、飛行に係る国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)(以下「許可等」という。)の有無にかかわらず、地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法とは異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではないことを地方公共団体等に周知した。 また、無人航空機の飛行情報を共有できるシステムについては、平成31年4月から運用を開始した。 (ii)無人航空機の飛行情報については、地方公共団体が必要な情報を共有することが可能となるよう、無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムを地方公共団体の意見を踏まえつつ構築し、関係者間において確実な共有を図る。	—	地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではないことを地方公共団体等に周知した。 また、無人航空機の飛行情報を共有できるシステムについては、平成31年4月から運用を開始した。	【国土交通省】 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた対応(航空法関係)について(平成30年3月28日付け事務連絡) 【国土交通省】 (参考1)平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(抄) (平成29年12月26日閣議決定) 【国土交通省】 (参考2)無人航空機の飛行を制限する条例の事例収集について(依頼)(平成30年1月24日付け事務連絡) 【国土交通省】 (別添)無人航空機の飛行を制限する条例の事例	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_88	国土交通省航空局安全企画課
6【厚生労働省】 (31)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 ・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令和> 6【厚生労働省】 (33)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の交付対象となる会員数要件については、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、会員数50人以上から20人以上とする。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)]	実施要綱を改正し、会員数20人以上であれば交付対象となった。(会員数要件を50人から20人に緩和した。)	【厚生労働省】 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について(の一部改正について)(平成31年3月29日付け子発0329第8号) 【厚生労働省】 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱新旧対照表	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_89	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人又は公益財団法人の重要な届出や事業報告等の届出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。					

	中央 官庁	分野	提案団体 の属性	提案 地	関係府省 機関	提案 内容	提案件項 の種類等	求めている具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 進捗状況（前掲表）	
H29	92	12.その他	都道府県	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	公益法人認定法第22条同法施行規則第38条	公益法人に係る事業報告書等の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	
H29	93	12.その他	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	整備法第124条同法施行規則第34条	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に行われた際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施報告書及び添付書類を求めているため、重複する書類提出の前減について、該当法人からは手続の度に見直し声がしばしば聞かれる。	
H29	94	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第3号、第82条	乗用タクシーによる貨物の有償輸送を可能とするための規制緩和	既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物輸送サービスの確保に困難な過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者と協業運営に支障がないと地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償輸送を可能とする。	現在、中山間地域では少子高齢化や人口減少が特に進んでいることから貨物や旅客の輸送量が限られており、事業の経営が成り立ちにくく、事業者の営業サービスが低下してきている。中山間地の住民が買い物をする場合、移動の困難である高齢者等が多いため自らが店舗に行くことも難しく、また注文しても配送手段がないため必要なものが直ぐに手に入らない状況で有り、日常生活に支障をきたしている。 現行、一般乗客旅客自動車運送事業者、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けた自家所有旅客客運車及び地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家所有旅客客運車においては、少量貨物の有償輸送を行うことが可能であるが、バス路線や自家所有貨物客運車を運行し、乗用タクシーが住民の足となっているような過疎地域など、地域によってはカバーできない場所もあり、地域の実情に応じたより弾力的な仕組みを構築する必要があると考えられる。 また、一般乗客旅客自動車運送事業者又は自家所有貨物客運車により貨物の有償輸送が行われていてもバス待合所等の荷役集積所まで荷物を取りに行き、自宅までこれを選ばなければならず、高齢者等にとってはかなりの重労働になる場合もあると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	95	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第79条	自家所有旅客客運車の拡充	自家所有貨物輸送の申請主体について、NPO法人等以外の一般法人等についても申請ができるよう求める。	中山間地域の過疎地域等では、公共交通がなかったり、あっても本数が少なく不便な状況。このように公共交通空白地域では、公共交通空白地帯の有償輸送が行われているが、その運送主体は特定非営利活動法人(NPO法人)などに限定されている。しかし、人の少ない中山間地では申請主体となる組織としての団体が存在しない場合もあることから、当該運送手段を実施することができなく、地域住民の生活に支障が生じる。	-
H29	96	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県	警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第44条、第46条	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家所有貨物客運事業者の車両も停車できるように明確化するともに、地方公共団体等に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家所有貨物客運事業者の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家所有貨物客運事業者によるコミュニティバスなどの乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バスの停車位置まで移動する必要があるが生じ、再度に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れている路線定期運行のバス路線に結着しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。これにより、利用者はバスの乗り降ぎのために徒歩で移動する必要があるが生じ、住民から乗り降ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	97	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	公共交通の乗り降ぎ拠点整備の補助対象の拡大	国庫補助対象となっていない「乗り降ぎ拠点施設等」のハード整備に要する経費を補助対象とすること。	まちづくりの連携や持続可能な交通ネットワークの形成を目指して地域公共交通網形成計画を各地域で策定しているところ。これに基づき公共交通機関のネットワークの再構築には、効率的なバス運行を行うために乗り降ぎ拠点施設が必要となる場合が多々あるが、当該施設の整備に要する経費が国庫補助対象となっていないため、地域公共交通網形成計画を策定してもその実効性が低くなる。	-
H29	98	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	乗合自動車の補助条件の見直し	全国で一律となっている乗合バス補助条件を地域の実情に合わせて基準を緩和すること。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、バスを取り巻く環境が大きく変化する地域を一括にして補助の仕組みが作られており、全国一律の基準により制度設計がなされている。人口が少ないため利用状況が低い中山間地域を含む系統では、平均乗車密度が低く全国一律の国庫補助条件を満たすことができず、バスの存続が困難となっている。バスの役割を考慮し、地域の実情に合わせて補助条件を設定することにより地域で主要なバス路線を維持することができる。	-
H29	99	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定小規模多機能型居宅介護サービスの事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和すること。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和すること。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和すること。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	100	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創成発達のの科来世代に授け事同院、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、神戸市	内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、児童福祉法施行規則第40条、第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設」として法的地位を持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一体化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省管轄、文部科学省管轄)に分かれて実施されている。 一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これらの2つの補助制度の管掌又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国内で一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支拂が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設的面積や利用員数等により事業費を按分し、交付申請も保育所等及び文部科学省それぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確認や交付申請書など複数作成するための事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行)「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。 また、地震等の大規模災害で被災した施設の使用を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支拂が行き届かない結果となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (毎年度におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府】 (16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。					
6【内閣府】 (17)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平18法50) 移行の認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人で、移行時に保有する公益の目的のために支出すべき財産の額に相当する金額を同目的のために支出することにより等とするための公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていない法人(以下この事項において「移行法人」という。)による都道府県等への公益目的支出計画実施報告書(以下この事項において「報告書」という。)の提出については、事業年度終了後3か月以内に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受け、移行法人に該当しなくなった場合には、当該法人は、当該事業年度の報告書を都道府県等に提出する必要がないことを、平成29年度中に都道府県に周知する。					
6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83) (イ)過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。 〔措置済み(平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知)〕 (ロ)一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域(同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。)であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とした。	一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域(同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。)であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする。 また、対象区域以外の区域については、当該区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を令和元年度中に実施の上、地方公共団体の意見や輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点を踏まえつつ、対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。	【国土交通省】旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(令和2年9月10日付け国土交通省自動車局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_94	国土交通省自動車局貨物課
6【警察庁(1)】【国土交通省(9)】 道路運送法(昭26法183)及び道路交通法(昭35法105) 一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白輸送)及び公共交通空白地有償運送に限る。)に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸令75)9条の2)又は運営協議会(同令51条の7)で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車を禁止する場所の特例(道路交通法46条)について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。 また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条)において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知するとともに、「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引き」に掲載する。			【警察庁】道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて(平成30年3月7日付け警察庁丁規発第5号) 【国土交通省】「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて」等の周知について(平成30年3月7日付け事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_96	
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iv)指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修については、代表者に変更がある際の当該研修の修了について、一定の経過措置を設けることを検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (ii)指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修(以下この事項において「研修」という。)については、代表者の変更の届出を行う場合に、研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を修了していない場合、代表者変更の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに、研修を修了することで差し支えないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平18厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課)を改正する。 〔措置済み(平成30年3月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)〕		【厚生労働省】「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成30年3月22日付け老高0322第2号、老振発0322第1号、老老発0322第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_99	
6【内閣府】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年次	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(留意点)	
H29	101	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法	准看護師試験実施方法の見直し	都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能機関を都道府県以外にも広げて委託実施できるよう見直しを行う。	「准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う」、「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置くこととされている。また、「准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び問題作成事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能な限り同日・時に試験を実施することが望ましい」とされており、現在、全国67ブロックに分かれて、各ブロックごとに同一日時に統一試験問題で実施している。都道府県知事が行う准看護師試験の事務は、他の都道府県に事務を委託することが可能となっているが、どの都道府県も准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、8県が共同で問題作成を行っても事務負担は大きい。(当県の平成28年度の准看護師試験に係る時間外勤務実績は200時間を超えている。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	102	01.土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、徳島県、堺市	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、26条	大臣権限に係る保安林解除の権限の都道府県知事への移譲	公益上の理由により必要が生じた時の保安林解除権限の都道府県へへの移譲	指定、解除申請の標準処理期間については、解除申請の場合、農林水産大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、農林水産大臣に到達して以降、都道府県知事に予定通知があるまでに相当な期間を要しており、道路等の線的な施設であれに適地がなく、公益性の高い事業の着手に支障をきたしている。	—
H29	103	12.その他	都道府県	鳥取県、関西広域連合、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	放送法施行規則第143条から第145条まで	放送法施行規則第143条から第145条まで	放送法施行規則第143条に定める都道府県知事への小規模施設特定有線一般放送の届出に必要な道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の意に関する事項の記載を不要とする。	辺地共聴施設等の小規模な共聴施設(51端子〜500端子)により行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務及び権限については、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移譲されているところ。その事務において、開始及び変更の届出に係るものは、放送法施行規則第143条で定める、道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し、電柱共用に係る資料、再放送の同意書等専門的な内容が含まれる資料が必要であり、届出を行う小規模自治体や市町村内の集落から不慣れた資料作成や手続きへの負担があると意見が寄せられている。この点、道路法等の規定に係る部分は関係法令で規制がかけられており、また、再放送に係る部分についても、手続きはあくまで届け出であることを踏まえれば、届け出の段階で一律に関係書類を網羅的に提出させる必要性は乏しく、届出者に係る必要最小限の情報を把握した上で、必要に応じて放送法第175条に基づく資料提出を求めて対応することにより、受信者利益の保護と目的を達成することは可能と考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	104	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県、本巣市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童支援員の配置数の緩和	中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。	○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪対策対策特別措置法、辺地に係る公共施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される。中山間地域がある。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少数の小中学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があったため、利用登録者は11名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できる。平成28年度に、小中学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している1名は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。 ○中山間地域は豪雪地帯で、冬場別の地域に移動して放課後児童クラブを利用することはできず、放課後に子どもをスクールバスで移動させ、知らない子と一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子は、その地域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少数でも、放課後児童クラブを継続していきたい。 ○しかしながら、現行制度では、1人の子どもに放課後児童支援員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	105	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県、中津川市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを実施可能とする。	本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小中学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教育員)の保有者確保は非常に厳しい状況である。現行では、放課後児童クラブ1単位に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、各年10名程度で、利用者が20名未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者がいない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。なお、当市では、学校内や市の出入機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	106	03.医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 広域連携について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を適度として変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	○行政側の事情(税の更正や事務調整等)により、過年度の保育料を適度として徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	107	03.医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項	認定こども園での障害児等支援にかかわる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援にかかわる補助制度を一本化する。	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支援認定の区分によって異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○例えば、幼稚園型認定こども園の場合、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。 また、幼保連携型認定こども園のうち、旧統制型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けなければならない。現在に就園する子どもに対して補助がなくなるため、例えば、次のような支援ができない。 (例)5才生までの子どもは、5才以下2号認定に分類され、5/1時点で私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。 ○手続の面に関しては、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない。施設にとって大きな事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	108	08.消防・防災・安全	一般市	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、日杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、平佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、能高村	内閣府、金融庁、財務省	B 地方に対する規制緩和	「災害の被害認定基準」 「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府・防災担当)	罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	『災害に係る住宅の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断にできる場合は、現地調査の省略を図ったところであるが、損害程度別の具体的な事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多くなり、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲におた被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されるところである。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含める一方で、損害割合が半壊に近づいて15%〜19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。 さらに、罹災保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html	
H29	109	12.その他	一般市	伊豆市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項、第290条	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要としている。しかし、このような場合、議会が否決することはないと考えることから、他の構成団体の議会の議決の廃止を求めるもの。	伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合が加入している静岡県市町村総合事務組合という一部事務組合では、構成団体が多く、また、構成団体に一部事務組合が多い。 一部事務組合の規約の変更には、構成団体全ての協議において議会の議決を必要とするため、静岡県市町村総合事務組合では構成団体の名称変更等が発生した場合、他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。 しかし、当組合のような一部事務組合では、年2回以上定例会がなく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催は非常に負担である。また当組合では議会へ諮る時期と合わせ、専決処分により処理することが多い。専決処分については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、その点でも対応に苦慮している。 ① 構成市町村等の数 36団体 ② 変更回数と理由(※当組合の設立日である平成27年4月1日以降) 変更回数 4回 平成27年7月15日 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(当組合)の加入 平成28年1月15日 構成団体の名称変更(田方地区消防組合→駿東伊豆消防組合) 平成29年1月26日 富士山南東消防組合の加入 平成29年3月28日 構成団体の名称変更(裾野長泉清掃施設組合→裾野市長泉町衛生施設組合)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (毎案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【6】厚生労働省】 (10)保健師助産師看護師法(昭23法203) 准看護師試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託することを可能とする。	---	都道府県が准看護師試験事務を指定試験機関に委託可能とした。	【厚生労働省】保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令(平成31年3月18日付け厚生労働省令第25号) 【厚生労働省】保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月18日付け厚生労働省令第24号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う保健師助産師看護師法施行規則の一部改正及び保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の制定について(平成31年3月29日付け医政発0329第48号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_101	厚生労働省医政局医事課
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
【6】厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26厚生労働省令第63)10条1項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校の連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平30 > 【6】厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22 法164) (イ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号)に従事する者及びその員数(34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めるとを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_104	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
【6】厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26厚生労働省令第63)10条1項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校の連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平30 > 【6】厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22 法164) (イ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号)に従事する者及びその員数(34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めるとを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_105	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
【6】内閣府(4)】【文部科学省(6)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1)市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が認定こども園において特定教育・保育(子ども・子育て支援法27条1項)を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額(子ども・子育て支援法施行規則(平26内閣府令44)2条2項1号。以下この事項において「利用者負担額」という。)の徴収事務に關与することについては、以下のとおりとする。 ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を適度及び徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。 ・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務(児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項)の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があるときは所要の措置を講ずる。	---	行政側の事情により過年度の利用者負担額を適度及び徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務を補助できる旨明確化した。	【内閣府】自治体向けFAQ 第16版	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_106	内閣府子ども・子育て本部
【6】内閣府(15)】【文部科学省(13)】【厚生労働省(25)】 私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性や地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行令(昭51政令289)4条1項2号ロ)による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)(子ども・子育て支援法59条4号)や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の無差別方法を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。	< 令2 > 【5】厚生労働省】 (28)私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 認定こども園における特別支援に係る補助については、事業者及び地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」(平27内閣府・文部科学省、厚生労働省)を改正し、学校法人立の幼稚園型認定こども園における3歳以上の児童に係る障害児等支援については、令和3年度から、私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行令(昭51政令289)4条1項2号ロ)により一元化に行う。	私学助成に係る対象児童の確認・判断時期、障害の有無の確認方法の柔軟化・明確化を行った。 令和3年度から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立の幼稚園型認定こども園の3～5歳について「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とするよう見直しした。	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化について(平成30年3月20日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省高等教育局私学助成課、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 【内閣府】子ども・子育て支援交付金の交付について(令和3年4月1日付け内閣総理大臣通知) 【内閣府・文科省・厚労省】「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」の一部改正について(令和3年6月3日付け内閣府子ども・子育て本部統括官等通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_107	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
【6】内閣府】 (12)災害対策基本法(昭36法223) (ii)罹災証明制度の見直しについては、以下の措置を講ずる。 ・罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。 ・住家の被害の程度が半壊に至らない区分であっても、地方公共団体が独自に区分を設定することが可能であることを明確化するため、独自の区分を設定している地方公共団体の事例を平成29年度中に収集し、整理する。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。	---	罹災証明書の交付に係る住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定等について、住家の被害認定基準運用指針等を改正した。	【内閣府】【金融庁】【財務省】住家の被害認定基準運用指針・「実施体制の手引き」の改定の概要(平成30年3月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_108	---
【6】金融庁(1)】【財務省(2)】 災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	実施主体	提案区分	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(概要等)		
	02.農業・ 農地	施行時特 例市	福井市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」 第5章 漁港施設用地等利用計画の変更	漁港施設用地等利用計画の策定について」 第5章 漁港施設用地等利用計画の変更	漁港施設を当初目的とは異なる目的に供する場合 には利用計画変更を行わなければならないが、その手 続きの際に定められる書類に「別紙様式第7号」 は記載対象を用途変更に係るものに限定するなど手続 きの省力化及び簡素化を求める。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」の規定より、漁港施設用地等利用計画を変更する場合には以下の書類を添付して水産庁に届出をするものとされている。 (1) 利用計画変更説明書(別紙様式第6号) (2) 漁港施設用地等利用計画変更書(別紙様式第7号) (3) 変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第4号) (4) 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めもの) (5) 漁港施設用地等所要面積積算基礎(別紙様式第8号) (6) 漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号) (7) 既設漁港施設の立地地図積算表(別紙様式第10号) (8) 現況写真 これら添付が求められる書類は、水域施設の増殖及び養殖用施設への変更など漁港施設の一部について目的外利用に伴い計画変更する場合であつたとしても、当初計画策定時に求められる書類とはほぼ同じであつた。今回の目的外利用に係る部分のみならず漁港施設全体について現行規定等に従い面積積算等をすべてやり直さなければならず、相当な手間と時間が必要とされる目的外利用による漁港施設の有効活用へのネックとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html		
H29	110			12.その他	その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 大阪府、兵庫 県、和歌山県、 鳥取県、徳島 県、京都市、 大阪市、堺市、 神戸市	国土交通省	A 権限 移譲	国土形成計画法第10条	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能に関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	
H29	111			12.その他	その他	関西広域連合 (共同提案)京 都市、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、徳島県、 京都市、堺市	国土交通省	A 権限 移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能に関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	
H29	112			12.その他	その他	関西広域連合 (共同提案)京 都市、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、徳島県、 京都市、堺市	国土交通省	A 権限 移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能に関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	
H29	113			07.産業振 興	その他	関西広域連合 (共同提案)京 都市、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、徳島県、 京都市、堺市	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A 権限 移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に 係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に 係る事務・権限のうち、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	
H29	114			07.産業振 興	その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取県、 京都市、堺市	経済産業省	A 権限 移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興策の認定、変更の認定、認定の取消のよう府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	
H29	115			07.産業振 興	その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取県、 京都市、堺市	経済産業省	A 権限 移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。		
H29	116			07.産業振 興	その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取県、 京都市、堺市	経済産業省	A 権限 移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のよう府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。		
H29	117			08.消防・ 防災・安全	その他	関西広域連合 (共同提案)京 都市府、兵庫 県、和歌山県、 徳島県	経済産業省	A 権限 移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のよう府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。		
H29	118			08.消防・ 防災・安全	その他	関西広域連合 (共同提案)京 都市府、兵庫 県、和歌山県、 鳥取県、徳島 県	経済産業省	A 権限 移譲	電気工事事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条第3項、第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工事事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事事業の登録、登録の取消、差止め命令のよう府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。		
H29	119			08.消防・ 防災・安全	その他	関西広域連合 (共同提案)京 都市府、兵庫 県、和歌山県、 鳥取県、徳島 県	経済産業省	A 権限 移譲	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第35条の22・23の第1・3項、第58条の22・23、第59条の22・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種圧容器に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のよう府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。		
H29	120			08.消防・ 防災・安全	その他	関西広域連合 (共同提案)京 都市府、兵庫 県、和歌山県、 鳥取県、徳島 県	経済産業省	A 権限 移譲	火災類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の22、第45条の23第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1号・7・8号	火災類取締法に係る事務・権限のうち、火災類の製造施設や火災類に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のよう府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。		
H29	121			09.土木・ 建築	その他	関西広域連合 (共同提案)京 都市府、兵庫 県、和歌山県、 鳥取県、徳島 県	国土交通省	A 権限 移譲	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条 等	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のよう府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	
H29	122			09.土木・ 建築	その他	関西広域連合 (共同提案)京 都市府、兵庫 県、和歌山県、 鳥取県、徳島 県	国土交通省	A 権限 移譲	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第14・16・17項 等	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のよう府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。		
H29	123			09.土木・ 建築	その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取県、 徳島県、京都市、 堺市	国土交通省	A 権限 移譲	不動産の鑑定評価に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第3項、第41条 等	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、登録の取消、効力の停止のよう府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。		

[illegible]

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年度	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な進捗状況(概要等)
H29	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法第18条第1項、第19条第1項、第20条、第21条第1項、第22条、第23条第1項、第24条第1項、第25条第2項、第25条第2項第1項、第26条第1項、第26条第2項第1項、第27条第1項～4・6・7項 等	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	09.土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第6条第2項第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1項～3項、第77条の22第1項～4項、第77条の23第1項 等	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理の用に府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、鳥取県、堺市	国土交通省	A 権限移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督の用に府県域を跨ぐために地方環境事務所所長権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	06.環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第44条、第54条第1項、第56条第1項 等	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督の用に府県域を跨ぐために地方環境事務所所長権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2、第291条の3	広域連合の規約変更に関する特別措置法の取扱い	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が済んでいる事務の通知について、総務大臣の許可を不要とし届出制とする	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken=sushin/teianbosyus/2017/teianbosyu/jeikka.html
H29	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2第4項	国土移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国土移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	国土移譲を要請できないもの(一の府県域に限られるもの)については、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	02.農業・農地	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(旧第2条)第21(イ)及び(4)ウ	新規就農者の拡大支援事業(農業次世代人材投資資金(旧 青年就農給付金)の要件の緩和)	親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により交付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、交付金の返還は不要とする	農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は交付金の全額を返還する」とこととされ、交付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。農地と農地とが、リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」とこととされ、親族から貸借した農地が主である場合にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな数で主でない場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。親元就農の場合、農地の所有権移転について相談機関が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに交付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始しているが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することになった抵抗があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあつた。	—
H29	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合への移譲を求める。	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への参画、策定権限の関西広域連合への移譲を求める。	—
H29	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、政令指定都市が構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。しかし、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定について、関係府県・関係政令指定都市等の意見を聴くこととはなっているが、平成28年3月提出期限であった近畿圏整備計画(案)に係る意見照会では意見は聞かれるまで1年6ヵ月の事例も、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2回の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となつて	—	
H29	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定は、地実情に応じて、地域の特性にあわせて、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組むべきものであることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を越えて一体的に発展している地域があつても、府県単位で区域指定を行っている。今後は、府県を跨がる場合においても一体的に区域指定し、より一元的に調剤でき、齟齬がちなまちづくりを効率的に進める必要がある。	—
H29	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進捗で以降、都道府県知事に予定通知があるまで待たない期間(指定の場合、進捗から予定通知があるまで1年6ヵ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2回の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となつて	—
H29	06.環境・衛生	その他	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所所長権限(連合域内の山陰南紀国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を移している地方環境事務所所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヵ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	—	
H29	06.環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園の管理責任者は都道府県である。国立公園の保全と活用を促める価値観の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインシニアティブには充実した管理運営は望めない状況にあり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現行の枠組みは、地方自治体のインシニアティブを發揮しにくいといわれている。また、府県の自主性・主体性を損なう制度である。具体的には、兵庫県は平成18年の水川山後山域国立公園の計画変更の例では、国庫・草原が失われている地域の自然再生施設等の追加等を行行軽微な計画変更を行おうとしたが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要した。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の利用促進の観点から施設配置の利用(施設)計画の機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基幹的な公園計画を決定することになり得ない。地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整の上、必要な助言(同意を要しない協議)を行うこと、国の関与は一層低減される。事務処理については、府県の審議に意見を添えて代替が可能である。自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性は高く、むしろ公園計画に基づいて管理する主体が責任を持って公園計画を決定することにより、適切な管理が可能となる。	—

[illegible]

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (x)一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に係る申請書又は届出書については、路線が県境をまたぐこと等により、事件が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、その事件の主として関する土地を管轄する地方運輸局長に提出すれば足りる(施行規則2条2項)ことを明確化するため、地方運輸局に平成29年度中に通知する。			【国土交通省】申請書等の受付窓口の徹底について(平成30年3月29日付け事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_139	
6【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					
6【農林水産省】 (1)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 補助率増高申請書の提出(施行令4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、平成29年中に発生した災害に係る申請から、農林水産省における申請内容に係るヒアリングの実施時期を見直すとともに、申請内容の審査を一部省略可能とする等の措置を講ずる。					

区分	分野	提案団体	提案内容	関係府県	提案者	根拠法令等	施策事項	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における継続的な取組状況
H29	02.農業・農地	都道府県	徳島県、和歌山県、鳥取県、京都府、堺市、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法	農業基盤整備促進事業における面接要件の見直し	小規模経営であっても、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備が実施できるよう、「農業基盤整備促進事業」の面接要件にため池整備事業と同様に2ha以上の特例を設ける見直しを行う。	本県の1経営体当たりの経営耕地面積は約1haであり、全国平均の2.5haと比較し経営規模が小さいことから、事業採択要件に必要な5haの受益面積の確保ができず、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に取り組めない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosan.html
H29	02.農業・農地	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発達の促進に関する法律	中山間地域等直接支払制度の協定期間の見直し	中山間地域等直接支払制度の協定期間について、「3年目」を見直しポイントとし、一定要件の下、高齢農家等の協定参加者が残り期間の継続の参加を選択できる弾力的な運用を図る。	高齢農家にとっては、「5年間」の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。	—
H29	09.土木・建築	都道府県	徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法施行規則第4条の5の5	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和	定検目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、IOT、UAV、次世代赤外線画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能となる、近視目視と同様の信頼性を持った、新技術による点検を可能とするなど要件を緩和すること。	ドローンなどの桁下については、部材が腐蝕など目視点検検査のブームが入らないため不可視箇所が存在する。そのため、足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検を実施することとなるが、ロープアクセスは、安全性が橋梁点検車よりも低いことから、安全かつ円滑な点検に支援を来すとともに、多大な費用を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	05.教育・文化	都道府県	徳島県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第19条 学校教育法第11条	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食を実施しているため、経済的に困難としている世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるよう制度の見直しをする。	保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	03.医療・福祉	中核市	金沢市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34	介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲	800もの事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。	中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有してお、また介護サービス事業者への実施指導及び、地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者で、指定に係る全ての事業所が1つの市町村の区域に所在するものに係る業務管理体制の監督を実施しており、一定のノウハウもあるが、全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合(地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く)の業務管理体制の監督権限については、都道府県が有していることから、市内の介護サービス事業者の包括的な管理ができていない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	05.教育・文化	都道府県	奈良県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	指定文化財管理費国庫補助要綱	コミュニティ形成による無住住社寺を中心とした安全・生活性確保(防火・防火・地震対策含む)、地域活性化を図るための柔軟な活用	無住住社寺保護・活用のため、現行の「指定文化財管理費国庫補助要綱」は、補助対象が防火設備の保守点検等と限定されているが、無住住社寺を中心とした地域安全計画の策定費用、警備会社による機械警備、美術工芸品及び民俗文化財の免費、耐震、小修理、小規模調査、展示解説、解説用フレット、模造・模型製作など公開・活用に関すること、地方が地方の実情に応じて柔軟に活用できよう、補助先において経費配分の自由度を高めること。	【改正の必要性】 -既存の指定文化財管理費補助制度では、無住住社寺の保護・管理及び活用に使える補助制度がないため、無住住社寺の荒廃を防ぐことができない。 【支援事例】 -既存の指定文化財管理費補助制度の対象は防火設備の保守点検、建物等の小修理・防虫・除雪、庭園や民家の環境保全など、主にハード対策、保存に偏っている。 -本県の東部山間地域などに見られるような、いっせいの境界集落といわれる地域では、無住住社寺が増加しているが、これらに防火・防犯機器を設置しても、それを支える体制が脆弱であり、例えば警備が対応しても駆け付けられない状況である。 (参考)県内の無住住社の状況 1811戸等…詳細は別添とす ・また、公開・活用の環境を整備するための補助が手薄であり、文化財を核とした地域の活性化を停滞させている。 ・このような背景から、文化財の維持管理が所有者にとって負担となり、売却するといった事実も生じている。	—
H29	05.教育・文化	都道府県	奈良県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	公立高等学校施設費の老朽化対策及び安全対策のための財政支援について	公立高等学校施設費の老朽化対策である大規模改修事業、長寿命化改修事業及び建物事業並びに非構造部材の耐震化事業等を行う、学校施設環境改善交付金の補助対象とするよう補助制度を拡大すること。	【改正の必要性】 公立学校施設の整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等により、義務教育である小中学校の整備は、文部科学省の学校施設環境改善交付金等の交付対象となるが、公立高等学校施設については、一部を除き補助対象とならず、かつ、地方債を利用した整備事業も一部を除き後年度の自己負担となるため、地方財政措置が講じられていない。 財政支出の減少や高等学校に係る支援により、高等学校の進学率は7%を超える(文部科学省調査)ことで、ほぼ全ての国民に関係が生じている中で、生徒が生活の大部分を過ごす高等学校施設の整備の必要性がこれまで以上に高まっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosan.html
H29	06.環境・衛生	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設環境改善交付金交付要綱	水道管路緊急改善事業の拡充	厚生労働省所管の生活基盤施設耐震化等交付金(水道管路緊急改善事業)において、現在布設している「補助対象管轄」に劣化している管轄を拡大し、劣化が顕著な小口径管轄を「補助対象管轄」に加えること。	本県においては、昭和44年度以前に竣工した高等学校の校舎等施設は、文部科学省の耐震化調査対象ベースで24%であり、うち昭和39年度以前に竣工したものが10%のため、今後老朽化対策として多くの施設の長寿命化改修及び建築が必要となる。 耐震化された高等学校施設は、平成29年4月1日現在87.2%であるが、今後耐震化のため10棟以上の建替が必要を見込んでいる。 耐震補強と同時に外壁改修や屋上防水の大規模改修を実施しているが、国庫補助金の補助対象外であり、臨時高等学校改善事業費を充当し実施しているが、経費値連動の地方財政措置は講じられていない(耐震補強は、地域防災計画に避難所として位置づけられる学校は緊急防災・減災対策事業費を充当し実施)ため、財政負担が大きくなり、耐震化の進捗も遅れている結果となった。 本県では、奈良盆地全域に給水しているが、水源を盆地の外から引き込み、浄水場が高地に位置することから、この位置エネルギーを有効に使うために逆水管路の水圧が高圧になる。このため、高圧に対応出来る設備の導入を期待していることである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosan.html
H29	12.その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	地方独立行政法人が設置する公共的な施設等の範囲の拡大	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設の範囲に文化施設等を追加すること。	本県では市町村合併が未だ進まなかった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱いため、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない現状がある。 また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘されおり、PFI等の運営手法については、一定の収益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホール)といった劇場型施設や公民館等については収益性が見えにくい。 一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性や公益性を確保しながら、山間など民間委託等が困難である地域においても事業の実施が可能となり、効率的・効果的な運営を期待していることである。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	05.教育・文化	都道府県	奈良県	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	幼稚園等に課されている設置者管理主権の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とする。また、地方独立行政法人・管理業務の委託が可能となる一方、山間や過疎地域など民間委託が困難な地域において、地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	本県は小・中学校の公立化が進み、行政費負担が増加していることが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 人口減少に伴って公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると考えられている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多い、個々の施設運営・管理が財政的な負担となり、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となる。 また、公立幼稚園の設置数が比較的多く、一部に部外については、委託先として民間事業者は一定数存在しているが、私立幼稚園への委託が可能になれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地域など民間委託が困難な地域において、地方独立行政法人・管理業務の委託が可能となることにより、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (12)道路法(昭27法180) (i)地方公共団体による橋梁等の点検については、以下のとおりとする。 ・橋梁等の点検を支援する新技術については、その開発を促進するとともに、活用可能なものから随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検証を進める。 ・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面(地方公共団体等の職員に対する研修等)や財政面での支援を行うとともに、実施体制面での支援として、地域一括発注の一層の活用促進を図る。 ・点検の頻度(施行規則4条の5の5)を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見の聴取を開始し、国民の安全確保を前提としつつ、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、地方の意見も聴きながら早期に結論を得るべく検討を進める。	<平30> 6【国土交通省】 (13)道路法(昭27 法180) (i)地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能かつ実効性ある点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018 年度中に定期点検の見直しを行う。	点検要領を改正し、特定の構造の橋梁については点検手法を効率化・合理化することができることを示した。			国土交通省道路局路政課
6【文部科学省】 (18)学校給食費に係る就学援助費に関する事務 学校給食費に係る就学援助費については、学校給食そのものを現物給付として提供する場合は保護者の委任状を要しないことを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年10月19日付け文部科学省初等中等教育局通知)]			【文部科学省】学校給食費に係る就学援助費等の取扱いについて(平成29年10月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_153	
5【厚生労働省】 (4)介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 5【厚生労働省】 (1)介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115 条の 32 から 115 条の 34)に係る事務・権限については、中核市に移譲する。	指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文 【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について(令和元年6月14日 老発0614第2号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_154	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室
6【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) 地方独立行政法人の業務の範囲(21条)については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【総務省(1)】【文部科学省(1)】 学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118) 公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。					総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	平均 案数	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	要 求 区 分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 進捗状況(概要等)
H29	161	03.医療・福祉	全国知事会・全国市長会・全国町村会	全国知事会、全国市長会、全国町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の8の2第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)、放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童健全育成事業 の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)の廃止又は参酌的化	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているもの、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。	1. 背景 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」の中で、平成31年度末までに30万人分の追加受け皿整備を進め、処遇改善を進めることとしている。また、平成29年4月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。 しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったこと等により、深刻な人材不足が発生しているからである。 放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ処遇が低い状況である。 このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方4団体地方分権改革推進本部が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支援が生じているという事例が、200以上の地方公共団体から挙げられている。 2. 人員資格基準 人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができない。しかしながら、研修の機会が少ない上、人材不足から現場の勤務シフトを優先せざるを得ないため、研修受講率は低調であり、人材不足が著しい地域では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。 また、経験豊富で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なことは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現任研修による資質の向上は十分可能であり、このような責の担保について、地方に大幅な裁量を認めるべきである。 3. 人員配置基準 人員配置基準についても、少人数クラブやクラブの運営実施を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以下とされている。クラブについても同様に、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされている。教育の場面では、1学級につき1名の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置が義務付けられている。利用児童が数名の放課後児童クラブにまで2名配置を求めているのは通則規制との指値もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方自治体と児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に即した柔軟な配置が認められるべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	162	10.運輸・交通	全国知事会・全国市長会・全国町村会	全国知事会、全国市長会、全国町村会	警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第44条、第46条	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許りによる乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れ路線定期運行のバス路線に結附しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。 これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	163	03.医療・福祉	都道府県	山形県、青森県、宮城県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第七条	感染症病床と結核病床の区分解消による結核入院体制の見直し	結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、二類感染症として整理されているが、医療法においては、結核病床及び感染症病床に区分されたままである。近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることを踏まえ、両病床を一体として運営することができるよう制度や取扱いを見直していただきたい。	全国的に結核の低まん延化が実現しており、結核病床の利用率が減少していることから、病院が経営的に結核病床を維持できず、減廃している傾向にある。そのため、当県の二次医療圏内に結核病床を有する病院がなく、患者を別の医療圏へ長距離移送しなければならない。結核病院から100km以上離れた地域の患者も多く、特に高齢患者では転院・移送等にかかる本人及び家族の身体的・精神的負担は大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	164	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第6-1-(2)ウ	災害救助法における情報提供手段の適用拡大	大規模災害発生時において、被災者に救助に係る正確な情報を提供するため、コールセンター設置等の情報提供の手段を災害救助法に含めていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、広範囲で断水、停電、ガスの供給が止まり、被災者の生活に多大な支障があった。また、様々な情報が爆発的に拡散され、極端な例では「動物園からライオンが逃げた」というデマまで流布する等、被災者に混乱が生じた。このような状況下では、食料水や供給時間や場所、水道を含むライフラインの復旧状況等、正確な情報を必要とする被災者へ提供するため、コールセンターを設置した。また、限られた人材で災害対応を行う中で、コールセンターを設置したことにより、それまで電話対応を行っていた職員が、他の優先すべき災害業務に対応することが可能となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka_yosin.html
H29	165	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4-1-(1)～イ(エ)	災害救助法における避難所設置要件の適用拡大	大規模災害発生時における避難所の設置要件に、野外の応急仮設建築物の設置やテント等の設置だけでなく、車中泊も含めていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回発生し、その後も余震が半月の間で、3千回以上続いた。そのような中、多くの被災者が、余震不安からグラウンドで車中泊を行い、実質、グラウンドが避難所となった。 【現在の制度】 災害救助法により、救助の種類(第4条第1項)が定められ、災害救助事務取扱要領において、避難所の設置について「既存の建物が得られない」ときには、野外に応急仮設建築物を設置し、あるいはテント等を設置して実施することもやむを得ない」とされている。(第4-1-(1)～イ(エ)) 【支援事例】 現在の制度では、車中泊の場合は、避難所とみなされず、災害救助法の適用外となっている。そのため、食品の供与や飲料水の供給、医療の提供に苦慮した。また、多数の車両の乗り入れにより、地下の配水管が破損する等グラウンドが破損し、学校再開の際、整地や改修等の現状復旧が必要となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka_yosin.html
H29	166	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法における現物給付の原則	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続事務等の簡素化	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が、8,099戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産事業者)の2者間で契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市となり、貸主(不動産業者)、借主(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約事務が非常に煩雑となり、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書と異なるため、不備も多く、さらに多くの時間を要した。 生活必需品の支給についても、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配送したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配送については、配送業界の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配送先の変更等配送トラブルが相次ぎ、結果、予定をはるかに上回る時間を要した。 【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。 【支援事例】 現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間で契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。 また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金銭に代わって支給の手段としては考えにいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、量販店もしくは必需品の集積基地等で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するといった手段をとることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	167	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法 第18条の15(特定粉じん排出等作業の実施の届出)、第28条(資料の提出の要求等) 建設リサイクル法 第10条(対象建設工事の届出等)	大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大	大気汚染防止法に、都道府県についても国と同等の関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。	【現行制度】 大気汚染防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認める時に、必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列举されたものだけである。 【支援事例】 各自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。本県では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ぐための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報提供を年間1,200件程度、一部の特定行政庁(建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市の一部、詳細は別紙参照)に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出漏れの把握に支障が生じる。 また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (a) 放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22 法164) (1) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号)に従事する者及びその員数(34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】 児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】 児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_161	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【警察庁(1)】【国土交通省(9)】 道路運送法(昭26法183)及び道路交通法(昭35法105) 一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白輸送)及び公共交通空白地有償運送に限る。)に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)又は運営協議会(同令51条の7)で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車を禁止する場所の特例(道路交通法46条)について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。 また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条)において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知するとともに、「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引き」に掲載する。	—	—	【警察庁】 道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて(平成30年3月7日付け警察庁丁規発第5号) 【国土交通省】 「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて」等の周知について(平成30年3月7日付け事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_162	—
6【厚生労働省】 (11) 医療法(昭23法205) (1) 結核患者については、同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと(施行規則10条5項)を遵守できている場合において、感染症病床に入院させることが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【厚生労働省】 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について(平成30年3月1日付け健感発0301第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_163	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (2) 災害救助法(昭22法118) 借上型応急仮設住宅の供与については、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を関係団体等に平成30年度中に周知する。	—	借上型応急仮設住宅の供与について、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を関係団体等に周知した。	【内閣府】 令和元年度災害救助法等担当者全国会議資料4-1(令和元年5月14日災害救助法等担当者全国会議)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_166	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者行政担当)
6【環境省】 (1) 大気汚染防止法(昭43法97) 都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28条2項)については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平12法104)に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【環境省】 大気汚染防止法第28条第2項に基づく資料の提出の要求等について(平成30年3月15日付け環水大大発第1803151号-1)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_167	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (ⅰ) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ⅱ) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ⅲ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					
6【国土交通省】 (1) 地方自治法(昭22法67)及び公営住宅法(昭26法193) (ⅰ) 地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づき「門」に設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅(以下「独自住宅」という。)の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づき公営住宅法第3章の規定による管理業務(入居者決定(同法25条)、明渡請求(同法29条及び32条)及び収入状況の調査(同法34条)を含む。)と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (ⅱ) 独自住宅の建替えについては、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法(平31法90)の規定の適用を受けない公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求(公営住宅法38条)の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に同明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。			【国土交通省】 「指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について(通知)」の通知等について(平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】 地方公共団体が独自住宅に関して条例に公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意事項について(通知)(国住備第483号、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課文)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_173	
6【内閣府】 (21) 地域少子化対策重点推進交付金 地域少子化対策重点推進交付金に係る申請・審査手続については、地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう、引き続き審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の効率化等の充実を図ることとし、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年度中に周知する。					
5【厚生労働省】 (4) 介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「平30」 5【厚生労働省】 (1) 介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、中核市に移譲する。	指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。	【厚生労働省】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第20号) 【厚生労働省】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文 【厚生労働省】 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について(令和元年6月14日老発0614第2号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_175	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (23) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)及び生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業(生活困窮者自立支援法6条1項4号。以下この事項において同じ。)及びひとり親家庭等生活向上事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法31条の5に規定する母子家庭生活向上事業及び同法31条の11に規定する父子家庭生活向上事業並びに同法35条の2に規定する寡婦生活向上事業をいう。以下この事項において同じ。)のうち子どもの生活・学習支援事業を一体的に実施する場合については、効果的・効率的に事業を実施するため、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業とひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等の事例把握を行った上で、効果的・効率的な事務の実施に参考となる情報を、地方公共団体に平成30年中に周知する。		生活困窮世帯の子どもに対する学習の援助を行う「子どもの学習支援事業」とひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を一体的に実施している事例の把握を行い、具体的な取組内容や事業の実施にあたり工夫している内容等の参考情報を事例集としてまとめ、地方公共団体に周知した。	【厚生労働省】 ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_178	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
6【文部科学省】 【厚生労働省】 (14) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成しているよう、介護福祉士を確保する方策について地方公共団体の意見も踏まつつ検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令元 > 5【文部科学省(8)】【厚生労働省(29)】 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成しているよう、介護福祉士修学資金貸付等の活用促進について、全国会議を通じ、都道府県に周知する。 [措置済み(令和元年9月18日介護人材確保地域戦略会議)]	介護福祉士修学資金貸付等の活用促進について周知	【厚生労働省】 介護人材確保地域戦略会議(令和元年9月18日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_182	文部科学省高等教育局医学教育課 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
6【文部科学省】 (8) 文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条14号)については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとする。文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請 年度	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	拠拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整結果(概要等)
H29	185	03_医療・ 福祉	一般市	平田市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	・放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準 (平成二十六年四月三十日厚生 労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事 業実施要綱」	放課後児童健全育成事業 における、職員の資格 制限に関する規定の緩和	中学校卒業生について放課後児童支援員認定資格修 修を受講可能とする	放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業生等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ②高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められていない。 本市では企業が多く、昔から大働きの世帯が多いため、放課後児童クラブが制度化される前に小学校の保護者を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している(男性、50代)が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることができます。実績がある指導員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるといふ相談があった。若者の中卒者であれば、高卒認定試験を受ければ良いが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が、新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受けなければならないのは負担が大きい。 長年放課後児童クラブに従事している経験豊富な職員が、しつこくした処遇や地位に鑑み、活躍の場を向上しや量の確保を行ないながら、放課後児童クラブを運営するためには必要であり、現行で高卒の場合に、2年間の実務経験を求めていることから、中卒の場合には、その倍である4年間働いた場合には受講資格を認めることができるのではないかと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	186	03_医療・ 福祉	一般市	奥州市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童扶養手当法第3条及び第 13条の2 児童扶養手当法施行令第6条 の3及び4	児童扶養手当受給者が 公的年金給付金を過 受給した際の事務負担 の軽減	児童扶養手当受給者が公的年金給付金を受けるとして受給し、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、過って手当を返還させる必要があるため、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにしたい。	○公的年金給付金を受け、児童扶養手当の返還額が数十万円～百万円となる場合があり、本市では15世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても歳費等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。 ○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。 ○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。 ○年金給付を理由に児童扶養手当が支給停止となるとことへのクレームも多々寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	187	03_医療・ 福祉	一般市	奥州市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	ひとり親家庭等日常生活支援 事業実施要綱	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施要件の緩和及び家庭生活支援員の登録要件の弾力化	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の「家庭生活支援員」について、ファミリー・サポート・センター事業における「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の「家庭生活支援員」としてみなすことが可能とする等、登録要件を緩和するとともに、「子育て支援事業」の実施要件について、「家庭生活支援員の居宅」以外の場所でも実施ができるよう要件を緩和する。	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、ひとり親家庭等を対象として、家事、介護その他の日常生活の便宜とする「生活援助」や、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする「子育て支援」を行う事業である。 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の主な実施要件として、「一定の研修」を修了した「家庭生活支援員」が「生活援助」及び「子育て支援」を行うこと、「子育て支援」は「家庭生活支援員の居宅」等にて行うことなどを実施要綱において定められている。 ＜支援事例＞ 現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つみにくい状況である。「家庭生活支援員」になるには、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないが、実施要綱に定められる研修が計27時間となっており、働きながら要件を取得しようとする者にとっては受講しにくい環境となっている。 また、「子育て支援」の実施場所については、「家庭生活支援員の居宅等」にて行うこととなっているが、現状では、遠方の家庭生活支援員宅まで依頼者が子どもを連れて行かなければならない状況にある。「家庭生活支援員の居宅での預かりに抵抗があるという依頼者の声もあり、利用を断念する要因となっている。 本市では、ファミリー・サポート・センター事業(以下、ファササ)を活用しており、援助会員も多く登録されているところ。 ファササの援助会員が受講する研修と、家庭生活支援員が受講する研修の内容は類似しており、ファササの援助会員を家庭生活支援員と同格として扱い、いっしょではないかと考えられる。 また、「家庭生活支援員」の居宅だけでなく、家庭生活支援員と依頼者の合意があれば、子どもの状況に併せて別の場所で実施してもよいのではないかと考えられる。 以上のよう状況であるため、制度改正をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	188	12_その他	町	矢巾町	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	地域再生法第5条、第7条、第 13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、 第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニ ュアル 地方創生推進交付金に関する Q&A	地方創生推進交付金に おける事業計画変更要 件緩和と交付スケジュール の迅速化	＜地方創生推進交付金＞ ○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する ○示時期を可能な限り早めるとともに、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	交付決定前の事業着手は原則として認められていないが公益上真にやむを得ない場合に限り、その場合であっても、事業者等に先立ち、内閣府との協議を要する。 このため、平成28年度に承認された事業計画から変更のある事業及び平成29年度新規事業は、5月下旬の交付決定後の事業者となる。 また、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額の場合、事業計画の変更を要するから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組み等の事業計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって事業計画を変更した場合など、そのたびに事業計画変更の認定を申請する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	189	12_その他	町	洋野町	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	地域再生法第5条、第7条、第 13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、 第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニ ュアル 地方創生推進交付金に関する Q&A	地方創生推進交付金 及び地域再生計画認定手 続の改善	＜地域再生計画＞ ○地方創生推進交付金の実施計画採択後に地域再生計画の認定申請を受け付ける。 ＜地方創生推進交付金＞ ○実施計画不採択団体へのフォロー(不採択理由の詳細な説明など)を行う。 ＜制度全体＞ ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画について、認定申請手続を進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことに伴い、地域再生計画の認定申請を取り下げることとなった。結果的に不要な事務手続を、短時間で処理する必要が生じた。 地方創生推進交付金の実施計画について、事前相談を行わずに申請を行い、不採択となった団体に対するフォローが無く、また、次回以降の申請スケジュールが示されないため、地方創生事業の方向性が定まらず、取り組みに支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	190	03_医療・ 福祉	中核市	岐阜市	法務省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	生活保護法第7条、生活保護 法別冊等集関係9-2	生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。	成年後見人(精神上の障害により事理を弁断する能力を欠く常況にある者)は、十分な判断能力がなく、自身の生活困窮状態を自覚していなかったり、保護申請の意思表示を行うことができない場合がある。 成年後見人は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることができない。 民法における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限・職責を考慮するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。 また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年後見制度の活用を図るよう義務付けがあるならば、保護申請についても成年後見人ができるとすべきである。 また、上述の支援については、生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始できる場合もあるが、「急迫した状況にある」とは認められない場合も多く、上記の支援は解消しきれない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	191	02_農業・ 農地	指定都市	京都市、鳥取県、徳島県、堺市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	特定農地貸付けに関する農地 法等の特例に関する法律第3 条	市民農園開設に係る特 定農地貸付事務の簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。	市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施主体(以下、「実施主体」という。)となる場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。 例として、事前の面談(協定の説明等)、正式に依頼を受ける際の面談(協定書の合意事項の本人確認)、協定の締結(協定書の最終確認)の最低3回の面談を行う必要があり、また、市民農園の開設地の環境調査(事業確認)及び農業委員会との事前協議などの内部事務の日数も協定締結まで1ヶ月程度要している。 この中で、事前の面談の際に、協定を締結する事務が手間であることを理由に面談を断念されたことが、少なくとも2件発生している。 本市としては、協定の締結内容は概ね農業委員会の業務と重複・類似していると考えている。 ①、②は協定内容、⇒は農業委員会の業務(「特定農地貸付規程」の記載項目) ①特定貸付農地の適正な管理及び運営の確保に関する事項(農作物の栽培指導体制や借受者からの返還区画や空き区画の適正管理) ⇒「貸付農地の管理・運営等」、「貸付契約の解約等」、「貸付農地の返還」 ②特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項(借受者への害虫防除指導、借受者のマナー指導等、水の使用や排水) ⇒「貸付農地の管理・運営等」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	192	12_その他	指定都市	京都市、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法第242条	住民監査請求の不適用 却下要件の見直し	請求者が総代を選任しないときは、監査委員の判断により、住民監査請求を不適用なものとして却下することができることとする。	地方財政行政の適正な運営の確保を目的とする住民監査請求制度は、住民1人でも住民監査請求をすることができ地方自治法上、多数人が共同で請求する総代の互選に係る規定がない。このため、共同請求人に対し総代の互選を命じたが、その命令に反わず、総代を互選しなかったとしても、請求が不適用となるとは考えがたく、監査請求を却下することはできないと解される。 住民監査請求が政策論争の手段として用いられることがあり、共同請求人が1,300人を超える事業が生じた(過去)及び3,900人を超えることもあった。)。この事業において、総代が置かれないまま請求が生じ、陳述の機会を付与に係る通知等を、300人以上に発送する必要があるが生じ、莫大の手間と費用が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	193	12_その他	指定都市	京都市、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法施行令第172条並 びに地方自治法施行規則第13 条及び別記様式	住民監査請求に係る請 求書の様式の見直し	請求書の様式については、地方自治法施行規則別記様式を参照して監査委員会が定めることができるようにする。	【現況】 住民監査請求の請求書の様式上、請求者の名称が職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職責が記載事項として記されている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内との制限がなくなっており、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。 【具体的な支援事例】 住民監査請求をしようとする者から、なぜ、住民監査請求書という名称でないのか、と聞かれるとともに、職業記載の必要性について問われるが、「様式として定められているの」としか答えられない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (他案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (w) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することし、平成29年度中に省令を改正する。					
6【厚生労働省】 (20) 児童扶養手当法(昭36法238) (イ) 児童扶養手当の受給者が適して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担も踏まえつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策や、日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があると告知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令文> 5【厚生労働省】 (21) 児童扶養手当法(昭36法238) (イ) 児童扶養手当の受給者が適して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、以下のとおりとする。 ・年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には児童扶養手当の返還が生じる可能性がある旨を告知するためのチラシを年金事務所及び自治体の窓口に設置した。日本年金機構等とマイナンバーを活用した情報連携を行うことにより、新規申請等審査業務において、即座に公的年金等の情報が取得でき、正確な手当額の算定が可能となった。 ・年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には児童扶養手当の返還が生じる可能性がある旨を、年金受給権者に対し周知するための資料を作成し、日本年金機構及び地方公共団体に通知する。 〔措置済み(平成31年1月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡等)〕 ・児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に返還を請求することができるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有を可能とし、地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和元年10月28日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)〕	年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には児童扶養手当の返還が生じる可能性がある旨を告知するためのチラシを年金事務所及び自治体の窓口に設置した。日本年金機構等とマイナンバーを活用した情報連携を行うことにより、新規申請等審査業務において、即座に公的年金等の情報が取得でき、正確な手当額の算定が可能となった。 ・年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には児童扶養手当の返還が生じる可能性がある旨を、年金受給権者に対し周知するための資料を作成し、日本年金機構及び地方公共団体に通知する。 〔措置済み(平成31年1月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡等)〕 ・児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に返還を請求することができるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有を可能とし、地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和元年10月28日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)〕	【厚生労働省】 児童扶養手当受給者に対する公的年金等を受給する際に必要な手続の説明について(平成31年1月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡) 【厚生労働省】 児童扶養手当と公的年金等との併給調整に関するチラシの設置(平成31年2月22日事務連絡) 【厚生労働省】 児童扶養手当の支給に関する事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について(令和元年10月28日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_186	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 厚生労働省年金局事業管理課
6【厚生労働省】 (22) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。)については、以下のとおりとする。 ・子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員については、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(子ども・子育て支援法(平24法65)59条12号及児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)における援助を行う会員のうち講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員に選定することが可能であること、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・子育て支援の便宜を実施する場所については、子育て支援の便宜を依頼した者の居宅での実施も可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。					
6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ロ) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ニ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					
6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ロ) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ニ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					
6【法務省】(1)【厚生労働省(15)】 生活保護法(昭25法144) 保護の実施機関が行う職権による保護の開始(25条1項)については、資産がないなど要保護の状態にある成年被後見人が適切に保護されるよう、保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合は、職権をもって保護を開始しなければならないとされている「急迫の場合」に該当することについて、平成29年度中に地方公共団体に通知する。 あわせて、要保護者の発見・連絡に関し、保護の実施機関と連携する関係機関として成年被後見人が含まれることを明確化するため、平成29年度中に地方公共団体に通知するとともに、その旨を成年後見制度に関係する機関に情報提供する。	—		【法務省】 【厚生労働省】生活保護問答集について」の一部改正について(平成30年3月30日事務連絡) 【法務省】 【厚生労働省】生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」の一部改正について(通知)(平成30年3月30日付け社援保発0330第8号) 【厚生労働省】 障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成31年3月7日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_190	
6【農林水産省】 (6) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法58) 特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認(3条)申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	—		【農林水産省】 法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について(平成30年3月27日付け29農振第2590号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_191	
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (2) 地方自治法(昭22法67) (イ) 住民監査請求に係る職員措置請求書(施行規則13条)については、平成29年度中に省令を改正し、施行規則別記様式における職業の記載を削除する。	—		【総務省】 地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(平成30年3月29日付け総行行第72号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_193	

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野 案種	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 進捗状況(概要等)
H29	194	12.その他	指定都市	京都市、滋賀 県、和歌山県、 徳島県、大阪市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法第242条第5項及 び第242条の2第2項第3号	住民監査請求の監査期 間の規定の見直し	① 住民監査請求に係る監査及び勧告は、60日を標準 として監査委員が定める期間内に行うこととする。 ② 監査委員が、事実上対応し、60日の期間を延長する ことができることとする。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合の住民 訴訟の提起については、①の期間又は②の延長後の 期間の経過後に行うことができることとする。	【現況】 住民監査請求に係る監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行うこととされている。 【具体的な事例】 監査対象となる時務会計行又はその怠る事実が顕著にわたる場合には、60日間での監査の結果を出すことが困難である。 例えば、5会派・58議員に政治活動費の不当利得があるとの住民監査請求においては、各会派及び各議員に不当利得があるかどうかを、各会派及び各議員の弁明を踏まえて個別に認定する必要があり、監査の結果を出すまで122日間を要したところである。 監査期間一律に定められているため十分な内容の精査ができず、結果として複雑な監査となる場合も考えられる。必要十分な証拠を入手し、監査結果を出すことが制度趣旨(直接、裁判所に住民訴訟を提起するのではなく、まず、監査委員が判断することとされている。)にのみと解されること、やむを得ず60日を経過した場合、監査委員が違法な事務処理をしているということになるのは、制度設計に問題があるとい わざを得ない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/jekka.html
H29	195	03.医療・ 福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律第12条～第15条 精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律施行令第2条	精神医療審査会における 開催・議決要件の緩和	精神医療審査会に当日出席できない委員について、 医療委員2名を含む3名以上の委員が出席する場合に は、事前に欠席する委員から意見を聴取することと議 事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求め る。	精神医療審査会での審査は、精神保健・精神障害者福祉法において3分野(医療・保健福祉及び法律)の委員5名で構成する合議体で行われ、各合議体は医療2名以上、保健福祉1名以上、法律1名以上の委員 で構成することとされている。 広島市では、委嘱している20名の委員(医療12名、保健福祉4名、法律4名)を4合議体に分け、年間の開催日程に基づいて各合議体を2ヶ月に1度開催している。 この審査会は、同道施行令で各分野1名以上の委員の出席が開催、議決要件になっているため、1名しかいない分野の委員に欠席がある場合は、代替委員の確保または日程の再調整が必要となる。 欠席がある場合には代替委員の確保に努めるが、確保できなければ日程を再調整せざるを得ない。 各委員は本来業務のため、多忙であり、年間の開催日程に基づいて、時間を確保してもらっており、日程の再調整は困難である。 実際、平成27年度に、代替委員の都合がつかず審査会を延期し、各委員の日程を再調整した結果、14日遅れて審査会を開催することになった。(厚労省)精神医療審査会運営マニュアルでは、退院請求の審査 結果通知は請求受理から概ね1ヶ月以内で通知することとされているが、当初通知を予定していた日から14日間遅れ、請求受理から42日後の通知となってしまった。 また、平成29年度には、1名しかいない法律委員から審査会当日に急な欠席連絡が来たことがあった。この時は何とか代替委員を確保できたが、委員は極めて多忙なため毎回代替委員が確保できるとは限らず、 審査会を延期せざるを得ない恐れがあった。 このように、迅速な審査に支障があり、審査は主として患者本人の症状に応じた医学的判断に基づいてなされるものであることから、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席することを条件に、審査会に当日出 席できない委員について、やむを得ない場合には事前に意見聴取し、その意見を十分考慮し議決するものとすることで、議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jekka.html
H29	196	03.医療・ 福祉	指定都市	広島市、広島県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法 則別第10条 社会福祉士及び介護福祉士法 施行規則別第13条	喫煙吸引等研修の見直し	喫煙吸引等研修について受講しやすい環境の整備を 求める。	喫煙吸引や経営実業という医療行為は医師又は看護師が不足しており、医療的ケアを必要とする高齢者への対応に苦慮している。 介護職員等も、研修を修了し、都道府県による認定を受ければ、喫煙吸引等を実施することが可能となる。 しかし、認定を受けるには5日(時間)以上の基本研修や10日以上の実地研修が必要であることから、多くの事業所で介護職員等が不足している現状では、事業者にとって時間をかけて職員に研修を受講させるこ とは容易ではない。また、研修受講者数に対し、実地研修の協力利用者が不足しており、1年以上経っても研修が修了しないというケースも散見されている。 そのため、介護福祉士養成研修と同様に基本研修に通信課程を設けたり、介護職員等が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jekka.html
H29	197	03.医療・ 福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限 移譲	社会福祉士及び介護福祉士法 第48条の2～第48条の8	喫煙吸引等業務に関する 登録事務の指定都市 への権限移譲	喫煙吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務に ついて指定都市への権限移譲を求める。	広島市での介護事業所では、平成28年に、喫煙吸引等を行うための研修を受けていない職員が、素人で当該医療行為を行った事例があった。このケースでは、内部通報により問題が発覚し、指導を行うことが できたが、社会福祉士及び介護福祉士法上は、研修を受けた者の登録は都道府県の事務となっている。指定都市市に情報が入るようになっている。 介護福祉法上、指定都市に介護事業所への立入検査権限だけでなく処分権限もあるが、事業所の職員のうち、誰が喫煙吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みとなっていないた め、現状では、広島県と一緒に検査に入らざるを得ない。 このため、喫煙吸引等業務の登録に関する事務を都道府県から指定都市に移譲し、指定都市単独で対応できるようにしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jekka.html
H29	198	03.医療・ 福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	介護サービス施設・事業所調査 結果の情報提供	介護保険事業に係る介護サービス 施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求 める。	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス 施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求 める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を期とする市町村介護保険事業計画を定めることとなっている。 計画の策定に当たり、地方公共団体の事業所にアンケート調査を行い、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の 不満の声が出ている。 そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jekka.html
H29	199	03.医療・ 福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	介護保険法第117条第2項・第 9項、第10項、第118条第2項	市町村介護保険事業計 画の変更に係る手続の 簡素化	特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域 内の広域型と地域密着型を合わせた総数に変更がし ない場合において、当該圏域内の市町村との協議が 整ったとは、都道府県への事前の意見聴取等を行う ことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域 型・地域密着型間一定員数の振替ができるようにする ことを求める。	広島市は、経済面や生活面で深く結び付いている、山口県の7市町を含む近隣の23市町と広島県都府県を構成し、国の「連携中核都市圏」制度を活用しながら、連携して地域の資源を圏域全体でいかに様 々な施策を展開を図っており、その中で、将来的には当該都市圏において介護保険サービスの提供体制を整備したいと考えている。 しかしながら、現在の体系では、都道府県が広域的な立場から策定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県計画」という。))及び市町村が策定する市町村介護保険事業計画(以下「市町村計画」 という。))において、特別養護老人ホームの定員数を定めることとされている。 こうした中、当面の課題として、都道府県計画で定員総数を定める広域型特異には事業者の参入がある一方で、都道府県計画及び市町村計画で定員総数を定める地域密着型特異は、利用定員数に対して割高 な用地費や建設費、運営費、また、効率的な介護職員の配置が困難等の問題から、繰り返り募集行っても事業者の参入がない。そこで、広域型特異に定員数を振り替えるようとしても、都道府県計画及び市町村 計画の変更には審査会への諮問やパブリックコメントの実施等で数ヶ月の時間を要することから、設置認可が間に合わず、計画期間内に市域内で必要員総数の確保ができない状況となっている(別添のと おり)。 このため、老人福祉圏域内の市町村との協議が整った場合には、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村計画を変更して、広域型・地域密着型間一定員数の振替ができるようにしていただきた い。 なお、都道府県計画と市町村計画及び実態に差が生じることについては、特異全体の定員総数には変更がなく、また、影響が考えられる同じ圏域内の市町村とは事前に協議を行うこととしていることから、計画の 趣旨を損ねるものではないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jekka.html
H29	200	03.医療・ 福祉	指定都市	広島市、広島県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	平成28年度全国ひと親世帯 等調査の委託について(厚生 労働省雇用均等児童家庭局長 通知) 統計法第2条第7項、第19条、 第20条	全国ひとり親世帯等調 査における調査方法の 規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、 住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込 みを可能として欲しい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の実施を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。 この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。 しかし、①調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が多数含まれていることに加え、②不在のため再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければ ならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となった。 そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能してほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jekka.html
H29	201	09.土木・ 建築	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	道路法第33条第1項	道路路用許可に係る基 準の弾力化	道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切と認 める場合には、都市再生特別措置法によることなく、無 条件の原則が緩和できると、道路路用許可基準の弾 力化を求める。	道路路用を活用したまちのにぎわいづくりが各地で進められているが、道路の路用許可は、原則として、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合にのみ行うことができるとされている。 しかしながら、道路の中には、歩行空間に余裕のある歩道や緑地帯など、一定空間の占用を認めても機能上支障が生じないケースもある。実際、広島市では、副道や副道の歩道も含めると幅員が100m以上が道路 (平和と大通り)があり、この道路の緑地帯等の占用を許可して交通に支障は生じないが、前記の基準があるため道路路用を認めることはできない。 都市再生特別措置法において、都市再生整備計画の作成等で前記の基準は緩和されることが、道路管理者が一定の区域で占用を認めても支障がないと判断し、それを市町村や警察も同意しているような場合に は、都市再生整備計画の作成等には必要ないものとする。 そこで、道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切であると認めるものについては、都市再生特別措置法によることなく、無条件の原則が緩和できると、許可基準の弾力化を求める。 なお、都市再生特別措置法のの特例措置を活用する場合、前述の地域は既に都市機能などが集積している市街地であるため、都市再生整備計画に該当する基幹事業などを盛り込むことが困難であり、同計画にお ける目標や評価指標の設定が課題となると想定される。また、まちににぎわい創出を図る提案事業については、その事業内容を詳細に決定した上で、公安委員会などの同意を得たもの社会実験等が求められ るなど、事業者(占用者)の負担が大きくなることも懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jekka.html
H29	202	10.運輸・ 交通	指定都市	新潟市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	道路運送法第21条	道路運送法第21条に基づ く実証実験の1年要件の 緩和	社会実験による一般乗合旅客自動車運送については、 道路運送法第21条に基づき「一時的な需要のため」に 国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を 限定して行うものとして、平成18年9月15日付け通達 「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客 自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取 扱いについて」により、実証実験等に限定して原則として1年以下の期限を付して許可されているが、地方自治 体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する 実証運行路線として位置付けられる場合は、実証実験 としての許可期限を3年以下に緩和することを求めるもの を。	【制度改正の経緯】 コミュニティバス(区バス、住民バス)の社会実験については、利用者の意見を踏まえ、運行ルートやダイヤの変更等を行いながら、最長3年間の利用状況や収支を検証し、本格運行への移行の可否を判断して いる。 また、利用容易さや利用者の定着には長期間を要し、持続可能なバス路線として社会実験の効果を確認するためには1年間の期間限定では不十分であり、3年間は必要と考えている。 現状では、第21条の一時的な需要への対応として1年間の許可をいただき、その後は、第4条に切り替え社会実験での運行を継続しているが、平成27年度の江南区内における住民バス社会実験において、第21 条による、第4条への切り替えが年度途中で、年度末までの残期間予算は確保されていたが、年度予算が確保されていない(継続的な運行の担保がない)として第4条の許可が得られず、社会実験としてのバス運 行が休止となり、住民に不便を与える支援事例があった。 【制度改正の必要理由】 第4条による運行の切り替えがスムーズにできない場合であっても、第21条による運行とは異なり、運行本数の変更や運行経路の変更に伴う手続きが多く、即応的に変更を行うことができないため、効率的な社会実 験の妨げになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jekka.html
H29	203	10.運輸・ 交通	指定都市	新潟市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	道路運送法第9条第4項 道路運送法施行規則第9条第2 項 道路運送法第15条第1項	地域公共交通会議にお ける協議すべき案件の 規制緩和	地域公共交通会議で協議が調った一般乗合旅客自動車 運送については、運賃や路線等を変更しようとするこ とに、地域公共交通会議での協議を調子運輸局へ届 けるが、すでに協議が調っている路線の経路の変更につ いては、基準を明確にした上で地域公共交通会議に上 げて同意を得ることなく運輸局へ届けられるようにする ことを求めるもの。	【制度改正の経緯】 本市が主催する地域公共交通会議では、いわゆる協議路線に係る運賃、路線、ダイヤの変更等について、地域などの関係者間で協議、合意をした案件に同意し、その後に行事業者が運輸局へ許可申請や変更 申請書を出している。しかし、短期間の経路変更や道路工事等に際して一定期間の経路変更(迂回)、通しにおいて既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども連賃割引等、地域との関係者間で合 意されている範囲内での運賃やダイヤの変更等が可能な案件については、運輸局への申請前に地域公共交通会議での同意が必要とされている。また、これらについては、法令上同意を得る必要がある旨の具 体的な事項の規定がなく、運輸局に地域公共交通会議での同意が必要な事項をその都度、確認し、会議等の開催を行っている。 【支援事例】 当市においては、地域での協議、区役所での地域公共交通部会等の合意を経て、地域公共交通会議で同意を得ていることから、運輸支局の申請までに約2ヶ月間必要とされる。そのため、許可までに約3ヶ月有 し、一定期間の経路変更が必要となる水道工事などの工事工程に支障をきたす事例や、地域のイベント時に子どもや高齢者の運賃を割引く提案を受けたが、申請までの期間が足りずに断念する事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2017/teianhosyu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (拙案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用を可能とすること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (15) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の開催・議決については、予備委員の確保等に関する取組事例を、地方公共団体に2018年度中に周知する。	精神医療審査会に係る予備委員の確保等に関する取組事例を周知した。	【厚生労働省】 障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成31年3月7日)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_195	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
6【厚生労働省】 (26) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ⅱ) 喀痰吸引等研修の受講環境の整備については、研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (25) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ⅱ) 喀痰吸引等研修のうち、基本研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、当該基本研修の実施主体の事業所以外の場所への講師の派遣等により実施可能であることを地方公共団体に2018年度中に周知する。	喀痰吸引等研修の基本研修について、研修実施主体の事業所以外の場所への講師派遣等が可能である旨を周知した。	【厚生労働省】 喀痰吸引等業務に関するQ&Aについて(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_196	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
5【厚生労働省】 (3) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。 また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【厚生労働省】 指導監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について(平成30年2月8日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) 【厚生労働省】 登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者の登録事務等に係るアンケート調査について(令和2年2月13日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室、内閣府地方分権改革推進室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_197	
6【厚生労働省】 (30) 統計法(平19法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に周知する。 〔措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)〕			【厚生労働省】 平成28年介護サービス施設・事業所調査の概況について(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室介護統計第一係長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_198	
6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (ⅴ) 市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (40) 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。	<令3> 6【厚生労働省】 (57) 全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和3年度の調査から、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出して実施することとし、その旨を地方公共団体に文書で周知する。 〔措置済み(令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査の手引き(厚生労働省子ども家庭局))〕	令和3年度全国ひとり親世帯等調査の実施に当たり、各地方公共団体において世帯名簿を作成する際、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出することとした。	【厚生労働省】 令和3年度全国ひとり親世帯等調査調査の手引き	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_200	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
6【国土交通省】 (12) 道路法(昭27法180) (ⅰ) 道路の占用の許可(32条1項)については、同許可に係る無余余地性の基準(33条1項)の充足について道路管理者が判断するに当たり、経路的な要素や利用者の利便性等を含めた道路の事例を考慮できると及び都市再生特別措置法(平14法22)に基づく道路の占用の許可基準の特例を受けるに当たり、公共公益施設の整備に関する事業等を記載事項に含まない都市再生整備計画を策定することが可能であることについて、平成29年度中に、これらの取扱いに係る活用事例集を作成するとともに、地方公共団体に改めて周知する。			【国土交通省】 道路の占用に係る無余余地性の基準等の取扱いについて(平成30年3月26日付け国土交通省都市局まちづくり推進課企画専門官・道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_201	
6【国土交通省】 (8) 道路運送法(昭26法183) (ⅴ) 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可(21条)において、当初から1年以上の実証実験を行う計画がある場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、許可期間を1年以上(3年程度)とできること、及び実証実験のデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、再度許可(通第3年程度)を行うことを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知する。			【国土交通省】 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成30年3月29日付け国自旅第318号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_202	
6【国土交通省】 (8) 道路運送法(昭26法183) (ⅰ) 地域公共交通会議(施行規則9条の2、運賃等の合意(9条4項)等)に係る協議を行う協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)の条、施行規則9条の3第1項2号から5号に掲げる者を構成員に含むものに限る。)を含む。以下の事項において同じ。)の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意することが望ましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (ⅱ) 地域公共交通会議等の協議事項については、一度地域公共交通会議等において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合には、更なる協議は不要であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 また、地域公共交通会議等において協議が調った事項に係る軽微な変更に伴う協議については、地域公共交通会議等幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任すること、書面による協議を行うこと等により手続の簡素化が可能であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。あわせて、軽微な変更の例についても周知する。			【国土交通省】 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について(平成30年12月28日付け国自旅第212号) 【国土交通省】 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自旅第212号) 【国土交通省】 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自旅第212号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_203	

	年次 計画	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	提議法令等	提案事項 (事業名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 進捗状況（備考等）
H29	204	12.その他	指定都市	新潟市	総務省	B：地方に対する規制緩和	法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項	区地域協議会構成員委員の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項について、各市区町村の条例により構成員の構成員要件について、定められるもの。	【制度改正の経緯】 区地域協議会の構成員については、地方自治法(以下「法」という。、第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により、「区の区域内に住所を有する者」とされている。「住所」とは、自然人については生活の本拠をその者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもって住所とするものと解釈される。この趣意から、自然人については区内への通勤者、法人については、区内の支店等によって構成員となることができない。 本市としては、区内内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区内で様々な公益的活動を行っている者の意見も区政に反映させたいと考えている。 【支援事例】 具体的には、区内大学に勤務する教授や通学する学生、区内の公共性や公益性が高い団体の支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができる事例が生じている状況である。 指定都市が設置する区地域協議会と異なり、市町村が設置する区地域協議会も同様の支援事業が生じ得ると考えられるため、準用元である法第202条の5第2項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会へ参加することが可能になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboisyu/2017/teianboisyu_kokka.html
H29	205	05.教育・文化	施行時特例市	長岡市	文部科学省	B：地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設整備に関する法律第16条(22)、(23)、平成29年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(平成29年4月3日28施設補助第4号)	学校給食施設整備に係る補助の見直し	学校給食施設整備事業について、施設を改修する場合にも補助対象となることを求める。	現在、多くの給食室について老朽化が進んでおり、衛生面や調理員の安全面から給食室のドライレインなどの改修が求められているが、現制度の学校施設環境改善交付金の学校給食施設整備事業では、新増築や改築のみが補助対象であり改修事業については補助を受けられないことから、施設の改修が進んでいない。 (なお、学校施設環境改善交付金(大規模改造(老朽))に対する補助金は、改修も補助対象となるが、校舎の外装及び内部の両方を全面的に改造する工事であること。また、給食室が校舎と同一体であることを満たさなければ補助対象にならない。)また、補助対象事業費の上限は2億円であるが、校舎の大規模改造工事の事業費は通常2億円を大幅に上回るため、実際に活用することが難しい。）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboisyu/2017/teianboisyu_kokka_yosan.html
H29	206	03.医療・福祉	一般市	栃木市	厚生労働省	B：地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第3項、児童福祉法施行規則第1条の4、子育て短期支援事業要綱、子ども子育て支援交付金交付要綱	子育て短期支援事業の実施に関する見直し又は明確化	介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化	子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設、③乳児院、④保育所、⑤ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で、子育て短期支援事業を実施することとしている。 しかしながら、栃木市内には①～③及び⑤の施設がなく、④には、事業実施可能な宿泊スペースがなく、また、宿泊に対応できる人員が確保できないため、栃木市内で本事業を実施できておらず、近隣市町の乳児院・児童養護施設等に委託して、本事業を実施せざるを得ない状況にある。 近年、育児疲れや精神的障害を持つ保護者による虐待が増加しているが、子育て短期支援事業では、児童相談所が行う一時保護等と違い、強制的に保護者と児童を引き離す効力はないため、それらの方々が利用する際の精神的なハードルが高く、虐待防止の効果も期待されている。 しかしながら、栃木市では、夏休み明けの市外への不慣れた施設での預かりになるため、保護者や子どもの抵抗感が強く、年間数件の利用に留まっている。 栃木市内には、子どもの居場所の提供(子ども食堂)を積極的に行っている介護老人保健施設等の介護施設があり、施設内には地域交流室等の空き部屋があり、夜間勤務者も確保している。 介護施設等既存の施設で、子育て短期支援事業を実施できるようにすることにより、より身近な場所で本事業が実施でき、さらに虐待予防などにも有効に活用することができるため、介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboisyu/2017/teianboisyu_kokka.html
H29	207	03.医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B：地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項	訪問介護におけるサービス提供責任者の業務対象事業について規制緩和	訪問介護におけるサービスの提供責任者の業務対象事業について規制緩和を求める。	【提案の背景】 指定訪問介護事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)。第5条第4項(「従ふべき基準」)により、常勤かつ専任のサービス提供責任者を配置することとなっている。 このサービス提供責任者は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所に限り業務が認められている。 事業所が訪問介護事業と第一号訪問事業との併せて受け、一体的に運営している場合は、いずれかの人員基準を満たしていれば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされることが、ここの第一号訪問事業は、予防訪問介護担当のサービスのみの指し、訪問型サービスAは含まれない。 【支援事例】 指定訪問介護事業者は、訪問型サービスAの実施において、別のサービス提供責任者を確保しなければならず、現場では慢性的な有資格者の人材不足が生じている中で、事業所の負担感が極めて大きく、介護予防・日常生活支援総合事業を進める上で支障となっており。 訪問介護事業においてはサービス提供責任者、訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の業務不要条件が支障となり、訪問型サービスAを実施する介護事業所のなり手が少ない現状があり、ひいては訪問型サービスAの対象となる利用者がサービスを受けられなくなっている。 本市における状況(平成29年4月1日現在) 訪問型サービスAの事業所/指定訪問介護事業所=39/130 ＜現状＞ ○幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があるが、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。 ○幼稚園及び認定こども園の幼稚園側(以下「幼稚園側」という)は3歳以上から入園できる(1号認定)ことになっているが、本市内の幼稚園等では、3歳到達前の子どもであっても、施設の子付事業として受け入れているのが実情である。 ＜支障事例(総論)＞ 幼稚園等は、少子化に伴い同世代の児童と交流する機会がなくなってしまう児童の増加により、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、我がが芽生えはじめ、イヤイヤ期の児童(2歳前後)に対しては、教員や同世代の児童と、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活への適応能力の向上などが期待できる。 年度当初満歳の子どもが年度途中で突然入園すると、満3〜5歳児学級のように全児童を対象とした通常の教育内容を組むことができます。児童の成長に影響がある。 ＜支障事例(その他)＞ ○施設・3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を削っている。 ○保護者・3歳に到達するまでは保育料ではないが、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の保育料が多い)を支払っており、また第3号無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けていないなど、金銭的負担が大きいため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設面積基準などの充足状況の把握が困難。 ○市・認定受けていない児童は正式に入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設面積基準などの充足状況の把握が困難。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboisyu/2017/teianboisyu_kokka.html
H29	208	03.医療・福祉	一般市	高岡市	文部科学省	B：地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法第19条、学校教育法第26条	子ども子育て支援法に基づく支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達している児童に対する年齢区分の見直し	現在、区では鉄道の連続立体交差事業を契機とした駅周辺街づくりにおいて、都市計画マスタープランに定める「駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上」のため、駅前広場の整備を進めている。広場の事業用地にかかわる地権者には小売店が多く、生活再建を希望する人が多いなか、駅周辺では市街地が既成しており、代替地の取得が困難で事業進行に支障を生じている。このような状況下で、駅前広場の用地の一部を活用し、商業アトリウムと住居を建設する案を検討している。これとは、駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上に資するものであることから、立体道路の対象道路の緩和により駅前広場における共同ビルの建設を可能とし、街づくり計画の実現を図りたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboisyu/2017/teianboisyu_kokka.html
H29	209	09.土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B：地方に対する規制緩和	・道路法第47条の7(道路の立体的区域の決定等) ・都市計画法第12条の11(道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行ったための地区整備計画) ・建築基準法第44条(道路内の建築制限)	駅前広場等における立体道路法の適用要件の緩和	駅前広場等において立体道路法を活用するため、交通結節点を対象として、都市計画法第120の11及び建築基準法第44条第1項第3号において自動車専用道路及び特定商業道路等に限定されている道路の適用要件を緩和すること。	現在、区では鉄道の連続立体交差事業を契機とした駅周辺街づくりに関し、都市計画マスタープランに定める「駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上」のため、駅前広場の整備を進めている。広場の事業用地にかかわる地権者には小売店が多く、生活再建を希望する人が多いなか、駅周辺では市街地が既成しており、代替地の取得が困難で事業進行に支障を生じている。このような状況下で、駅前広場の用地の一部を活用し、商業アトリウムと住居を建設する案を検討している。これとは、駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上に資するものであることから、立体道路の対象道路の緩和により駅前広場における共同ビルの建設を可能とし、街づくり計画の実現を図りたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboisyu/2017/teianboisyu_kokka.html
H29	210	03.医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B：地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の7	身体障害のない高次脳機能障害者に対する自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。、第5条第12項で規定されている「自立訓練」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(以下「施行規則」という。、第6条の7第1号「機能訓練」及び第2号「生活訓練」としてそれぞれ対象者、支援の内容が定められているが、障害者の種別によらず、いずれも自立訓練も受けられるよう対象者の要件を緩和するよう求める。	高次脳機能障害者については、認識障害や注意障害、遂行機能障害のように身体障害を伴わないが、就労や社会復帰に支障をきたす事例がある。このような事例については、理学療法士や作業療法士の専門職種が、対象者の障害の個別性に即して認知能力のアップ等を実施するとともに、神経心理学的検査や行動評価等によるモニタリングを行い、さらには、当事者が「届出」を行う、事業開始後およびフォローアップは障害福祉サービスにおいては、自立訓練(機能訓練)が相当するが、その利用対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboisyu/2017/teianboisyu_kokka.html
H29	211	03.医療・福祉	市区長会	指定							

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (6) 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (イ) 子育て短期支援事業(子ども・子育て支援法59条6号及び児童福祉法6条の3第3項)については、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることが可能であることを、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。					
6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (iii) 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)5条2項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩化した基準による訪問サービス(訪問型サービスA)に限る。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。			【厚生労働省】 指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_207	
6【内閣府(19)】【文部科学省(17)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (イ) 幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課
6【国土交通省】 (6) 建築基準法(昭25法201)及び都市計画法(昭43法100) 立体道路制度については、道路の上下空間を立体的に活用する事業のニーズに関する調査の結果を踏まえ、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平14法22)2条3項)の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用が可能となる方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【国土交通省】 (6) 建築基準法(昭25法201)及び都市計画法(昭43法100) 立体道路制度については、市街地の環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用の促進と都市機能の増進を図るため、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平14法22)2条3項)の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用を可能とする。 [措置済み(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号))]		【国土交通省】【宮報】 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)(平成30年4月25日公布、7月15日施行)		
6【厚生労働省】 (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者のニーズを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (イ) 自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害種別にかかわらず利用可能とするよう、省令を改正する。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号))]		【厚生労働省】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_210	
6【厚生労働省】 (17) 社会福祉法(昭26法45) 国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、新規参入する事業者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行う届出を事業開始前の届出に改めることについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (17) 社会福祉法(昭26法45) 国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質を確保するため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対し、都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、国、都道府県、市町村、特別区及び社会福祉法人以外の者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認することを可能とするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行う届出を事業開始前の届出に改める。 [措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))]		【厚生労働省】 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8付け子発0608第1号、社援発0608第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_212	

中核市等	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案文書の提出状況	根拠法令等	施策事項(国・県別)	求めらるべき具体的な内容	具体的な支援事例	提案年度における実施状況(経過)	
H29	213	01.土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付事業	社会資本整備簡便化地価調整事業については、平成28年度から社会資本整備総合交付金事業の関連事業として創設されたが、事業の実施要件との合致が難しく、また、要件が曖昧であることから、制度のより一層の活用に向けた要件の見直し及び明確化を求める。	適定要件として、対象基幹事業が整備計画(期間5年)に位置づけられることが必要となるが、1工区の地価調査、一筆地調査、地籍図・地籍簿作成、閲覧、認証・法務局送付の手続に数年を要するため、整備計画の前半は地価調査が主事業となる。このため、基幹事業が1〜2年延期され、次期計画に位置づけられた場合には、地価調査は社会資本整備簡便化地価調整事業の対象外となる。また、社会資本整備計画において、地価調査はどの工程まで完了する必要があるのかが不明確である。道路事業計画など用地取収が含まれる基幹事業は、事業者手が流動的なため、突如として整備計画に位置づけられた場合には、地価調査の完了が間に合わない。また、基幹事業の着手予定が現行の整備計画期間より先である場合には、地価調査は社会資本整備簡便化地価調整事業として着手できない。さらに、社会資本整備簡便化地価調整事業による事業効果の検証が困難であるため、会計検査等での対応が不可欠である。これらのことについて、県を通じて国に意見を伝えたい。支障等は解消されないままである。そのため、現整備計画に位置づけられていない基幹事業についても、基幹事業の科目計画及び地価調査の実施サイクルを鑑み、社会資本整備簡便化地価調整事業として連携ができるように現在の要件を緩和していただきたい。また、基幹事業に先行等して行い、基幹事業の円滑化を図るという点であるが、社会資本整備簡便化地価調整事業により想定される事業効果も具体的に提示していただきたい。	—	
H29	214	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法	社会資本整備総合交付金の要件緩和等	川崎市の維持管理する河川延長は約38kmであるが、そのうち、約6割が河川改修後継40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。現行の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理している河川(中小河川)の堤防や護岸等の維持・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮している。	川崎市の維持管理する河川延長は約38kmであるが、そのうち、約6割が河川改修後継40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。現行の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理している河川(中小河川)の堤防や護岸等の維持・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮している。	—
H29	215	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付事業 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_2021/kekka.html
H29	216	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付事業 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_2021/kekka.html
H29	217	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付事業	子ども・子育て支援交付金交付事業の事務手続きの簡素化	子ども・子育て支援交付金交付事業の事務手続きの簡素化	子ども・子育て支援交付金交付事業の事務手続きの簡素化	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_2021/kekka.html
H29	218	02.農業・農地	一般市	黒石市、青森県	法務省、厚生労働省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法第1項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第3条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_2021/kekka.html
H29	219	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長統計法第2条第7項、第19条、第20条)	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	全国ひとり親世帯等調査の実施を把握して福祉政策の実施を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。しかし、①調査区域内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大半を占めていることに加え、②不在の世帯の再訪問が必要となるケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならないケースもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査員が労務費を超過した結果となった。そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としたい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実施を把握して福祉政策の実施を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。しかし、①調査区域内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大半を占めていることに加え、②不在の世帯の再訪問が必要となるケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならないケースもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査員が労務費を超過した結果となった。そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_2021/kekka.html
H29	220	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護サービス施設・事業所調査	介護保険事業に係る調査結果の提供	市町村は、国が定める基本指針に則して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。計画の策定に当たり、地方公共団体の事業所にアンケート調査を行い、国で行っているアンケート調査と照合等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の煩、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	市町村は、国が定める基本指針に則して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。計画の策定に当たり、地方公共団体の事業所にアンケート調査を行い、国で行っているアンケート調査と照合等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の煩、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_2021/kekka.html
H29	221	03.医療・福祉	一般市	松戸市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第46条 ・学校教育法 ・就学時の子どもに関する教育・保育の確保に関する法律(平成18年6月15日法律第77号) ・子ども・子育て支援法第14条、第38条 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日(平成28年6月20日一部改正)府令第390号・27年12月初第1135号、児童発達支援法第2号) ・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府令第391号・27年初第28号、児童発達支援法第2号)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に関する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び指導監査に基づく指導監査(施設監査)の指導監査項目が重複する場合には、重複項目については、施設監査実施者と指導監査実施者間で協議の上、一元化できるように明確化を求める。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に関する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び指導監査に基づく指導監査(施設監査)の指導監査項目が重複する場合には、重複項目については、施設監査実施者と指導監査実施者間で協議の上、一元化できるように明確化を求める。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に関する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び指導監査に基づく指導監査(施設監査)の指導監査項目が重複する場合には、重複項目については、施設監査実施者と指導監査実施者間で協議の上、一元化できるように明確化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboyu/2017/teianboyu_2021/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府(19)】【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (α)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額の簡便な算定方法(平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて(平28内閣府子ども子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課))に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・職員1人当たりの平均経歴年数の算定に当たっての派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 ・国家公務員の給与改定に伴う公定価格(同告示1条12号)の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法等を周知する。			【内閣府、文部科学省、厚生労働省】「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく処遇改善等加算Ⅰに係る様式の記載方法の取扱いについて(平成30年3月30日付け通知) 【内閣府】「平成29年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて」(平成30年2月9日付け事務連絡) 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】公定価格に関するFAQ(よくある質問) Ver.12(平成30年9月27日)		
6【内閣府】 (18)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (α)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (α)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 (α)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令元> 5【内閣府(11)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(33)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (イ)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、保育所に係る請求書の標準様式を新たに定め、地方公共団体等に通知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡)]	保育所に係る請求書の標準様式を新たに定めた。	【内閣府】給付事務に係る請求書の標準様式について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_216	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府】 (19)子ども・子育て支援法(平24法65) (ν)子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続が可能となるよう、平成30年度から、当該交付金要綱の速やかな策出を行うとともに、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。			【内閣府】「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について(府子本第769号平成30年8月10日付け通知)		
6【法務省(3)】【厚生労働省(34)】【農林水産省(8)】 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平28法89) 農業分野における団体監理型技能実習(2条4項)については、都道府県の関与等による十分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の農場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じてより効果的な技能実習が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。					
6【厚生労働省】 (40)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。	< 令3> 5【厚生労働省】 (57)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和3年度の調査から、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出して実施することとし、その旨を地方公共団体に文書で周知する。 [措置済み(令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査の手引き(厚生労働省子ども家庭局))]	令和3年度全国ひとり親世帯等調査の実施に当たり、各地方公共団体において世帯名簿を作成する際に、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出することとした。	【厚生労働省】令和3年度全国ひとり親世帯等調査調査の手引き	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_219	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
6【厚生労働省】 (30)統計法(平19法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 [措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)]			【厚生労働省】平成28年介護サービス施設・事業所調査の概況について(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室介護統計第一係長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_220	
6【内閣府(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(12)】 学校教育法(昭22法26)、児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 特定教育・保育施設の施設監査(学校教育法、児童福祉法46条1項及び59条1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律19条に基づく監査等)をいう。)及び確認監査(子ども・子育て支援法14条及び38条に基づく監査等をいう。)については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できるとし、地方公共団体に平成29年度中に通知する。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請 番号	分野	提案団体の 属性	団体	関係府省	地区 区分	拠拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整結果(概要等)
H29	222	03.医療・福祉	一般市	宇治市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等整備交付金交付要綱認定とも園施設整備交付金交付要綱平成28年度保育所等整備交付金に係る協議について平成29年度認定とも園施設整備交付金に係る協議について	保育所等整備交付金・認定とも園施設整備交付金の申請手続き	保育所等整備交付金及び認定とも園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募により決定する場合に、市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定していることに準ずる条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。	事業者公募を行う際、公募前に国庫補助金の内示が必要となるが、現在の交付金の事前協議のルールでは、協議段階で「法人が確定」していることが求められているため、協議参加に支援が生じている。また、認定とも園施設整備交付金交付要綱については、要綱上、事前協議における整備計画の策定基準の中で、法人の適格性について、「役員構成や資金計画等が適正であり、健全で安定した運営が図られている法であること」が記載されているが、事業者が決定していることが求められているのか不明確であるため、上記で求める保育所等整備交付金交付要綱の協議通知と同様の制度として頂きたい。 ※「法人が確定」していることに準じることの例として、保育所又は認定とも園を運営するなど、一定の適格性が担保されている事業者から、新たな施設整備の打診を受けている場合や、議会手続きが行われているもの等が挙げられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	223	03.医療・福祉	一般市	宇治市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条幼保連携型認定とも園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第3条	保育所・認定とも園における代替職員の特別配置	保育所・認定とも園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急に保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保がでなかった場合に、職員不足により機軸が発生するケースや、公定価格の就労対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	224	05.教育・文化	都道府県	大分県	内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号	文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し	文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施で、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理、執行できるようにするもの。	【支援事例】 国(はとよ)り、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなつてい。また、大分県では、平成30年開催予定の「第33回国民文化祭おおい2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおい大会」をはじめとして、同年の「国東半島宇佐地域・六部満山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。 【具体的な支援事例】 掛けつり景観保存事業(所管：文化庁)とまちづくりとの連携について ・平成24年に大分県別府市の明善・鉄輪地区が重要な文化的景観「別府の掛けつり景観」に選定された。所管は別府市教育庁と大分県教育庁が担当(いずれも文化財所管課)。 ・一方で、同地区内でまちづくり交付金事業(所管：国土交通省)による温泉を活用した地蔵堂し工房建設が進行。所管は別府市長官部局と大分県官部局が担当。(いずれも観光振興所管課) ・文化庁からは、「工房建設については、市が策定した掛けつり景観保存事業計画に記載がなく、そもそも文化的景観にもなじまない。」とする指導があった。 ・景観や文化財保存に係る事業(文化財保護)とまちづくり事業(観光・地域振興)の執行管理を一体的・一元的に実施する体制ができていれば、こうした問題は未然に防ぐことができたと考えている。 ○認定とも園(特に、保育所から保育所認定とも園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少数人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることでまかなう制度となっている。そのため、保育所から認定とも園へも移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとつて相対する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 ○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども子育て支援給付金を総合的かつ計画的に行うことや、子ども子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3か月前までに市町村長に届出をするだけでなく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。 ○また、認可補限のある府に対しては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	225	03.医療・福祉	一般市	箕面市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行届出を必要に応じて協議とするよう求める。	○認定とも園(特に、保育所から保育所認定とも園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少数人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることでまかなう制度となっている。そのため、保育所から認定とも園へも移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとつて相対する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 ○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども子育て支援給付金を総合的かつ計画的に行うことや、子ども子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3か月前までに市町村長に届出をするだけでなく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。 ○また、認可補限のある府に対しては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	226	05.教育・文化	指定都市	横浜市	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校給食法	学校給食法における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うことが必要です。 ①地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定制に債権名を追加する ②学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うことが必要です。 ①地方自治法施行令第158条第1項に限定列挙された以下の債権の場合 使用料、手数料、賃貸料、物品支払代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 学校給食費は、現行法令、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	227	05.教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第3項、私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条	私立幼稚園の認可補限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可、認可に必要な答申を審議する」「私立学校審議会の設置運営」「私立幼稚園への」運営指導」及び「補助金交付」にかかわる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行う者が一元化していない煩雑さや重複感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども・子育て支援新制度への移行が進まない要因になっている。 幼小・小接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むにあたり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要する場合がある。 認可定員認定は、幼保連携型、保育所型、地方裁量型の認定とも園は市が、幼稚園型認定とも園は県が担当しているが、幼稚園型認定とも園は1号認定の量の見込みと確保方策の進行管理を行っていく。幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策的な園配置や定員設定を行うよう希望がある。 27年度提案の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用され、広域的な見地から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市域内からの通園がほとんどである。当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考ええる。また、市域外から通園する幼児児童についても、幼稚園の実質から把握することや、保育所の管外保育のよに必要に応じて近隣市町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はなく、市に認可権限を委譲すること、広域的見地を欠くとは限らないと考える。 また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 さらに、事務処理特例により対応可能となつたが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対応せず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付に伴わない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保がない。	—
H29	228	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4	医療計画の策定等に係る事務・権限の指定都市へ移譲	医療計画の策定等に係る事務・権限について、都道府県から希望する指定都市へ移譲する。	横浜市の人口は約370万人で都道府県人口の第10位の静岡県とほぼ同じであり、神奈川県全体の人口の約4割を占めている。病院数や診療所数についても同様である。これだけ規模の大きな市について、県が地域の医療を担って、きめ細やかな医療政策を考えることは困難である。 昨年10月に策定された地域医療構想では、急速に進む超高齢化により、2025年には本市全体で7千床の病床が不足する見込みであり、在宅医療等の対象患者数については約1.8倍に増加する。また、横浜市では3つの二次医療圏を1つの構想区域にまとめ、医療と介護の総合的な環境を整えたところである。 なお、医療需要は2025年以降も増加を続け、少なくとも2040年までは増え続けると推計されており、地域における医療提供体制の整備が急務である。 神奈川県においては、病院の開業認可に関する権限が指定都市等に移譲されたが、基準病床数算定や病床配分に関する権限は県に残っており、医療計画に関する業務がねじれた状況になっている。 横浜市では行政により人口規模や高齢化のペースが異なり、医療・介護資源の充足状況もさまざまである。地域特有の医療課題を解決するためには、きめ細かな事業展開が必要であり、県が他の圏域と合わせ県民が県民1人1人を担うことから、事業に必要となる権限・財源の確保を受けること。	—
H29	229	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条、第5条	地域医療介護総合確保基金の指定都市への設置	今は各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金について、希望する指定都市は別に設置できるようにする。	横浜市においては、病院の開業認可に関する権限が指定都市等に移譲されたが、基準病床数算定や病床配分に関する権限は県に残っており、医療計画に関する業務がねじれた状況になっている。 横浜市では行政により人口規模や高齢化のペースが異なり、医療・介護資源の充足状況もさまざまである。地域特有の医療課題を解決するためには、きめ細かな事業展開が必要であり、県が他の圏域と合わせ県民が県民1人1人を担うことから、事業に必要となる権限・財源の確保を受けること。	—
H29	230	05.教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)交付要綱	文化庁「文化芸術振興補助金」に係る補助対象等の緩和	文化庁「文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)」に係る補助対象等の緩和	「文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)」において、講師謝金や翻訳費等各科目毎に詳細な単価上限を設定するなどにより、補助金要型の時点で業者や招聘予定の講師に対して設定単価に届いた見直しを徹底した上で申請書類をまとめる必要があり、申請事務が煩雑で、柔軟に活用することが困難な状況となっている。 また、補助期間も最大3年間とされていることにより、3年を超える継続的な取り組み(情報発信、普及啓発等)ができなくなり、せめて地方創生交付金の交付期間である5年と同期間に延長するなど、補助対象の緩和や補助期間等の柔軟な運用を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosun.html
H29	231	05.教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	指定文化財管理費国庫補助要項	「指定文化財管理費国庫補助要項」における補助対象に「危険木伐採その他必要な業務」を加える	「指定文化財管理費国庫補助要項」における補助対象に「危険木伐採その他必要な業務」を加える	「指定文化財管理費国庫補助要項」では、補助対象事業が見廻り看視及び清掃」に限定されているが、史跡・名勝地において、老木の枯死に伴う落木、土砂の流失など、見学者の安全を脅かす状況が確認されているため、「危険木伐採その他必要な業務」を補助対象とするよう、要項を改正していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosun.html
H29	232	03.医療・福祉	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法第40条、社会福祉士介護福祉士養成施設設置規則第7条の2	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。	介護福祉士は介護職の中核的な役割を担うことが期待されているところであるが、平成28年度から実務経験者の受験資格に実務者研修450時間の受講が課せられた。また、平成28年度から「介護職の資質向上」を打ち出し、平成28年度から3年以上の実務経験」に加え、「実務者研修」の受講が必須化された。ん吸など医療的なケアを含めた研修の受講が義務付けられた。さらに、受講料も自己負担となっている。 そういったことから、全国で平成27年度は受験者が16万7919人であったが、平成28年度は17万9113人と半減した。京都府としては、第7次京都府高齢者健康福祉計画(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定等により、定めたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材の育成と定着も含めた総合的な取組を進めているが、介護職の人材は、機動的に不足している。その解消のため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の読み替え等、受験者への配慮が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 *認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。					
6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (1) 保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。	—		【厚生労働省】 「平成29年の地方から提案等に関する対応針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)	—	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(18)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平20内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。					
6【文部科学省】 (8) 文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条14号)については、文化財保護に關して優れた意見を有する者により構成される審議会を置くこと、文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。					
6【内閣府(19)】【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (iv) 特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続(35条2項)については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。	—	市町村は事業者の届出を受理せず、利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできないこと、事業者は利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当であること等を地方公共団体へ周知した。	【内閣府】 自治体向けFAQ 第17版	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_225	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【総務省(4)】【文部科学省(3)】 地方自治法(昭22法67)及び学校給食法(昭29法160) 学校給食費(学校給食法1条2項)の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売払代金(地方自治法施行令(昭22政令16)158条1項4号)に該当するため、私人に委託することが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知)]			【総務省】 【文部科学省】学校給食費の徴収等の事務の私人への委託について(平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_226	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (26) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1) 介護福祉士試験の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者数が減少した要因を分析した上で介護福祉士の量を確保する方策について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平30 > 6【厚生労働省】 (25) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1) 介護福祉士試験の実務経験ルートについては、介護福祉士実務者研修受講者によって受講費用が負担であること及び介護施設・事業所から職員へ介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の更なる周知が必要であることを踏まえ、当該制度について地方公共団体に2018年度中に周知する。	介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度を地方公共団体に周知した。	【厚生労働省】 社会・援護局関係主管課長会議資料(平成31年3月5日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_232	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	中央 案理	分野	提案主体 の属性	関係府省 団体	区分	供託法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 進捗状況(前年度)	
H29	233	03_医療・福祉	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	B 厚生労働省 地方に対する規制緩和	介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱	介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し	介護福祉士修学資金等貸付制度の各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする	介護福祉士修学資金等貸付制度については、4つの事業区分に分けて配分されるため、特に推進を図っていきたい事業に対して重点的に配分する等の裁量がない。京都市としては、継続的に介護福祉士を輩出していくために、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の推進に特に重きを置きたいと考えている。地域ごとの事業のニーズを踏まえ、より必要性の高い事業を実施するため、都道府県の裁量により、各事業区分間の配分額を調整できるようにしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	234	10_運輸・交通	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県	B 地方に対する規制緩和	・港湾法第2条第6項 平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」	既設港湾施設のうち、港湾法上、港湾施設とみなれていない施設に対する国の施設認定の弾力的な運用	港湾法では、港湾区域又は臨港地区内における施設を「港湾施設」と位置づけしており、港湾区域又は臨港地区内に設置が困難な施設については、国が港湾法第2条第6項の規定による施設認定を行うことで「港湾施設」とみなされるものである。国土交通省の取扱いとして、認定制度の運用は、限定的又は臨港地区指定までの暫定的な措置であり、未認定施設の設置場所が都市計画区域である場合については、臨港地区の指定を行うべきとされている(平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」)。	港湾法では、港湾区域又は臨港地区内における施設を「港湾施設」と位置づけしており、港湾区域又は臨港地区内に設置が困難な施設については、国が港湾法第2条第6項の規定による施設認定を行うことで「港湾施設」とみなされるものである。国土交通省の取扱いとして、認定制度の運用は、限定的又は臨港地区指定までの暫定的な措置であり、未認定施設の設置場所が都市計画区域である場合については、臨港地区の指定を行うべきとされている(平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	235	09_土木・建築	都道府県	京都府、兵庫県、鳥取県、京都市	B 地方に対する規制緩和	(平成4年4月30日 建設省道総発第192号、建設省道二発第12号、建設省道地発第17号) 道路局所管補助事業における現場技術業務委託に係る事業の簡素化	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について、実施(継続を含む。)にあたって事前に地方整備局等担当課との包括協議を行うこととされていること。	道路局所管補助事業等における現場技術業務の実施にあたり、事前に地方整備局等との包括協議を行い、約2、3か月程度の期間を要していた。また、京都市では、最長約6か月程度の期間を要しており、速やかに交付申請や委託発注の手続きを執行することができない。	道路局所管補助事業等における現場技術業務の実施にあたり、事前に地方整備局等との包括協議を行い、約2、3か月程度の期間を要していた。また、京都市では、最長約6か月程度の期間を要しており、速やかに交付申請や委託発注の手続きを執行することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	236	06_環境・衛生	都道府県	京都府、徳島県	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省 食品衛生法	地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境の整備	食糧輸入国である我が国にとって、食品ロスの削減は喫緊の課題であり、これを円滑に進める法制を整備したい。	食品ロス削減の方策の一つに、フードバンク等の福祉団体に対する寄付があり、諸外国では、次のような例がある。 ○フランス法の例 売り場面積400㎡以上の食品小売店の福祉団体に対する食品寄贈の義務化 食中毒や食品事故の発生が現在より増加しないよう、現行制度よりきめ細やかな規定を設け、食の安心・安全を担保した上で、制度を構築し、地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境を整備されたい。(京都市では、食品ロス削減のため食品寄贈を促進する条例等の制定を検討しているが、食品衛生法は寄贈についても適用されるため、例えば、寄贈責任を問わないというような内容の条例を制定しても無効である。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	237	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	農林水産省 地域の魅力再発見食育推進事業実施要綱	農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」の見直し	「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化	食育に関し、平成27年度までは、農林水産省所管の「消費安全対策交付金」のメニューの一つであったが、農林水産省の食育部署所属の変更により、「消費安全対策交付金」から、平成28年度に補助金「(食と地域)食文化継承推進事業」へ、平成29年度に補助金「地域の魅力再発見食育推進補助事業」へと移管された。事業については、少額・複数事業の集合体であるが、事業の実績報告を行うにあたり、金額の多寡にかかわらず、支払1件ごとに、見積合せの複数の見積書、負担行為に係る書類1式、納品書、請求書、支出命令に係る書類1式全てを添付して提出する必要がある。これが数件付分及ぶため、段ボール単位で確認資料として提出しており、交付金だった頃と比較して、事務的負担が格段に多くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	238	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	農林水産省	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	米の産地伝達状況監視に係る事務の見直し	SBS方式等で輸入される米の流通経路等について、都道府県に情報提供されたい。	—	
H29	239	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	農林水産省	家畜伝染病予防法第60条	家畜伝染病予防法に基づく(国の経費負担対象の見直し)	家畜伝染病予防法第60条に掲げる経費の負担は、家畜の伝染病の発生を予防し、又は蔓延を防止するために都道府県が行う経費の一部又は全部を国が負担するものであるが、対象となるのは国が定める検査費や旅費等に限定されている。本法の目的を達成するために都道府県が必要と判断し実施し要し防疫服等の消耗品についても、本法において国の負担を定める必要がある。	—	
H29	240	03_医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号)第210条第4項・第5項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障害第1206001号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の参酌基準化	共同生活援助事業所の共同生活住居に関する基準の参酌基準化	共同生活住居の入居定員数については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第4項(標準すべき基準)により、新築の場合は2人以上10人以下、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては入居定員を2人以上20人以下、都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人以上とされており、第5項(標準とすべき基準)により既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合は30人以下とされている。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障害第1206001号)より都道府県知事が特に必要と認めるには、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であることが必要とされている。共同生活援助は、他のサービスより、人員配置基準が緩やかであるため、共同生活住居を開設する際に、できるだけ、大規模なものの設置を希望する傾向にある。しかし、上記の規程より、大規模な20人以上が入居できる物件が見つかっても、使用できないケースがある。そのため、上記規程を参酌すべき基準として、通知の「都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であることを」を廃止して、20人以上の大規模の共同生活住居を都道府県の数により、より簡易に設置を認めるようにすれば、共同生活援助の利用者の増加が期待できる。	—
H29	241	06_環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省	生活基礎施設耐震化等交付金における水道施設等耐震化事業	水道施設整備に係る補助対象の見直し(資本単価要件の撤廃又は緩和)	現在、水道施設の耐震化(管路更新等)に係る整備補助について、資本単価要件(＝水道用1㎡当たりの資本費(減価償却費＋支払利息費))が設定されている。 ・水道事業≧90円 ・水道用1水供給事業≧70円	—	
H29	242	07_産業振興	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	経済産業省	大規模小売店舗立地法第8条	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続きの廃止	大規模小売店舗立地法第6条第9項に基づく届出時に、都道府県はその内容を公告等することになっており、都道府県が公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。例えば、小売業者の住所や代表者が変更になった場合、そのことに対して住所を変えていただきたい、代表者を誰に人にしてほしいという意見を出すことは考えられず、市町村が、6条1項の変更届出に対し、意見を添える余地はまずないと考えられ、当該意見聴取に関しては形式的で実施として意味がないものとなっていることから、手続きを廃止し事務負担の軽減を図ることを求める。	—	
H29	243	03_医療・福祉	都道府県	徳島県、福島県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省	医師法第2条、医師法施行令第3条、医師法施行規則第1条の3 等	医療従事者免許に係る各種申請書様式記載事項の見直し	医療従事者免許の各種申請(新規申請、籍訂正・通称交付申請、再交付申請、未届申請)は、住所等の都道府県知事を経由し、厚生労働大臣に提出することとなっている。申請書に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その旨が「厚生労働大臣(○〇〇〇) 様」に規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。申請書の受付機関である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣名の記載がない、または誤記を防止するため、受付窓口に入大臣名を大きく記載した紙を掲示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記である場合には、厚生労働省へ進達する際に正しい厚生労働大臣名を記載した付箋紙を申請書に貼付する等の対応を行っている。申請書の受付件数は年間約2,800件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取まとめ機関である県医師課(薬剤師は業務課)のそれぞれで厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29	244	03_医療・福祉	都道府県	香川県	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表注6 厚生労働大臣が定める基準83	特定事業所集申減算の制度の見直し	特定事業所集申減算については、平成27年度の介護報酬の改定において、減算対象となる集中集申割合が90%超から80%超に引き下げられるとともに、対象サービスについても3サービスから17のサービスに拡大された。この制度改正により、本県では、減算判定の対象事業所が約6倍と大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえて正当な理由を総合的に判定するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要していた。結果的に減算担当と判定した事業所の数は、制度改正前後で大差があった。また、県内の居宅介護支援事業所からも、判定に必要な資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担が大きいため、介護サービス事業所と医療機関との連携が必要であることや利用者から質が高いことを理由に特定の事業所を希望する場合には、一定、利用者の希望を勘案しなければならないことがあるなど、地域の実情からサービスが特定の事業所に集中することもあり、制度見直しの要望も寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (36)介護福祉士等修学資金貸付制度 介護福祉士等修学資金貸付制度については、都道府県等が各貸付事業間の配分額を調整可能であることを、都道府県に平成29年度中に周知する。	---	---	【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議資料(平成30年3月1日)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_233	
6【国土交通省】 (7)港湾法(昭25法218) 都市計画区域内の臨港地区の指定に係る手続については、計画的かつ確実な港湾施設の位置付けの促進を図るため、港湾管理者が都市計画部局との調整等に当たり留意すべき事項について、港湾管理者に平成30年中に周知する。	---	---	【国土交通省】都市計画区域内における臨港地区の指定等に係る手続きについて(平成30年2月15日付け国土交通省港湾局総務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_234	
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
6【農林水産省】 (12)国産農産物消費拡大対策事業補助金 国産農産物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から交付金による措置とすることを検討する。 また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとしよう、地方農政局に平成29年度中に周知する。	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
6【厚生労働省】 (9)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法84) 以下の資格の免許に係る申請の様式については、平成30年中に省令を改正し、厚生労働大臣の氏名の記入を廃止する。 ・医師 ・歯科医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・衛生検査技師 ・薬剤師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・視能訓練士	---	---	【厚生労働省】薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(平成30年9月28日付け厚生労働省令第118号) 【厚生労働省】医師法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年11月9日付け厚生労働省令第131号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_243	
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vi)居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の見直しについては、関係する審議会の意見を聴いた上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iii)居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の対象となるサービス(平27厚生労働省告示95)については、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与とするよう、告示を改正する。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号))]	---	【厚生労働省】「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成30年3月22日付け老高0322第2号、老振発0322第1号、老老発0322第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_244	

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年次	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な進捗状況(得意先)	
H29	05_教育・文化	都道府県	香川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和		・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総府第88号自治財政局長通知) ・奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)	奨学金を活用した大学生等(平成27年4月10日付総府第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)100名」の推薦については、日本学生支援機構の「在学採用」に限り適用されているが、「予約採用」についても適用をお願いするもの。	【経緯】 本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、平成23年度に県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を創設し貸付を実施するとともに、地元定着を要件に返還支援を行っている。 また、平成27年度には、左記要綱等に基づき、日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」として、理工系学部等へ進学し、卒業後に、県が算定した「香川県産業成長戦略」における県の成長を促す分野に就業することを要件に、奨学金の返還支援を行う制度も導入し、平成28年度の大学進学者等から実施している。 「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、学生にとって、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、通常の無利子奨学金の「予約採用」(申込期限:7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者を仮認定し、この仮認定から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。 【支援事例】 ただし、県の仮選考時点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)の確認ができないため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年退職時)で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学直前に成績要件と所得要件(3年卒業時)の最終確認を再度行ったうえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。また、県が仮推薦を決定したにもかかわらず、大学入学直前の「在学採用」の成績要件と所得要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29		12_その他	都道府県	新潟県、茨城県、群馬県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第10条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生関係交付金の運用の見直し	地方創生関係交付金の現行交付決定スケジュールでは、継続事業以外は年度当初から事業着手できない、交付決定の前倒しや、交付決定前に事業着手を柔軟に認めるなどし、年度当初から事業着手できるようにすること。 また、理由が明示されないまま事業が採択されない場合があるため、不採択の理由の詳細を明示するよう運用を改善すること。	【制度改正の必要性】 現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があることなど、現行制度・運用のままでは、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。 【支援事例】 平成29年度における新規事業は5月31日が交付決定となっている。 政府関係機関移転基本方針(H28.3.22まち・ひと・しごと創生本部決定)Ⅰー2(1)による事業を申請したが不採択になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29		06_環境・衛生	都道府県	静岡県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律2条4項1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について第ー4	浄水場発生のうち浄水処理前に発生する土砂の廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外を求める	静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。 現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項通知」により、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業廃棄物」の「汚泥」とされている。 このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29		10_運輸・交通	都道府県	静岡県	警察庁、国土交通省	A 権限移譲	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第11条	自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し	自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。 マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	【経緯】 第4次一括法において、自動車運転代行業に関する国土交通大臣の権限・事務の一部が平成27年度から都道府県に移譲され、法及び国の技術的助言に基づき県内の代行業者の指導・監督を行っているところであるが、認定や立入検査後に、事業所の撤去や保険料を未納し、法令で義務付けられている事項に係る必要経費を加味した適正料金を大幅に下回る料金を設定している業者が存在する。 静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。 【支援事例】 県及び県公安委員会では、事業者に義務付けられている事業所の設置、自動車保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、自動車保険の支払い状況の報告が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定がないことなどから、このような事業者の発見、指導・監督、摘発等をするに当たり限界が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29		03_医療・福祉	都道府県	千葉県	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号別表第二 9、119	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報)	医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29		02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農山漁村地域整備交付金交付金に係る交付決定の迅速化	農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政官へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。	農山漁村地域整備交付金については、例年、国からの交付決定通知が6月以降となっている。 交付金の制度上、交付決定前に事業着手することも可能となっているが、その時点で国費の担保が得られてはいない(交付決定前着手に対する国の担し書きも同様)。 県の財務規則上も国費の裏付けの無い予算の執行は困難であり、予算の早期執行の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29		02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林畜水産業関係補助金等交付規則 土地改良事業関係補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱	農林畜水産業関係補助金等交付規則 農林防災事業等補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱	農林畜水産業関係補助金等交付規則(以下、「交付規則」という。))に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1のイにより、農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。 本県においては、昨年度「農地防災事業等補助金交付要綱」に基づく事業において、湧水・軟弱地盤など予期しない現場条件の変化等が原因で合計8回の変更承認申請を行った。 これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができないため、効率的な事業実施が困難となった。 「土地改良事業関係補助金交付要綱」においては、平成29年3月31日付けの改正で、地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として扱われることになったが、「農地防災事業等補助金交付要綱」においては、同様の改正がなされていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	
H29		06_環境・衛生	都道府県	千葉県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国定公園の公園計画変更に係る事務権限の移譲	国定公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していた。また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断が尊重し、速やかに計画変更する制度構築に改めていただきたい。 本県の国定公園では、水族館(公園事業)として建設が認められた施設が経営の抜本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みがなく、経営譲渡すらままならない状態にある。現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。そのため、本県において、民間事業者を動員し、水族館の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置づけられていない公園事業への業態変更を視野に入れた、県・国の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企画の段階で投資を断念されていた。 計画変更し県と国の判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい。現行のままでは、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが極めて難しく、最終的には当該建物が廃墟となって、国定公園の景観を阻害する建物となる恐れもある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【6】文部科学省 (19)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学金を活用した大学生等の地方定着のために設けた地方創生に係る特別枠(地方創生枠)については、予約採用者も推薦対象とすることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年12月8日付け文部科学省高等教育局通知)]			【文部科学省】地方創生・奨学金返還支援制度における予約採用の導入について(通知) (平成29年12月8日付け文部科学省高等教育長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_245	
【6】内閣府 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (ⅰ)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ⅱ)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ⅲ)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					
【6】環境省 (22)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (ⅰ)廃棄物(2条1項)の該当性の判断については、浄水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、行政処分指針について(平25環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等で示されている、地方公共団体が物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行うものであることを地方公共団体に平成30年度中に周知する。	—	廃棄物(2条1項)の該当性の判断について、浄水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、地方公共団体が総合的に勘案して判断するものであることを地方公共団体に周知した。	【環境省】全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議資料(平成31年1月25日)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_247	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
【6】国土交通省 (22)自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57) (ⅰ)自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務化については、都道府県において条例で規定することが可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (ⅱ)自動車運転代行業に係る地域の実情に応じた最低利用料金の設定については、交通の安全及び利用者の保護の観点から、都道府県において条例で規定することが可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。	—		【国土交通省】「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する措置について(技術的助言) (平成30年12月14日付け国土自第202号の1)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_248	
【6】内閣官房(1)【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅰ)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するために当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。 (ⅱ)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の119)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するために当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 【内閣官房(1)】【内閣府(13)】【総務省(14)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25 法27) (ⅰ)児童福祉法(昭22 法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23 厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたが、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体(2018 年中)に通知する。 (関係府省：内閣官房、内閣府及び総務省) [措置済み(平成30 年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)] (ⅱ)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26 法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の119)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平26 厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務及び 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務について、医療保険給付関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務及び 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務において、情報連携の対象となっていない給付に係る情報について、照会様式を定めるなど申請手続を簡素化した。	【内閣府】【総務省】 令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官【総務省】大臣官房個人番号企画室長)通知 【内閣府】【総務省】 令和2年6月改版後データ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について(令和2年6月8日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける医療費支給認定保障者に係る小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務の取扱いについて(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知) 【厚生労働省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける指定難病患者に係る特定医療費の支給認定事務の取扱いについて(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知) 【厚生労働省】 令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について(令和2年6月11日付け厚生労働省健康局難病対策課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_249	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局難病対策課
【6】農林水産省 (11)農山漁村地域整備交付金 農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査については、交付決定の迅速化を図るため、平成30年度の申請から、審査手順を見直し、農林水産省と地方農政局が並行して申請内容の審査を行うことにより、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。					
【6】農林水産省 (9)農地防災事業等補助金 「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議のうち一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年度中に農林水産大臣の承認を不要とする。	—		【農林水産省】農地防災事業等補助金交付要綱(平成30年3月30日付け29農振第2968号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_251	
【4】環境省 (1)自然公園法(昭32法161) 固定公園に関する公園計画の変更(8条2項)については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、全国の固定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令各1号各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類の公園計画においてどのように行うについて検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

		年別 管理 分野	提案主体 の属性	提案 団体の 属性	関係府省 団体	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(備考)
		03.医療・ 福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の中核市への移譲	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかると事務を一体的に進めにくい。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限：知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市(H30年4月～)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	253										
		03.医療・ 福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第28条	認定こども園に関する情報提供の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条に基づく情報の提供について、変更届の受理(第29条)に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していないため、政令市中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事務が煩雑である。29条に規定される変更届の受理が認可・認定権者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・認定権者と一致させるべき。	—
H29	254										
		03.医療・ 福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第31条第3項及び第32条第3項	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議について、変更届の受理(第29条)に係る事務負担の軽減	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直しなど、義務付けの緩和をすること。	特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務の簡素化が実現できる。 また、特定地域型保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。 なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしてされており、当該計画においては、「必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」について定めるものとしてされている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減について、都道府県に協議することは不要なのではないか。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	255										
		03.医療・ 福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大分市、神戸市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	安心こども基金管理運営要綱、平成29年度における保育所等の積極的な整備及び安心こども基金の取扱いについて(事務連絡)	安心こども基金の実施期間の延長	安心こども基金の実施期間を延長し2か年事業を認めることにより、保育所等の整備を促進する。	保育所等の整備事業については、事業完了まで1年以上かかるものが大半である。しかも、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の高騰による入札不調などにより予定どおり事業が進捗しないケースが発生している。しかし、平成29年度の安心こども基金管理運営要綱では、保育所等の整備関係事業の事業実施期限が平成30年3月31日とされており単年度事業しか認められていないため、実施期間を延長し2か年事業を認めるとともに、残高がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めてもらいたい。また、安心こども基金であれば時機を得た事業実施が可能のため、市町村からも実施期間を延長し2か年事業を求める声があがっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosan.html
		03.医療・ 福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大分市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び第96条認定こども園法	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び第96条認定こども園法	保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できなかったとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	257										
		03.医療・ 福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大分市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係法令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第28号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるように見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係府省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
		03.医療・ 福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大分市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	保育室等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める。	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	258										
		03.医療・ 福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大分市、神戸市、関西広域連合	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	安心こども基金管理運営要綱、認可化移行運営費支援事業実施要綱	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し	子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。 主たる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を投入しても待機児童の増加に追いつかない状況にある。 現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の10%程度の子どもたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い「認可外」に預けたい、認可外の方が時間にフレキシブルで働きたがら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可保育施設に比べ、認可外保育施設は約3万円程度利用者負担が大きく、認可外保育施設の利用による保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。 認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心こども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、質の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が多数生じている。 認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効果的に待機児童を解消することができると考える。 例えば、子どものための教育・保育費補助金のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けない施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるようにする。安心こども基金については、認可化移行を予定していない「認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できるよう見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育給付費補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めるものではない。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka_yosan.html
H29	259										
		03.医療・ 福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大分市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	安心こども基金管理運営要綱、認可化移行運営費支援事業実施要綱	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し	子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。 主たる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を投入しても待機児童の増加に追いつかない状況にある。 現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の10%程度の子どもたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い「認可外」に預けたい、認可外の方が時間にフレキシブルで働きたがら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可保育施設に比べ、認可外保育施設は約3万円程度利用者負担が大きく、認可外保育施設の利用による保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。 認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心こども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、質の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が多数生じている。 認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効果的に待機児童を解消することができると考える。 例えば、子どものための教育・保育費補助金のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けない施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるようにする。安心こども基金については、認可化移行を予定していない「認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できるよう見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育給付費補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めるものではない。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kokka.html
H29	260										

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におおざり)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(5)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)					
【内閣府(2)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (1)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確認の取消し等(40条1項2号)					
6【内閣府】 (19) 子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅱ)特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る市町村長から都道府県知事への同意を要しない協議(31条3項及び32条3項)については、届出とする。			【内閣府】 自治体向けFAQ(第17版)(平成31年2月13日)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teininbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_255	
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ⅰ)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。			【厚生労働省】 「平成29年の地方から提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)		厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。					
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ⅱ)保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令(平23厚生労働省令112))については、市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ⅱ)幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。					
6【内閣府(9)】【厚生労働省(16)】【国土交通省(5)】 建築基準法(昭25法201) 居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。					

区分	分野	提案団体の属性	提案内容	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(要綱事項)	求めらるる措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における概算的効果
H29	261	03.医療・福祉	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神戸市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府令第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第53号)により、公益価格として都道府県別に区分した賃料・料金を(実費価格)に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	平成28年度に公益価格の賃料・料金を改定されたが、A地域(埼玉、千葉、東京、神奈川)と比較してB地域(大阪府、兵庫県、京都府)などの改定額が低く、実費価格に応じた改定になっていない。このため、賃料・料金の大阪では地域によっては(特に都市部)事業者の負担が大きい。特に、待機児童が多く発生している都市部では、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受入・確保の支障となっている。	「避難年」における概算的効果 https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosan.html	
H29	262	03.医療・福祉	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神戸市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府令第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第53号)により、公益価格として都道府県別に区分した賃料・料金を(実費価格)に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	保育士確保を図る保育士就職準備金貸付の貸付対象者要件が、現在「保育士登録歴1年以上かつ」「離職後1年以上」と又は「勤務経験のない者」となっているため、離職後1年未満等の潜在保育士へは貸付できない制限となっており、喫緊の課題である保育士確保の目的には十分に活用できない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html	
H29	263	03.医療・福祉	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神戸市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府令第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第53号)により、公益価格として都道府県別に区分した賃料・料金を(実費価格)に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	市内の子育て短期支援事業実施市町村の割合は、戦災復興の保護・収容を目的とした児童の保護施設等が常態化していることから、全国水準を大きく上回る86%となっている。その一方で、大阪府では児童虐待の相談対応件数が全国一多いため、児童養護施設等では虐待を受け児童の措置入所等が常態化しており、子育て短期支援事業の利用者を受け入れることが困難となっている。また、市内における児童養護施設等では里親のクルーザー・マッチング・支援機能や地域的な連携で多様な体制、施設としてできる範囲は、施設近辺の関係性のある里親に対して登録を促していくことと併せて、仮に市町村を跨いだ施設を介した里親へ委託を行っても、利用者は遠方まで児童を運送しなければならず負担が強い。そもそも、市内の児童養護施設等に地域福祉がある。市内の市町村のおよそ半分以上は児童福祉施設等が存在しない。このような中、近隣に実施施設を持たない市町村が、市町村域を跨いだ施設を介した形式で、里親に関する事業の活用は、極めて困難である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html	
H29	264	09.土木・建築	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、堺市、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府令第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第53号)により、公益価格として都道府県別に区分した賃料・料金を(実費価格)に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対応が拡大	「現状」 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことによる屋根や柱などの構造物が腐食し隣りの住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 「支障事項」 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家について、第2条において、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否かを判断するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。そのため、法に基づく固定資産税情報等の利用ができず、登記簿情報により判明した所有者に対して文書送付を行っているが、転売や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の働きかけの実効性を支障を及ぼしている。 「制度改正の必要性」 「平成28年度地方からの提案に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)」において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う対応方針が示された。府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体もある。しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法の明記が必要である。	—
H29	265	09.土木・建築	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、堺市	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府令第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第53号)により、公益価格として都道府県別に区分した賃料・料金を(実費価格)に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対応が拡大	「現状」 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことによる屋根や柱などの構造物が腐食し隣りの住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 「支障事項」 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家について、第2条において、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否かを判断するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。そのため、法に基づく固定資産税情報等の利用ができず、登記簿情報により判明した所有者に対して文書送付を行っているが、転売や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の働きかけの実効性を支障を及ぼしている。 「制度改正の必要性」 「平成28年度地方からの提案に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)」において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う対応方針が示された。府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体もある。しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法の明記が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html
H29	266	09.土木・建築	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、堺市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府令第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第53号)により、公益価格として都道府県別に区分した賃料・料金を(実費価格)に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対応が拡大	「現状」 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことによる屋根や柱などの構造物が腐食し隣りの住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 「支障事項」 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家について、第2条において、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否かを判断するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。そのため、法に基づく固定資産税情報等の利用ができず、登記簿情報により判明した所有者に対して文書送付を行っているが、転売や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の働きかけの実効性を支障を及ぼしている。 「制度改正の必要性」 「平成28年度地方からの提案に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)」において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う対応方針が示された。府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体もある。しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法の明記が必要である。	—
H29	267	02.農業・農地	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府令第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	・特定教育・保育、特別			

対応方針(閣議決定)記載内容 (拙案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (※)児童養護施設における看護師加算の要件については、提案の趣旨を踏まえつつ、児童福祉法等の一部を改正する法律(平28法63)や平成29年8月2日に新たな社会的養育の在り方に関する検討会において取りまとめられた新しい「社会的養育ビジョン」等も踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【総務省(16)】【法務省(2)】【国土交通省(24)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ⅰ)空家等の管理については、所有者等間の協議等を促すことにより空家等の自発的な適正管理を促進している事例、所有者等間の同意の下代表者を指定することで空家等の適正管理を行っている事例、空家等の保全行為について地方公共団体が通知している所有者等に助言等を行っている事例など、空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成30年中に情報提供する。また、地方公共団体に空家等対策に資するよう、これらの収集事例に加え、法に基づく措置の事例等の知見の蓄積を踏まえて、空家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。 (ⅱ)空家等の管理の在り方については、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討する。	空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について地方公共団体にアンケートを実施。当該アンケート結果をとりまとめ、平成30年12月27日に国土交通省HPにて公表し、地方公共団体に情報提供を行った。また、令和3年6月30日に「空家等に関する施策を総合かつ計画的に実施するための基本的な指針(基本指針)」の変更を行い、所有者等の管理責任について、特に所有者等の適正な管理に係る意識が希薄となりやすい場合等も含めて所有者等が自主的に対応する責務があること等を明記した。	【国土交通省】平成29年地方分権改革に係る地方からの提案を受けた情報提供 【総務省・国土交通省】空家等に関する施策を総合かつ計画的に実施するための基本的な指針(令和3年総務省、国土交通省告示第一号) ・全文 ・新旧対照表 ・官報(令和3年6月30日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_273	総務省自治行政局地域振興室 法務省民事局民事第二課・参事官室 国土交通省住宅局住宅総合整備課	
6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (ⅰ)地域公共交通会議(施行規則9条の2、運賃等の合意(9条4項)等)に係る協議を行う協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条、施行規則9条の3第1項2号から5号に掲げる者を構成員に含むものに限る。)を含む。以下この事項において同じ。)の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意することが望ましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (ⅱ)地域公共交通会議等(地域公共交通会議又は運営協議会(施行規則51条の2)をいう。以下同じ。)における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決すること、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したこととなることを明確化するため、全国の地域公共交通会議等の設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。		【国土交通省】「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について(平成30年12月28日付け国自第212号) 【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自第212号) 【国土交通省】運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自第212号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_275		
6【国土交通省(21)】【環境省(3)】 浄化槽法(昭58法43) (ⅰ)浄化槽におけるし尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについては、「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて」(平12建設省)及び「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平12厚生省)は、排水の性状及び特性から、雑排水として扱っても支障がないことが明らかな業種を技術的助言として通知したものであり、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水(2条1号)に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 【措置済み(平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課通知、平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室通知)】 (ⅱ)あわせて、地方公共団体の判断に資するよう、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、浄化槽の処理性能や事業場からの排水の水質等のデータを収集し、技術的な検討を行った上で、浄化槽において処理しても支障がないことが明らかとなった場合には、その結果を地方公共団体に平成30年度中に通知する。	(ⅰ)浄化槽におけるし尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについて、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水(2条1号)に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に通知した。 (ⅱ)あわせて、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、事業場からの排水を浄化槽において処理しても支障がないことを地方公共団体に通知した。	【国土交通省】し尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐(動力・設備担当)事務連絡) 【環境省】合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長事務連絡) 【国土交通省】【環境省】尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け国住指第4120号)、合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け環境省第1903208号)、尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡)、合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け環境省環境再生・資源	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_277	国土交通省住宅局建築指導課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	
6【環境省】 (5)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 シカ、イノシシ等の鳥獣の捕獲等の許可(9条1項)については、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平28環境省告示100)に基づき、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合であれば、当該法人が開催する講習会の受講や地域との関係者と十分な調整を図ること等を条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者が二刀を用いてシカ、イノシシ等を捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。		【環境省】狩猟免許を受けていない農林業者に対する鳥獣の捕獲許可の解釈について(平成30年1月31日付け環境省自然環境局野生生物課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_278		

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (11)医療法(昭23法205) (a)無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方については、関係団体からの意見を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) 病院、診療所又は助産所の管理者については、都道府県知事等の許可を受けた場合は、医師が不足している地域内等に開設する診療所の管理者との兼務が可能であることを明確化する。 [措置済み(医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号))]		【厚生労働省】「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について(平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_279	
6【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 災害ボランティアツアーについては、地方公共団体や社会福祉協議会が関与し、一定の要件を満たす場合には、旅行業の登録なく実施が可能であることを、都道府県に通知する。 [措置済み(平成29年7月28日付け観光庁参事官(産業政策担当)通知)]					
6【国土交通省】 (23)小型船舶の登録等に関する法律(平13法102) 小型船舶の所有者に関する登録情報については、地方公共団体の意向を踏まえつつ、円滑な不法係留船舶対策の実施に必要な範囲内で、地方公共団体が当該情報を無償で取得できる仕組みを平成30年中に構築する。		不法係留船舶対策の実施に必要な小型船舶の所有者に関する登録情報を地方公共団体に無償で提供することとした。	【国土交通省】不法係留船舶対策に使用する小型船舶の所有者に関する登録情報を無償で提供する仕組みについて(平成30年12月26日付け国海査第388号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_282	国土交通省海事局検査測度課
6【文部科学省】 (10)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 市町村が設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、支弁に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (16)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【文部科学省】 (7)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、当該事務手続に係る質疑応答集を作成し、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 (11)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金の支給に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、個人番号を活用したシステムの運用を2019年度から開始する。	特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成・周知した。 高等学校等就学支援金の支給に係る事務について、個人番号を活用したシステムを導入した。	【文部科学省】「特別支援教育就学奨励費Q&A集」の周知について(平成30年12月25日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_284	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
6【総務省】 (9)地方税法(昭25法226) (i)都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除(ふるさと納税)の申告特例通知書の送付(附則7条)については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会と協議を行いつつ、地方税ポータルシステム(eL-TAX)を活用して電子的送付を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請 案種	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	募集 区分	根拠法令等	提案事項 (事業名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整結果(概要等)
H29	287	12.その他	都道府県	兵庫県、洲本市、笠賀県、大府町、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	・地域再生法第13条第1項 ・地方創生推進交付金制度要綱 ・地方創生加速交付金制度要綱	地方創生推進交付金の 抜本的な見直し	1 地方創生加速化交付金で実施していた事業を引き続き地方創生推進交付金で実施する場合や、地方創生推進交付金で実施していた事業の変更申請を行う場合でも事前着手が認められず、事業の継続的な実施が困難となる等の支障があるため、事前着手の制約を排除すること。 2 評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由が明示されていないため、どのような点が評価されないかといった点では分からないことから、再申請にあたる事業内容の見直しができない。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。	【現状】 地方創生推進交付金は、地域の実情に応じまち・ひとしごと創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために創設され、地方一般財源が平成30年まで平成27年度水準に据え置かれていたなか、地方にとっては貴重な財源となっている。 しかし、対象分野や対象経費の制約が多く、事前着手が原則認められておらず機動性がいいこと、採択基準が曖昧であり、申請事業の採択、不採択の見通しが立ちにくいことなど、地方主体の取組の実施が困難になっている。 【1】の事例】 プロフェッショナル人材事業は内閣府の後押しもあり、平成27年12月にスタート。平成28年度は都道府県事業として地方創生加速化交付金により実施した。平成29年度は、内閣府から地方創生推進交付金で実施するよう通知があり、本県でも交付申請を行ったが、継続事業にもかかわらず年度当初の交付決定がなされていない。特例的に5月1日からの着手は認められたが、4月からの1ヶ月間は地方間で予算措置をたざるを得ない状況である。 また、洲本市では、神戸市、芦屋市、淡路市とともに「2市1島プロモーション事業」を申請し、平成28年11月に採択された。その後、交付額の範囲内で事業内容の変更が生じたため変更申請したが、変更申請した部分は未だ交付決定されておらず、4月当初から事業が実施できない。 【2】の事例】 本県が地方交付申請した「「兵庫県」を育成する教育の振興」や「若者定着・還流プロジェクト」の「中小企業創生人材確保事業」、「中小企業所得向上プロジェクト」等が不採択となったが、不採択の理由については明示されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	288	09.土木・ 建築	都道府県	兵庫県、多可町、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	・測量法第21条第3項、第22条、第24条 ・地籍調査作業規定準則第38条	四等三角点の柱石の復旧等に係る権限の市町村への付与	1 地籍測量の基準となる四等三角点が亡失や傾斜等使用不能となった場合、国有財産のため国土地理院による復旧を待たざるをえず、測量作業が遅れることがある。このため、柱石の復旧について、国に報告した上で市町村でも実施できるように権限を付与すること。 2 地籍調査終了後、国土地理院により廃点処理される四等三角点があるが、地籍調査が完了しても測量の基準として四等三角点を使うことがある。このため、市町村が求める場合には国土地理院が設置した公共基準点と同様に市町村が管理できるようにすること。	【現状】 基準点は測量の基礎として、公共測量、地籍測量、地殻変動観測等の他、都市計画等に必要な地図作成に使用される。そのうち、四等三角点は、国土調査による地籍測量のために設置されたものであり、地籍測量の基点(経度・緯度・標高の基準になる点)として使用される国有財産である。このため、四等三角点を公共測量の基点として使用する際には、使用承認申請を国土地理院に届出することになっており、また、当該四等三角点に異状があれば現況調査報告書により報告し、工事等の支障になる場合は、移転の請求を行うこととなっている。 【文庫事例】 四等三角点は、地籍調査完了後も、公共測量等の基準点として使うことがあるため、亡失や傾斜、異常による使用不能は事業に支障が生じる。しかし、市町村が自ら復旧することができず、国土地理院が復旧を行うが、一ヶ月程度時間を要するため、地籍測量の作業等の進捗に支障を来す。 また、地籍調査終了後、成果として何らかの状況がある等存続の必要性の低いものや費用対効果の観点から廃点することが望ましいと判断できるものは措置対象点となり、廃点が進められる。このため、市町村が測量において四等三角点を使おうとしても廃点となっており使えないため、他の国家基準点の活用等測定の計画を見直す必要が生じることがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	289	05.教育・ 文化	都道府県	北海道	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	博物館法第19条	公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認	国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなぐとともに2020年開設の「国アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるよう改正を行うべきである。	【博物館法をめぐる現状の観点から】 全国の博物館の3/4を占める首長所管博物館と、その学芸員に法的根拠がなく、信頼性の向上や安定的人材確保につながっていない。 【文化財の活用との観点から】 国で整備している文化芸術資源を活用した経済活性化について、本道でも知事所管の「北海道博物館」や、明治初期からの歴史的建造物を移築復元した野外博物館「北海道開拓村」等において、インバウンド拡大に向けた取組を展開中。登録博物館は、教育委員会から首長部局への事務委任等が可能だが、行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要。登録博物館の「設置及び運営上望ましい基準」(法8条)を首長所管博物館に当てはめ、質の維持・高度化が必要。 【博物館のネットワークの観点から】 国と他の博物館の緊密な連携協力等(法3条)が高まる中、2020年開設の「国アイヌ民族博物館」を核に全国連携や、大規模災害に備えた応援体制の確立が急務。国内博物館が「登録博物館」として連携することが必要。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	290	03.医療・ 福祉	都道府県	和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田町、京都府、大府町、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号へへの職権変更認定の時点まで、年度当初の4月1日など、一定の基準を設けること。	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満1歳に達する都度、支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩雑となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点まで、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準を設けるよう求められている。 また、一定の支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも年1回に集約できれば、事務の漏れも少なくなく負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることの負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	291	03.医療・ 福祉	中核市	船橋市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	生活困窮者自立支援法施行規則第5条	生活困窮者自立支援法施行規則第5条の延長	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間は、生活困窮者自立支援法施行規則第5条において、「一 希望を有しない期間」となっている。同条第2号を創設し、「前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。」を加えることで、利用期間の延長できる場合を認めたい。	生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な人であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上使えない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるが、就労準備支援事業のプログラムにあるグループワークや実習体験等を利用できず、個別支援のみになっしてしまうため、利用者にとって効果的な支援を行うことができない。 なお、制度開始後2年間の統計データ(平成27年4月1日～平成29年3月31日)については、就労準備支援事業の利用者数65名のうち、利用期間1年で一般就労とならなかった利用者数は、約3割の21名。そのうち、自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数は18名で、その他は、自立相談支援事業による就労支援に移行せず生活保護を受給することとなった7名、障害福祉サービスの就労移行支援を受けることとなった6名である。自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数8名のうち7名は、現在も支援中であり、一般就労にはなっていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	292	03.医療・ 福祉	中核市	船橋市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	介護保険法第七十条の二 他 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十一条 他	介護保険指定居宅サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用	現在、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者においては、サービスに係る指定の更新を6年ごとに受けなければならないと規定されていることから、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となっているため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	293	01.土地利 用(農地除 く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限 移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
H29	294	02.農業・ 農地	町	多可町	農林水産省、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	市民農園を開発できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開発主体となれるようにしていただきたい。	現在、本市においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開発している。これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。 しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付け等の行為ができず、市民農園の開発主体となることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が重いハードルと感知し、法人化には消極的である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_kokka.html
H29	295	08.消防・ 防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	・防災のための集団移転促進事業に関する法律施行令第1条 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号	・防災のための集団移転促進 ・防災のための集団移転促進に関する法律施行令第1条 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件について、要配慮施設単独移転の場合でも措置の対象とする。	防災集団移転促進事業として国庫補助を受けるためには、その区域が10戸以上の規模である必要がある。ところが、本市南部に位置する津波浸水被害が予測されるエリアにおいて、老人福祉施設・特別養護福祉施設が存在するものの、周囲に住宅等が存在しないため、集団移転事業としての要件を満たさず措置対象とならない。 ※南海トラフ特措法においては、集団移転に関連して、移転が必要と認められる高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設(要配慮施設)の用に供する土地も当該補助の対象として認められている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におよぶもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ロ) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					
6【国土交通省】 (4) 測量法(昭24法188) 四等三角点等の測量標については、異状があった場合(23条3項)の円滑な復旧及び地方公共団体による公共測量の円滑な実施に資するよう、異状があった場合や災害等が発生した場合の復旧に向けた対応及び必要となる手続、廃棄する場合(23条)の具体的な手続等について、地方公共団体に平成30年中に周知する。				【国土交通省】 平成29年度地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定について https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_288	
6【文部科学省】 (9) 博物館法(昭和26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法162) 公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平30 > 6【文部科学省】 (6) 社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。	公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした。	【文部科学省】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について(令和元年6月7日付け文部科学省総合教育政策局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_289	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
6【内閣府】 (19) 子ども・子育て支援法(平24法65) (a) 子どものための教育・保育給付の認定(19条1項)については、以下のとおりとする。 ・平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 ・子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	—	3号認定から2号認定への職権による区分の変更について、区分が切り替わること(満3歳の誕生日を迎える児童が発生すること)に対象者に対して通知が必要であったものを年度の末日までに通知をすれば良いこととする見直しを行った。	【内閣府】 子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成30年内閣府令第21号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_290	内閣府子ども・子育て本部
6【厚生労働省】 (33) 生活困窮者自立支援法(平25法105) (イ) 生活困窮者就労準備支援事業(2条4項)の1年間という利用期間の制限については、短期間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意義がある一方で、長期にわたってひきこもりの状態が続いている者など、少しずつステップアップしていきけることを考慮した上で、改めてアセスメントを行い、再度、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を位置付けることは実行可能であることも含め、その取扱いを明確にする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平30 > 6【厚生労働省】 (34) 生活困窮者自立支援法(平25法105) (イ) 生活困窮者就労準備支援事業(3条4項)の1年間という利用期間の制限については、改めてアセスメントを行った上で、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を再度位置付けることにより、当該事業を再び利用することは実行上可能であることを明確化するため、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改訂し、その旨を都道府県、指定都市及び中核市に2018年中に通知する。 〔措置済み(平成30年10月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知)〕		【厚生労働省】 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について(平成30年10月1日付け社援発1001第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_291	
6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (a) 指定居宅サービス事業者の指定の更新(70条の2第1項)、指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(78条の12において準用する70条の2第1項)、指定居宅介護支援事業者の指定の更新(79条の2第1項)、指定介護老人福祉施設の指定の更新(86条の2第1項)、介護老人保健施設の許可の更新(94条の2第1項)、指定介護予防サービス事業者の指定の更新(115条の11において準用する70条の2第1項)、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(115条の21において準用する70条の2第1項)、指定介護予防支援事業者の指定の更新(115条の31において準用する70条の2第1項)及び地域支援事業の第1号事業(第1号介護予防支援事業)にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。)の指定の更新(115条の45の6第1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (イ) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新(41条1項)、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新(51条の21第1項)並びに指定自立支援医療機関の指定の更新(60条1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。					
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (7) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法58)及び市民農園整備促進法(平2法44) 市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができると及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—		【農林水産省】 法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について(平成30年3月27日付け29農振第2590号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_294	
—	—	—	—	—	—

年次	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	提案事由	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最新の状況	
H29	03.医療・福祉	中核市	和歌山市	内閣府省、文科省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学の子どもに関する規制緩和、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年8月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学の子どもに関する規制緩和、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年8月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」と地域子育て支援拠点事業との重複解消	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園の保育園（又は幼稚園）時代に受けていた地域子育て支援拠点事業」をやめるといふ強い強要があり、市町村に対して事実上義務付けがされている。この場合、認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。	
H29	12.その他	中核市	郡山市	総務省	B 地方に対する規制緩和	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第2 (3)1)及び(2)「転入後交付申請を行った者に係る個人番号カードが転出地市長に交付された場合の事務処理について（平成28年4月4日付総行第18号通知）」	マイナンバーカード申請受付の条件緩和 通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名、住所等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請はJ-LISで受付でなくなりましたが、これを受付可能にする。また、手続き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、J28のマイナンバーを書き変える必要が受付にない上に住民への連絡も行われないため、混乱が生じていることから、申請を受け付けずとも、不備の連絡を住民に行うようにすること。	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。		
H29	297	03.医療・福祉	中核市	郡山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第78条の2「生活保護費の費用減免及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社保保第0723第1号）（第1次改正平成26年4月25日社保保第0425第3号）（第2次改正平成28年3月31日社保保第0331第3号）」	生活保護法第78条の2「生活保護費の費用減免及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社保保第0723第1号）（第1次改正平成26年4月25日社保保第0425第3号）（第2次改正平成28年3月31日社保保第0331第3号）」	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。	
H29	298	03.医療・福祉	中核市	郡山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第78条の2「生活保護費の費用減免及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社保保第0723第1号）（第1次改正平成26年4月25日社保保第0425第3号）（第2次改正平成28年3月31日社保保第0331第3号）」	生活保護法第78条の2「生活保護費の費用減免及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社保保第0723第1号）（第1次改正平成26年4月25日社保保第0425第3号）（第2次改正平成28年3月31日社保保第0331第3号）」	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。	
H29	299	08.消防・防災・安全	町	岩泉町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害援護資金は、災害中絶金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸付を行うもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率（年3%）を被災者より徴収しているところ。この貸付利率（年3%）については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いものがあると考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。	
H29	300	03.医療・福祉	一般市	直方市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、一時預かり事業実施要綱	一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し	一時預かり事業においては、現行で「保育所等」と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合に、保育士1名で実施可能とする等の緩和がされているが、当市では、保育士不足が深刻であり、国基準の一時預かり事業を実施できない。そのため、市の児童で、保育士1名による独自の一時預かりを実施しているが、市独自の一時預かりでさえ、市内の保育所14施設中1施設しか実施できていない状況にある。平成28年度の市独自の一時預かりの実施件数は延べ20件であり、就園面積があり、他に預かりを行うあてがない等の理由で利用されており、突発的に需要が生じた際に需要に応える人員を確保することが重要であるが、現在の最速で人員を確保確保確保することとしている。例えば、保育所等と一体的に一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員の配置が加配（配置基準より多）に配置されており、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、下記①又は②の人員配置で一時預かり事業を実施できる。①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名②子育て支援研修修了者1名	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。
H29	301	03.医療・福祉	一般市	東近江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について、保育対策総合支援事業費補助金交付要件の緩和	この事業は、地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用が補助されるが、看護師は必要に応じて派遣を行うとされており、看護師のケア児の体調等が変化した場合、看護師が不足する可能性があるため、これに対して補助をお願いしたい。	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。	
H29	302	03.医療・福祉	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の放課後児童支援員育成に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第63号） ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	中学校卒業後について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。	
H29	303	03.医療・福祉	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の放課後児童支援員育成に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第63号） ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。	
H29	304	05.教育・文化	郡山市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・登録有形文化財建造物修理に「主任技術者」の活用について（平成28年8月5日府令第181号） ・「文化財保存事業関係補助金交付要綱」 ・指定文化財管理費国庫補助要綱	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合において、主任技術者（既に承認団体の委託時における設計監理費の根拠の明確化）	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」により、「認定こども園幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらず、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。		

対応方針(閣議決定)記載内容 (拙案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府(3)】【文科科学省(5)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法59条9号及び児童福祉法6条の3第6項)を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条12号)の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を直直し、地方公共団体に平成29年度中に周知する。					
6【総務省】 (15)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (v)氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付を可能とする方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であって、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体情報システム機構から住所地市町村(特別区を含む。)へ情報提供を行うこと等により、両者が連携して申請受付事務を円滑に行えるよう対応方法の改善に努める。					
6【厚生労働省】 (15)生活保護法(昭25法144) (ii)費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収については、保護の実施機関が生計状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平24厚生労働省)に記載されている保護金品と調整する金額の上限に収められない柔軟な対応が可能となるよう、当該通知を平成30年度中に改正する。	--		【厚生労働省】「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の一部改正について(通知)(平成30年9月28日付け社援保発0928第2号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_298	
6【内閣府】 (14)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付利率については、条例により市町村(特別区を含む。)の判断で設定できるようにすることとし、その旨を地方公共団体に周知する。	--	災害援護資金の貸付利率について、市町村の判断により、条例で3%未満に設定することを可能とした。	【内閣府】(都道府県知事宛)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第847号内閣府政策統括官(防災担当)通知) 【内閣府】(指定都市市長宛)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第847号内閣府政策統括官(防災担当)通知) 【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号内閣府政経統括官)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_299	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (vi)一時預かり事業の職員配置(児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)36条の35)については、1日の子どもの受入れ数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【厚生労働省】児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月26日厚生労働省令第41号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_300	
--	--	--	--	--	--
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。					
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22 法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_303	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
--	--	--	--	--	--

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年度	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	都道府 区分	供託法令等	提案事項 (事業名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整結果(概要等)	
H29	03_医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和		・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日 厚生労働省令第28号）第15条第2項第6号及び第3項第2号 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日 厚生労働省令第29号）第15条第2項第6号及び第3項第2号	障害児者の相談支援におけるアセスメント及びモニタリングの実施場所と連携して相談支援専門員が面接できるようにすることを求める。	福祉サービス利用の際における相談支援のアセスメント及びモニタリングについて、利用者が通所している事業所においても相談支援専門員が面接できるようにすることを求める。	障害児者の自立した生活を支えるためには、中立、公正な第三者によるケアマネジメントが必要となるが、事業者の参入が少なく、全ての利用者に対して適切なケアマネジメントが実施できていない。 また、相談支援におけるアセスメント及びモニタリングの実施について、利用者が通所している事業所での面接を希望することがあるが、アセスメント及びモニタリングは利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設（障害児相談支援にあつては居宅のみ）で面接を行うこととされているため、通所している事業所で行うことができます。相談支援専門員の業務に支援が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu/kekka.html
H29	03_医療・福祉	指定都市	千葉市	法務省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和		外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて（平成23年8月17日 社援保発0817第1号）	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することと義務付ける必要を求める。	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することと義務付ける必要を求める。	○地方公共団体が行う外国人への生活保護の支給手続きにおいて、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人については、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提出を求めているが、本人が資料を用意できなかったり、提出資料が不十分と見受けられるケースが発生している。 ○厚生労働省の通知によれば、切迫した状況がない中で理由なく立証資料の提出を拒んだ場合は、申請を却下しても差し支えないとされているが、外国人に対する生活保護の支給は、あくまで地方公共団体の個別判断に委ねられており、生活保護支給の対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人とされていることに鑑みると、在留資格取得時の資産状況等と生活に困難している現状の双方を総合的に勘案して、支給の要否を決定する必要があると考えている。 ○このため、 ・入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人が、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」という在留資格の取得要件を満たしていたこと。 ・当該外国人から提出された立証資料に漏れなどがないこと。 などを確認したいと考えているが、現行の法規定では、当該事項を確認できる資料を地方入国管理局から確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu/kekka.html
H29	03_医療・福祉	その他	北播磨こども発達支援センター事務組合わかめゆ園	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和		児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第56条、医療法第21条2、医療法施行規則第21条の2	医療型児童発達支援における医師の配置要件の明確化	指定医療型児童発達支援事業における医師の配置要件の明確化	現在兵庫県でも医師不足が否定できない状況の中、当該施設は北播磨南側に所在し、88歳になる医師が常勤で勤務しており、後継者が居ない状況である。兵庫県や近隣の病院等へ非常勤医師も含めた医師を依頼をするも、見つからず、当該非常勤医師が欠けた後、現在のような勤務体制を確保することは極めて困難な見通しであり、近い将来閉鎖もしくは福祉型への変更を余儀なくされると考えている。そうなれば当園に連関する児童と保護者への影響は免れず、成長期の子供の療育が出来なくなる。また、福祉型へ移行すればドクターの指導の下での療育は行えないことと、外来児の受け入れや訓練が出来なくなるとともに近隣に外来を受け入れてくれる場所もない。 また、医療型の継続が不可能となれば、近隣での同様の施設はなく、放課後等デイサービスへの通所となるが、重度障害児等を受け入れる事業所は近隣においては受け入れを困難としている。その上、医療型から福祉型への変更をした場合、保育、療育、診療、摂食介助等を一貫して行っている施設が近隣にはなく、同じサービスを受けようとするば2か所から3か所以上を保護者が児童を連れて走り回ることとなり負担増はもとより不可能な状態となる。また児童の発達に関する療育が将来にわたり影響する。 従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制は閉鎖の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu/kekka.html
H29	03_医療・福祉	その他	北播磨こども発達支援センター事務組合わかめゆ園	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和		健康保険法第76条、高齢者の医療の確保に関する法律第71条、厚生労働省告示第63号	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	当該施設では、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行うため、保育・給食・送迎等の支援サービスに加え、治療（診療、リハビリテーション）を行っているところである。上記の診療報酬の算定方法の規定により、常勤医師一名が必要となった。 当地域には、当該施設以外の障害児リハビリテーション科を設けている施設が近隣になく、当該施設を卒業した児童が、継続的にリハビリテーションのケアを受けるために、当該施設の維持は重要となる。 当該施設の事情では、施設が非常勤医師の高齢化（現在68歳）と地域の医師不足による後任者不在により、施設の維持が困難となっている。 従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制（外来リハビリテーションに係る）は閉鎖の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu/kekka.html
H29	03_医療・福祉	一般市	日田市、大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和		健康保険法第61条 国民健康保険法第67条 船員保険法第51条 国家公務員共済組合法第48条 地方公務員共済組合法第51条 高齢者の医療の確保に関する法律第12条 平成26年12月5日付厚労省通知（保国初1205大1号）	保険者間調整の義務化	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、平成27年より保険者間において直接処理できる旨の日数を要する。新しい保険証が届くまでの間、市民は国民健康保険証を使って受診することがあり、後日国保連合会を経由した医療機関からの請求により無資格での受診が判明する。この場合、保険者から医療機関に対して、しそつ（差戻）を依頼して、医療機関から新保険者に提出していただいているが、全てには対応できていない。そのため、被保険者からの同意を得て保険者間調整を行うこととなるが、この場合も調整に応じない保険者があり、被保険者に保険者負担分全額を一旦負担してもらわなければならない。請求手続きも煩雑な上、時間を要する。さらに、通って資格の異動があった場合には、被保険者は多額の費用を準備する必要も生じる。また、被保険者からの同意書の提出がない場合は手続きを進めることができない。	―	
H29	01_土地利用（農地除く）	一般市	中津川市	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和		所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和を求める。	公共事業に係る用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人超えたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置（国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等）や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu/kekka.html	
H29	05_教育・文化	一般市	塩尻市	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条、25条、行政不服審査法第4条	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化	教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。	【経緯】 行政不服審査法（逐条解説）では、審査請求の審査庁となる上級行政庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に…」の部分が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となっている。 一方で平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育長通知では「…教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある…教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としており、指揮監督権が残っているのかにも解釈できる。 【支障事例】 教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の救済が困難になるなど業務に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明瞭な状態であるなど、国民のための行政救済制度が十分に機能していない。 また、教育長が審査庁となる場合、教育委員会が審査庁となる場合には不要の審判員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるとい矛盾が生じる。 【全国の実態】 全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分の審査庁を教育委員会にしている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 障害児及び障害者の相談支援については、相談支援の充実や質の向上に向けた検討の中で相談支援専門員の確保の方策について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭 22 法 164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 17 法 123) (1)障害児及び障害者の相談支援については、相談支援専門員の確保の観点から、専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する行動障害支援体制加算等を創設する。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 102 号))]		【厚生労働省】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 102 号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_305	
6【法務省(4)】【厚生労働省(35)】 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困難する外国人に対する生活保護の措置については、保護の実施機関が、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に対する事務手続を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平15法58)8条2項3号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成29年中に通知する。	--		【法務省】【厚生労働省】 外国人からの生活保護の申請に関する地方入国管理局への情報照会の取扱いについて(平成29年12月28日事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_306	
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (x)医療型児童発達支援(6条の2の2第3項)の医師の配置については、以下のとおりとする。 ・医師等の員数を算出する際の常勤換算の方法等の具体的基準を明示し、必ずしも常勤医が確保できなくても医療型児童発達支援の運営が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・医師の配置要件の緩和については、医師不足が深刻な地域の状況を踏まえ、医療の質の確保や診療所における管理者の常勤要件等との整合性等を考慮しつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (1)障害児(者)リハビリテーション料の施設基準については、提案の趣旨を踏まえつつ、限られた医療資源の有効活用などを考慮し、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準の在り方について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
--	--	--	--	--	--
6【内閣官房(2)】【総務省(17)】【法務省(5)】【農林水産省(16)】 【国土交通省(25)】 所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために取用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。					
6【文部科学省】 (12)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手続の在り方も含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【文部科学省】 (8)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) (1)教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁については、教育長が審査庁である旨を、都道府県教育委員会等に周知する。 [措置済み(平成30年3月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)] (1)教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査請求の手続に関する地方公共団体からの相談については、適切に対応するとともに、地方公共団体から当該審査請求に係る具体的な支障事例が示された場合には、改めて必要な検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁については、教育長が審査庁である旨を、都道府県教育委員会等に周知した。	【文部科学省】 教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分に係る不服申立ての審査庁について(平成30年3月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_311	文部科学省初等中等教育企画課